

第15回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○表彰状伝達	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○町長の説明	12
○議案第308号の上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第309号の上程、説明、質疑、委員会付託	27
○議案第310号～議案第314号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第315号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第316号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○会議時間の延長	36
○議案第317号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第318号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第319号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第320号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第321号の上程、説明、質疑、討論、採決	48

○議案第322号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第323号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第324号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第325号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第326号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第327号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第328号及び議案第329号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
○議案第330号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第331号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第332号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第333号及び議案第334号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第335号～議案第345号の上程、説明、質疑、委員会付託	69
○請願・陳情について	77
○散会の宣告	78

第 2 号 (3月11日)

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	79
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	79
○事務局職員出席者	79
○開議の宣告	80
○一般質問	80
小林政次君	80
長田守弘君	92
今泉文克君	104
畑幸一君	121
円谷寛君	130
○休会について	145
○散会の宣告	145

第 3 号 (3月20日)

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○事務局職員出席者	1 4 8
○開議の宣告	1 4 9
○産業厚生常任委員長報告（議案第 3 0 8 号及び議案第 3 0 9 号）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 4 9
○予算審査特別委員長報告（平成 2 7 年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 1
○産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 8
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 6 1
○日程の追加	1 6 2
○意見書案第 2 3 号～意見書案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○閉議の宣告	1 6 6
○町長挨拶	1 6 6
○閉会の宣告	1 6 7
○署名議員	1 6 9

鏡石町告示第19号

第15回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月5日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成27年3月10日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成27年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年3月10日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第309号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第310号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第311号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第312号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第313号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第314号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第315号 鏡石町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第316号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第317号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第318号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第319号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第320号 鏡石町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第321号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第322号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第323号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第324号 鏡石町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第325号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第326号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第327号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第328号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第329号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第330号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第331号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第332号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第333号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第334号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算
- 日程第33 議案第336号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第337号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第338号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第339号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第37 議案第340号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第38 議案第341号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第39 議案第342号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第40 議案第343号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第41 議案第344号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第42 議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第43 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原子力災害 対策室長心得	菊地勝弘君	農業委員会 職務代理者	鈴木三代治君
教育委員会 委員長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第15回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎表彰状伝達

- 議長（渡辺定己君） ここで、会議に先立ち、全国町議会議長会自治功労者表彰の伝達を行います。
〔表彰状伝達〕（拍手）
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
3番、菊地洋君。
〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕
- 3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。
第15回の鏡石町議会定例会の会期予定について、ご報告申し上げます。
第15回鏡石町議会定例会会期予定表。
平成27年3月10日火曜日招集、日次、日、曜、会議内容でご報告いたします。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。
〔町長 遠藤栄作君 登壇〕
- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第15回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
ただいまは会議に先立ち、長年の議員活動のご功績により、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました円谷寛副議長様、今泉文克議員様、仲沼義春議員様、木原秀男議員様には、まことにおめでとうございませう。この受賞を機会に、機宜、町発展と町民福祉の向上のため、ますますご活躍されますことにご期待を申し上げます。おめでとうございました。
さて、3月もきょうで10日となり、日一日と春らしくなってきました。あす3月11日で、東日本大震災から丸4年を迎えます。議会開会中ではありますが、あすの午後2時46

分に、東日本大震災4周年追悼の黙禱と行いますので、議員、職員各位のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

本日、ここに第15回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、新条例制定2件、条例の一部改正14件、条例の廃止1件、字の区域変更1件、町道路線認定1件、平成26年度各会計補正予算8件、平成27年度各会計予算11件、合わせまして38件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで執行から、さきの定例会答弁に係る報告発言が求められておりますので、発言を許します。

上下水道課長、高原芳昭君。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） おはようございます。

さきの第14回定例会最終日におきまして、1番、円谷寛議員から、東京電力第一原子力発電所事故による下水道の汚泥処分に要した経費について、東京電力へ請求しているのかというご質問がございましたので、それらについてご答弁申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故におきまして、公共下水道につきましては、汚泥処分に要した費用について、流域下水道県中浄化センターで処理しておるところから、福島県が東京電力へ請求しております。

こちらにつきましては、町から維持管理負担金として納めておる中身であります。精算確定の後に、構成市町村へ維持管理負担金の精算という形で還付されております。ちなみに、平成26年度におきましては、平成25年度分といたしまして2,690万5,505円が精算還付ということで、汚泥処分をした経費の精算還付がなされております。こちらにつきましては、県中流域全体7億2,544万6,677円のうち約3.7%分の金額でございます。

また、農業集落排水事業につきましては、成田・深内浄化センターの汚泥処分につきましては、原発の影響がございません。基準値内のため、須賀川地方の衛生センターへ一般廃棄物ということで搬入を処理しているところで、経費等の負担はございません。

以上、ご答弁申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの11日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3カ月分をまとめて報告させていただきますので、ご了承願います。

1、検査の対象、平成26年11月分、平成26年12月分、平成27年1月分、以上、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金預金等の出納保管状況の検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成26年11月分につきましては、平成26年12月25日木曜日午前9時52分から正午まで、平成26年12月分につきましては、平成27年1月26日月曜日午前10時ちよ

うどから正午まで、平成27年1月分につきましては、平成27年2月25日水曜日午前9時52分から正午まで、以上のおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成26年11月分、平成26年12月分、平成27年1月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日における現金、預金、基金の残高は、添付資料のおりでございます。

以上のおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告書。

平成27年2月須賀川地方広域消防組合議会定例日程表。

議事日程第1号、平成27年2月19日木曜日午後3時30分開議。

第1、会期の決定。本日1日限り。

第2、会議録署名議員の指名。3番、石川町の大野議員、4番、平田村の瀬谷議員の2名であります。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 平成26年度須賀川地方広域消防組一般会計補正予算（第2号）。

第5、議案第3号 平成27年度須賀川地方広域消防組一般会計予算。

なお、議案3件は、いずれも満場一致で可決承認をされました。

なお、詳しくは配付されましたお手元の冊子をお見通しをいただきたいと思います。

以上、広域消防組合議会の報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合定例会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成27年2月16日月曜日午前10時30分開議。

第1、会期の決定、本日限り。

第2、会議録署名議員の指名、11番、石堂正章議員、1番、大倉雅志議員、2番、渡部勉議員の3名です。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の承認でございます。審議なし、討論なし、承認されました。

第4、議案第2号 平成26年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）。歳入歳出とも328万円。質疑なし、討論なし、原案のとおり可決されました。

第5、議案第3号 平成27年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算。27年度、7億7,060万3,000円、前年度比528万4,000円、0.7%の増でございます。一般会計については、11番、石堂正章議員より質問、斎場費に関してのメンテナンス、工事請負費などの老朽化による対応、新しい斎場に向けての理解をいただけるような事業の検討の質問でした。8番、大倉雅志議員の質問、埋立地の処理問題の計画、放射能の飛灰基準の処理方法などの質問でした。他は質疑なし、討論なし、本案は原案のとおり可決されました。

詳細は、配付資料に記載されています。

以上をもって、須賀川地方保健環境組合定例会のご報告といたします。終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、3番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○3番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） 公立岩瀬病院企業団議会報告をいたします。

平成26年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程。平成26年12月25日木曜日午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、議長の選挙。

追加議事日程（第1号の追加）。

第1、副議長の選挙。

第2、議席の指定。

第3、会期の決定。

第4、会議録署名議員の指名、1番、2番、3番議員が指名されました。

第5、議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

議席の番号につきましては、1ページのほうに掲載をしております。議長に須賀川市議会選出、大越彰氏、副議長に鏡石町議会選出、菊地洋がそれぞれ選出をされました。

第6号議案につきましては、満場一致で長谷部一雄氏が監査委員に選任をされました。

続きまして、平成27年第1回公立岩瀬病院企業団議会臨時会議事日程。平成27年2月17日火曜日午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）。

第2号につきましては、6,000万円の産科病棟の実質設計に対する補正が提出をされました。1ページ、2ページのほうお開きをいただき、参考にしていただければというふうに思います。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

議会運営委員長、3番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 議会運営委員会から事務調査の報告を申し上げます。

平成27年3月10日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。鏡石町議会運営委員会委員長、菊地洋。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成27年1月28日水曜日から29日木曜日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、類似自治体（人口や面積規模が類似する）議会及び先進議会の活動実態を調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。

2、調査自治体（議会）、栃木県高根沢町議会、栃木県那珂川町議会。

3、調査項目、（1）議会主催の住民懇談会・議会報告会について、（2）議会インターネット中継について、（3）議会運営について。

4、参加者、議会運営委員6人、議長、事務局長、計8人。

調査内容及び結果、栃木県高根沢町、町の概要、面積70.9キロ平米、人口3万36人（平成27年1月現在）。

〔「朗読省略」の声あり〕

○3番（議会運営委員長 菊地 洋君） 朗読省略の声が出ましたので、まとめさせていただきます。

まとめ、高根沢町では合併を機に、町民から議員定数問題や議会の役割について厳しい意見が多くあった。いい町長がいれば、議会は要らないのではとの声もあった。そうした声に対し明確な答えを出し、開かれた議会を目指して議会改革に取り組んできた。議員の職業に会社員がいないこともあり、多くの町民の声を聞くことが重要であると認識を共有した。新たな課題に着手していない場合や気づかないこともあり、こうした部分に対する議会からの提言は重要性が高まった。一例を挙げると、高齢者の健康づくり、福祉行政と保健体育行政にまたがる業務を提言していく役割、これが議会に求めるものである。

こうした住民実態に基づく声や住民パワーをすくい上げていくために報告会は有効であり、いろいろな生の意見を聞くことができると感じた。報告会は手間がかかり、住民からは厳しい意見が出されることもあるため、各議員の理解が大切であるということであった。

那珂川町では、議会改革の一環として議会基本条例を制定し、その中で報告会を行うこととした。町政懇談会と混同されることや、意見交換でばらばらな意見になってしまう等検討課題もあったが、その都度協議し改善等を行ってまいった。

行政面積が広いと、合併のため行政面積が広がったため、開催場所は4カ所としている等、工夫している面が見られた。報告会開催の周知方法にケーブルテレビを利用しているという点については、須賀川岩瀬地方では例のないものであった。

両町とも報告会は議会改革、そして開かれた議会を目指す一つの手段として実施しているもので、報告会そのものが多面化していない点について議会意識が高く、今後の議会活動について大いに参考となるものがあつた。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第15回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災からあすで丸4年となります。多くの被災者が一日も早く安全・安心な生活に戻れることを願うところであり、町としましても、土木災害復旧工事や農地災害復旧工事、公共施設等の修繕工事、原子力災害対策、そして継続

した被災者支援事業など、これまで全力で取り組んできた結果、復旧事業についてはほぼ完了を迎えました。今後とも新生鏡石町の復興と進化へ向け、全力で取り組む考えであります。

2月1日、いわゆるイスラム国による邦人拘束事件は最悪の結末を迎えてしまいました。1月20日の殺害予告の動画公開から、釈放の要求をひたすら訴えてきた家族や政府の交渉もむなしく、非道、卑劣極まりないテロ行為に強い怒りを覚える結果とともに、深くお悔やみを申し上げ、今後このようなことが起きないよう政府の検証もあわせて、対応を注視してまいります。

1月26日に第189回通常国会が開会し、安倍首相は施政方針演説で戦後以来の大改革を進める決意を表明しました。大改革として、農協改革やTPP、原発再稼働、安全保障法制整備などが挙げられておりますが、憲法改正に向けた国民的な議論を深めていこうではないかと締めくくられたことから、憲法改正に着手するという決意が見えてまいりました。

また、積極的な外交を繰り広げている安倍首相の影響力に対し、日本が標的にされるのではないかと懸念が残されており、国民の生活が安定し安心して生活ができるよう、慎重な対応を願うものであります。

平成27年度の日本経済について、政府の見通しでは、雇用、所得環境が引き続き改善し、好循環がさらに進展すると見込んでおりますが、経済の脆弱な部分的を絞り、かつスピード感を持って対応を行う緊急経済対策として、3兆5,000億円の平成26年度補正予算が成立したところです。

これには、地域住民生活等緊急支援交付金や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の先行的実施事業が組み込まれており、町としてもこれらに対応するため、先月12日に鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置し、全庁的な取り組みを進めてまいります。

内堀知事として、初めての新年度当初予算案が発表されました。一般会計で総額1兆8,994億円と、前年度に比べ1,849億円ふえて平成25年度当初の1兆7,320億円を上回り、過去最大となりました。新しい産業の創出や人口減少対策に積極的に予算が配分され、被災者の生活再建を加速させる編成とされています。そのうち震災と原発関連分は18.2%増の1兆287億円と初めて1兆円を超え、ふくしま国際医療科学センターや南相馬市、三春町における県環境創造センターの設置、新年度に市町村の除染がピークを迎えることが大きくなった要因とされています。

2月24日福島県は、東京電力福島第一原子力発電事故に伴う、県内の除染で出た汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設への搬入受け入れを表明しました。これは、国が示した搬入開始条件が、地元の意向を踏まえた対応がなされていると評価され、大熊、双葉両町初め、双葉郡8町村長との協議を踏まえ受け入れを決定したものであり、25日には県庁において望月環境相と竹下復興相に搬入受け入れを伝え、安全協定が結ばれました。除染廃棄物を一時保

管している市町村にとっては歓迎の一方、建設予定地の住民によっては、用地交渉も進まない状況の中での決定に、住民不在の判断だと、国や県の対応に批判も寄せられています。

今回の搬入受け入れにより中間貯蔵施設の条件は整ったこととなりますが、施設完成の見通しは立っておらず、さらには大量となる除染廃棄物搬入の受け皿として十分な規模が確保できるか、県内各地域からの大量の輸送トラックの走行による不安など、まだまだ数多くの課題が残っておりますが、一日でも早い輸送ができるよう、国・県の対応を見守ってまいりたいと思います。

うれしいニュースとして、太平洋沿岸で首都圏と浜通り、仙台圏とを結ぶ総延長300.4キロの大動脈となる常磐自動車道が3月1日開通いたしました。東日本大震災と福島第一原子力発電所事故で苦しむ本県にとって、長年の悲願となっていた常磐道の開通は、今後の物流強化や観光振興などの全線開通がもたらす効果と復興の加速化に期待が寄せられています。

町における12月議会以降の主なきことでは、魅力あるまちづくり実行委員会により進められていた町公式のイメージキャラクターが昨年12月に完成し、年賀交歓会において初のお披露目が行われました。これまで、町内各施設での活動やキャラクター活用の相談も多数寄せられておりますので、今後とも町のPRに積極的に活用してまいります。

1月11日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、151名の新成人がめでたく成人を迎えられました。より身近な成人式、そして自主性の観点から昨年に引き続き、新成人者による進行で式典が進められました。

新成人の皆様には、激動の社会へと船出することになりますが、若い情熱と新しい価値観、たくましい行動力で人生のさまざまな壁を乗り越えていただきたいと願っております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の災害復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業及び農業施設災害復旧事業とも補助事業は全て完了し、現在は単独事業の早期完了に向けて工事を進めております。単独事業でも小規模なものについては完了しておりますが、笠石308号線外道路災害復旧工事及び五斗蒔2号線、豊郷中100号線災害復旧工事については、資材や人手不足などの理由から事業の繰り越しをお願いするものであります。

被災者支援事業として整備している災害公営住宅建設事業については、現在のところ、建屋及び外構工事の細部の仕上げに入っているところであり、今月16日の完了予定となっております。同時に入居者の募集及び決定を順次行うなど、4月からの入居に備え事務を進めております。

次に、原発事故対策としての一般住宅の除染事業につきましては、発注してございました鏡

田地区205戸については、宅内空間線量モニタリングの結果に基づき、地区内の道路側溝も含めた除染作業を進めております。また、久来石地区に233戸についても空間線量モニタリングを実施中であり、順次結果に基づき除染作業を進めてまいります。

仮置き場の状況につきましては、高久田地区仮置き場として、岩瀬農業高校の敷地内に早期の完成を目指し造成工事を進めているところであります。

自家消費野菜等及び学校給食食材放射能測定事業につきましては、ほとんどが不検出で基準値を超えるものは検出されておらず、引き続き安心・安全な食品、食材の確保に努めてまいります。

また、2月3日には町図書館において「放射線と健康について」をテーマに、福島県立医科大学の熊谷敦史氏による健康セミナーを開催しました。

進化する鏡石実行プロジェクトの駅に降りてみたくなる事業として、12月に田んぼアート実行委員会が開催され、浦島太郎と町公式キャラクター、牧場のあーさーを新年度のテーマとすることが決定されました。

4月から県内で実施されるふくしまDC事業においても、鳥見山公園の桜やアヤメ、昨年好評であったJR東日本とのタイアップ企画、駅からハイキング、空から桜を眺める桜フライトなどのイベントとあわせ、おもてなしの準備を進めてまいりたいと考えております。また、駅西側に設置を進めておりました東日本大震災復興シンボルモニュメントについても、4月にお披露目を開催する予定となっています。

住んでみたくなる事業として、一般住宅に太陽光発電システムを設置した方へ8万円を限度として補助する、住宅用太陽光発電システム導入事業を国・県補助事業と連携して実施し、さらに町外の方を対象とした12万円を限度とする加算補助により定住促進にも努めております。2月末現在の実績としまして、町外5件を含め合計29件、発電量135.5キロワット、269万円を交付決定いたしました。

次に、子ども元気復活交付金事業の鳥見山テニスコート人工芝張りかえ工事につきましては、昨年12月に工事を着工し、3月末完成に向けて施工中であり、4月には完成記念事業を計画しているところです。

次に、第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像とし、その実現に向けては、町民相互のきずな、すなわち、やさしさとふれあい、と一歩先を目指す復興と進化を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、新たな町づくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」としての、行財政の改革と進歩管理における町税の収納状況については、ことし1月末現在、現年度分で81.02%と前年同期に比べ0.44%の増となっておりますが、滞納繰越分については14.65%と前年同期

6. 61%減と厳しい状況にあります。

町としましては、このような厳しい状況から収納率向上対策として、昨年末に収納率向上対策強化月間を設け、全庁体制による滞納者の戸別訪問を実施したところであり、徴収目標を上回る収納を達成しておりますが、依然として厳しい状況にありますので、さらなる強化対策を講じるとともに税の公平性、公正性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入については、全庁的に対応するためのプロジェクトチームを2月に設置したところであり、現在のところ、来年1月の利用開始に向けて各種システムの改修を進めているところではありますが、国においてシステム改修に要する計画及び設計に日数を要し、事業着手がおくれるため、関連予算の繰り越しが必要となりますので、今定例会に繰越明許費を設定するものであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」としては、小・中学校緊急環境改善事業として、第二小学校、中学校の全教室へのエアコン設置工事につきましては、2月20日開会の第12回議会臨時会において請負契約締結を議決いただきましたので、早期完成に努めてまいります。

また、昨年10月に発注しました鏡石中学校の耐震補強と大規模改修工事の設計業務委託は、3月末を工期として業務を進めているところであり、

次に、学校支援地域本部事業（学校応援団）につきましては、2月末の時点で延べ581名のボランティアにより、支援件数44件、延べ111回にわたり、幼稚園、小・中学校の活動支援を行ってまいりました。

コーディネーターによるきめ細かなサポートにより、地域の人々が個々の特性を生かした教育活動が定着しているものと考えているところであり、ボランティアとして参加いただいている皆様に感謝申し上げるとともに、地域ぐるみで子供たちを育てるという意識をさらに高めてまいりたいと思います。

生涯学習機会の拡大とスポーツの振興については、生涯学習文化協会と公民館の共催事業として開催していますいきいき学級やジョイフルライフ講座、おとなの講座（男性専科）を初め、公民館事業として開催したガーデニング講座、アドベンチャークラブなどの事業も予定どおり全事業を終え、閉校式を行ったところです。

受講者からは、各種講座の中で人との交流が図られた、の声も聞かれ、生きがいにづくりに向けた次年度の計画を策定しているところであり、生きがいに満ちた毎日の生活を送ることは生涯学習の基本でありますので、今後も生きがいにづくりのサポートに努めてまいりたいと思います。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、健康増進事業として、各種健診の診断結果をもとに個別相談、事後指導等を行うとともに、特定保健指導における健康教室を実施し、

自発的な健康づくりの実践を支援しております。

また、ラジオ体操、みんなの体操を多年代の町民が室内外で気軽に取り組める運動として積極的に普及し、被災後の健康の保持増進と地域交流の促進を図るため、町総合スポーツクラブなどと共催連携し、去る3月1日には約100名の参加をいただき開催するなど、今後も実演講習会などを実施してまいります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、在宅福祉事業や生きがいづくり事業を計画的に実施するとともに、介護保険制度の適正な運用については、要介護者が持つ心身の能力を生かし、自立した生活を営めるよう、平成27年度からスタートする第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を65歳以上の全町民を対象にアンケートを実施し、関係機関、団体の皆様からご意見をいただき策定をしました。

児童福祉と子育て支援として、保育所、児童館、放課後児童クラブ、つどいの広場の運営及び認定こども園の運営支援を行っており、特に認定こども園並びに町立保育所の次年度の入所児童の募集が終了し、合計192名の受け入れが決定され、現時点での待機児童は発生しない状況であります。

障がい者福祉の充実においては、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として2月末現在1億4,125万2,000円を給付しました。

また、障がい者施策を近年の情勢を勘案して推進するため、平成27年度から平成29年度までの3年間を期間とする第4期障がい者福祉計画についてアンケート調査を実施し、関係団体の代表者による計画策定会議のご意見をいただきながら策定をしました。

子ども医療費助成事業については、子育て支援の範囲を平成24年10月から高校3年生まで拡大して取り組んでおりますが、1月末の助成状況につきましては、2万2,693件、4,965万2,000円で前年比229件、244万2,000円の増となっており、子供たちの健康づくりと子育て支援策として有効にご利用いただいているものと思います。

全国の市町村国民健康保険事業につきましては、小規模保険者が多く財政が不安定となりやすい上に、低所得の被保険者や高齢者が多く加入しており、保険税負担が重く、医療費水準が高い傾向にあることから、現在国において開会中の通常国会に、医療保険制度改革関連法案を提出予定で準備が進められているところであり、本法案により市町村の国民健康保険を平成30年度から都道府県と共同運営し、逼迫する財政の安定化に向けて取り組む予定となっております。

福島県においては、これまで平成22年12月に福島縣市町村国民健康保険広域化等支援方針を策定し、本方針に基づき広域化に向けて取り組んできております。具体的には、現在本

町でも採用している所得割、資産割、均等割、平等割の4方式の自治体については、資産割を廃止し3方式に移行することを目指すというものであり、本町においても、平成26年度において資産割の縮小、廃止に向けたシミュレーションを行い、その影響などを検討してまいりましたが、資産割の廃止に伴って大きな影響を受けないことが確認されましたので、スムーズな移行に向けて理解が得られるように、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」につきましては、平成26年産米の価格下落により、稲作の生産原価を下回る価格であり、農業経営の基盤を揺るがす状況となっております。

町は米価下落緊急対策として、主食用米の種子購入に係る経費の2分の1を助成することとし、本議会に補正予算を計上させていただきましたので、ご理解の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。さらに、農業経営特別資金の貸し付けに対しては、利子補給により無利子化を実施いたします。

平成27年度の経営所得安定対策では、本町の平成27年産米の生産目標数量については、県内一律配分とされ、26年度対比で30トン、面積換算で5.7ヘクタールの減少となる数値が配分されました。これを受けて、各農家に生産目標量の配分と制度の説明会を、去る2月23日から4日間、町内8カ所で開催し、生産調整に伴う制度活用について説明をしたところがあります。

農地水環境保全管理支払交付金事業につきましては、既存の3団体（鏡田地区、高久田地区、笠石地区）は、新制度（多面的機能支払交付金事業）への切りかえを完了し、新たに仁井田地区が認定を受け、久来石地区は設立総会まで終了しました。なお、その他の地区につきましても説明会など設立に向けた協議を進めているところであります。

農産物PR支援事業については、首都圏や沖縄県北谷町での販売PR活動を支援し、生産農家の皆さん自身での販路拡大に向けた活動を実施したところであります。

地域産業6次化推進事業につきましては、12月から6次化支援研修会を3回にわたり開催し、専門家による研修や現状視察などを通し、基本的な理解と基本スキルを身につけた人材の育成に努めてまいりました。今後は、ビジネスプランの形成や事業の具体化へ向けた支援を継続してまいります。

地域づくり事業では、町観光地域づくりアクションプランの策定作業を進め、1月から3回にわたり、住民参加によるワークショップを開催いたしました。ワークショップでは、多くの意見が提案されましたので、これらの内容をアクションプランに反映をさせながら、観光地域づくりを進めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」

につきましての、鏡石駅東第1土地区画整理事業については、跨線橋北側東町周辺を1次宅地造成工事、鏡石中学校南側は区画道路の築造工事を進めております。この工事は、上下水道工事と調整しながら鋭意整備中であり、道路工事、上下水道工事ともに資材、重機、人手不足の事態が生じており、事業繰り越しをお願いするものであります。

社会資本整備総合交付金事業の中外線、鏡田499号線改良工事については、完了となりましたので供用を開始しましたが、久来石行方蓮池西線改良工事は、資材、重機、人手不足の事態が生じており、事業繰り越しのお願いをするものであります。

既存住宅の耐震診断をするための住宅建築安全ストック形成事業については、補助金交付要綱に基づく申請及び協議で2カ所の耐震診断を完了しました。

県営ため池整備事業につきましては、県営事業として平成31年度までの6年間で事業を推進してまいります。測量設計に関する説明会が実施され、地元地権者の合意形成に努めました。

次に、水資源の確保と供給事業では、繰り越し事業でありました第5次上水道拡張事業南高久田ポンプ築造工事が1月末に竣工し、引き続き発注しました鹿島・東鹿島・南高久田水源及びポンプ場の電気計装設備工事等については、年度内竣工の予定となっております。

駅東土地区画整理事業関連配水管布設工事及び第5次拡張事業旭町地内導配水管布設がえ工事については、既に着工しておりますが、関係機関との調整に時間を要したため、年度内完成が図れない状態であり、繰り越しをお願いしながら事業の推進を図るものであります。

公共下水道事業では、計画した駅東第1土地区画整理事業地区に係る管渠整備について着工し、関係課と調整を進めておりましたが、事業の進捗により年度内完成が厳しい状況となることから、繰り越しをお願いするものであります。

省エネ・省資源のまちづくりとして、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、非常時における防災対策本部機能や避難住民の受け入れなどを行う防災拠点施設に太陽光発電パネルや蓄電池等を導入し、必要とされる最低限機能を維持する再生可能エネルギー導入防災拠点支援事業につきましては、役場庁舎と公民館に太陽光発電パネルと蓄電池設備を、現在それぞれ設置工事中であります。

次に、平成27年度の予算の概要について申し上げます。

平成27年度の予算編成に当たりましては、国内外の経済動向や本町を取り巻く極めて厳しい現状を認識し、行政が担うべき役割を見直し持続可能な財政構造の構築を踏まえ、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画の主要事業について政策評価を行うとともに、町の将来像である、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、5つの柱を基軸に、限られた予算の中で各種事業への重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては、99億3,528万円で前年度比3.1%減の予算となりました。

平成27年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計56億9,000万円、国民健康保険特別会計16億7,330万円、後期高齢者医療特別会計9,676万1,000円、介護保険特別会計7億6,362万9,000円、土地取得事業特別会計2,002万8,000円、工業団地事業特別会計4,700万3,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計2億2,300万円、育英資金貸付費特別会計1,113万2,000円、公共下水道事業特別会計5億170万円、農業集落排水事業特別会計6,760万円、上水道事業会計8億4,113万3,000円。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面では、歳入全体の約25%を占める町税について、法人町民税は、前年に引き続き減少傾向であり3.4%減の8,808万5,000円、個人町民税については1.6%増の4億2,273万6,000円と見込み、固定資産税にあつては、企業の課税免除等により前年対比1.6%減の8億2,999万4,000円となり、町税総額では、前年比0.7%減の14億6,554万3,000円を計上したところであります。

さらに、地方交付税は、震災復旧・復興事業の進捗による震災復興交付税が減少することにより、臨時財政対策債を含め、前年比5.7%減の15億4,546万5,000円を計上しております。繰入金については、財政調整基金から1億9,197万1,000円のほか、がんばるぞ鏡石震災復興基金から5,863万7,000円、全体で2億5,061万5,000円を計上しております。町債については、臨時財政対策債を除き前年比24.3%、7,210万円増の3億6,900万円を、特に中学校耐震補強、大規模改修事業に2億2,850万円を計上したところであります。

一方歳出面においては、徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画のもとに、新たな感覚で施策の評価を行い、総合計画の基本理念、やさしさとふれあい、復興と進化を基軸に各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、災害復旧事業、被災者支援事業、防災関係事業、原子力災害対策事業、進化する鏡石実行プロジェクトなどとした5分野と、第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

災害復旧事業としては、農業施設災害復旧事業300万円、公共土木施設災害復旧事業900万円、災害復旧派遣職員事業1,747万3,000円、被災者支援事業としては、応急仮設住宅維持管理事業263万3,000円、災害援護資金貸付事業500万円、防災関係事業としては、消防団OB災害支援隊支援事業164万6,000円、防災情報通信設備改修事業4,200万円、避難所案内看板設置事業400万円、消防屯所建設事業2,380万円、原子力災害対策事業としては、除染用仮置き場事業5,750万円、一般住宅等除染対策事業3億2,100万円、土木施設等除染対策

事業2億370万円、進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業730万円、通りを歩いてみたくなる事業1,052万円、住んでみたくなる事業270万円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では、新地方公会計制度整備事業646万2,000円、町税等納税環境整備事業185万円、社会保障・税番号制導入事業4,989万6,000円、教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野では、中学校耐震補強、大規模改修事業3億7,500万円、体育協会、かがみいしスポーツクラブ支援975万円、健康増進事業予防接種事業4,827万8,000円、須賀川市を中心に岩瀬・石川地方の市町村が協力して、県立医科大から産科医、小児科医の派遣のための寄付講座の町負担として、周産期、小児地域医療支援事業330万円、福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、ハッピーイートプログラム事業327万円、認定保育園支援事業1億7,998万6,000円、障がい者福祉関連事業2億2,270万2,000円、天栄村と合同による消費生活相談体制強化事業217万3,000円、産業振興分野では、農地集積集約化対策事業340万円、梨池下地区県営ため池等整備事業2,333万5,000円、魅力あるまちづくり事業263万6,000円、都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業2億2,300万円、第5次上水道拡張事業4億8,124万9,000円、社会資本整備総合交付金事業1億684万7,000円などに取り組む予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議案第309号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、事業に係る人員、運営方法等の基準を定めるものであります。

議案第310号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第314号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例につきましては、新しい教育委員会制度の施行に伴い教育長及び教育委員長に係る所要の改正を行うものであります。

議案第315号 鏡石町行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続法の一部改正に伴い、権利利益の保護充実のための手続を整備するための改正であります。

議案第316号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県の人事委員会の勧告を踏まえ、給料月額及び諸手当の額を改正するものであります。

議案第317号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第6期介護保険事業計画に伴う保険料率の改正をするものであり、議案第318号 鏡石町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の制定について及び議案第319号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護サービスの基準を国の省令に基づいて条例の改正を行うものであります。

議案第320号 鏡石町保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年度から始まる子ども・子育て支援制度における保育料については、国が定める額を限度として、市町村が定めるとされたことによる改正であります。

議案第321号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の改正に伴い、道路占用料の額を改正するものであります。

議案第322号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、排水基準の改正であり、議案第323号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、保育料改正と同様に授業料についても国の定める額を限度として、市町村が定めるとされたことに伴う改正であります。

議案第324号 鏡石町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、新しい基準の規定により古い基準を廃止するものであります。

議案第325号 字の区域の変更については、成田地区ほ場整備事業に伴い字界の変更が必要となったため、議会の議決をお願いするものであり、議案第326号 町道路線の認定については、境土地区画整理地内の道路について町道認定を行うものであります。

議案第327号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきましては、地方創生関連予算及び年度末の事業費確定に伴う整理予算であります。主な歳入は、町税2,700万円、地域活性化、地域住民生活等緊急支援事業交付金4,696万6,000円の増額で、鳥見山公園テニスコート改修工事に伴う震災復興特別交付税、福島定住等緊急支援交付金合わせて4,447万9,000円の減額、除染対策事業交付金2億3,427万円の減額、雪害対策事業補助金3,996万4,000円の減額、主な歳出は、地方創生に係る消費喚起プレミアム商品券発行业業及び地域創生先行事業として4,800万円、庁舎新築事業基金積立金2,000万円の増額、除染対策事業委託料2億1,227万円の減額、テニスコート改修工事手法変更に伴う4,000万円の減額補正予算であります。

今年度繰越明許費につきましては、政府の26年度補正予算であります地方創生に係る地域活性化、地域住民等緊急支援事業4,847万円を初め、社会保障・税番号制度導入事業、除染対策事業、小・中学校緊急環境改善事業など15事業で総額6億392万7,000円を設定するものであります。

議案第328号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第333号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの6特別会計につきましても、年度末の

事業費確定に伴う補正予算及び繰越明許を設定するものであります。

議案第334号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましても、年度末事業費確定に伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第308号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

このたびの鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法関連におきまして、介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生労働省令で定めるとされておりました指定介護予防支援事業の人員運営基準等につきまして、市町村条例で平成27年3月31日までに定めることとなったための条例制定でございます。

2 ページをお開きください。

鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、目次でございます。

第1章、総則。

総則につきましては、第1条から第3条。

第2章につきましては、人員に関する基準でございます、第4条と第5条。

第3章につきましては、運営に関する基準でございます、第6条から第30条で規定してございます。

第4章につきましては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ということで、

第31条から第33条まで。

第5章につきましては、基準該当介護予防支援に関する基準でございまして、第34条に規定してございます。及び附則でございます。

次に、第1章、総則でございます。

第1条、趣旨でございしますが、この条例は介護保険法の規定に基づきまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち、基準該当介護予防の支援の事業に関する基準を定めるものと規定してございます。

第2条、基本方針でございます。

指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならないと規定してございます。

第3項をごらんください。

指定介護予防支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重しまして、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等、公平中立に行わなければならないと規定されております。

3ページをごらんください。

第4項につきましては、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センターなどによりまして、地域におけるさまざまな取り組みを行う者等との連携に努めなければならないと規定してございます。

第3条、申請者の要件でございますが、法人でなければならないということございまして、なお、鏡石町暴力団排除条例に規定している暴力団関係者を除くと規定してございます。

第2章、人員に関する基準でございます。

第4条、従業員の人員でございますけれども、指定に係る事業所ごとに1以上の人員の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないと規定してございます。

第5条、管理者でございましてけれども、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないという規定でございます。

続きまして、第3章、運営に関する基準でございます。

第6条につきましては、内容及び手続の説明及び同意でございまして、指定介護予防支援の提供の開始の際に、あらかじめ利用申込者またはその家族に対しまして、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付しまして説明を行い、同意を得なければならないと規定してございます。

次のページをお開きください。

第3項につきましては、文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他情報通信の技術を使用する方法でなければならないということで、以下こちら記載のとおりでございます。

5ページをごらんください。

第7条、提供拒否の禁止でございます。

正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならないということでございます。

第8条については、サービス提供困難時の対応でございまして、他の指定介護予防支援事業者の紹介、その他の必要な措置を講じなければならないと規定してございます。

第9条については、受給資格等の確認。

第10条については、要支援認定の申請に係る援助。

第11条については、身分を証する書類の携行。

第12条については、利用料等の受領について規定してございます。

次のページをお開きください。

6ページでございます。

第13条、保険給付の請求のための証明書の交付の規定。

第14条については、指定介護予防支援の業務の委託でございまして、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないということで、こちら記載のとおりでございます。

第15条につきましては、法定代理受領サービスに係る報告についての規定でございます。

7ページをごらんください。

第16条につきましては、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付。

第17条については、利用者に関する市町村への通知を規定してございます。

第18条、管理者の責務でございまして、担当職員、その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならないという規定でございます。

第19条につきましては、運営規定でございます。

次のページをお開きください。

第20条、勤務体制の確保でございます。

特に、第3項につきましては、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないと規定してございます。

第21条、設備及び備品等の規定。

第22条につきましては、従業者の健康管理。

第23条については掲示。

第24条につきましては、秘密保持についての規定でございます。

第25条、広告につきましては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならないと規定してございます。

9ページでございますが、第26条、介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等につきましては、特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置づけるべき旨の指示等を行ってはならないと規定してございます。

第27条、苦情処理でございます。

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないと規定してございます。

10ページをお開きください。

第28条、事故発生時の対応につきましては、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないという規定でございます。

第29条については、会計の区分。

第30条につきましては、記録の整備でございます。

第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございますが、第31条、指定介護予防支援の基本取り扱いの方針でございます。こちら記載のとおりでございます。

第32条、指定介護予防支援の具体的取扱方針でございますが、こちらは、第1号から14ページまで各項目で方針等を規定してございまして、14ページ、第28号までこちら記載のとおりでございます。

第33条、介護予防支援の提供に当たっての留意点を、こちら記載のとおりでございます。

第5章、基準該当介護予防支援に関する基準でございますが、第34条、準用でございます。

これについては、第2条及び第2章からの前章までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する、準用規定でございます。

附則でございますけれども、この条例は、平成27年4月1日から施行するというところでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第308号は、産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第309号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第309号 鏡石地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第309号 鏡石地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の理由のご説明を申し上げます。

16ページをお開きください。

このたびの、鏡石町地域介護支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、先ほどの議案第308号と同じく、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の、いわゆる第3次一括法関連におきまして介護保険法等の改正がなされ、これまでの厚生労働省令で定めることとされておりました地域包括支援センターの人員、運営基準等について、市町村条例で平成27年3月31日までに定めることとなったための条例の制定でございます。

17ページをごらんください。

鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例でございます。

1条については趣旨でございますが、介護保険法の規定によりまして、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとするものでございます。

第2条については基本方針でございますが、地域包括支援センターについては、各被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなけ

ればならないという規定でございます。

第3条につきましては職員に関する基準でございまして、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき、専らその職務に従事する常勤の職員の人数を定めているものでございます。

2項につきましても、その規定は、前項の規定にかかわらずということでございまして、そちら別に定めるということで、こちら記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

その2項に定めております基準でございます。こちら表のとおりでございまして、担当する区域における第1号被保険者の数によりまして、おおむね1,000人未満につきましては、前項に掲げる者のうちから1人または2人ということで、以下それぞれ1,000人以上2,000人未満、おおむね2,000人以上3,000人未満ということで、それぞれの職員配置基準を定めております。

附則につきましては、この条例は、平成27年4月1日から施行することということでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第309号 鏡石地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第309号は、産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第310号～議案第314号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第310号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件

に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第311号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第312号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第313号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第11、議案第314号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定についての5件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、日程第7、議案第310号、日程第8、議案第311号、日程第9、議案第312号、日程第10、議案第313号及び日程第11、議案第314号の5件を一括議題といたします。提出者から提案5件の一括提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

19ページをお願いいたします。

ただいま一括上程されました議案第310号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第311号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第312号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第313号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第314号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定までの5議案について、提案理由のご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の対応の見直しを図ることを目的とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、新しい教育委員会制度として地方教育行政制度の改革を行うための所要の改正を行うものでございます。

まず、議案第310号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページは改め文でございまして、まず題名につきまして、題名中「給与、」を削り、「勤務条件」の次に「及び職務に専念する義務の特例」を加えるものでございます。

第1条につきましては、新教育長の本給法令を改めるものでございます。

次に第2条、給与から第5条の勤務時間その他の勤務条件を削りまして、新しく第2条として、職務に専念する義務の特例規定を加えるものでありまして、さらに旅費の別表を削るものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成27年4月1日からとし、経過措置としまして、現在の教育長が教育委員会の委員として任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするものでございます。

次のページをごらんください。

次に、議案311号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましても、新しい教育委員会制度の施行に伴う改正であり、前議案におきまして削りました教育長の給与等の規定を本条例に加える所要の改正であります。

内容につきましては、次のページをお願いいたします。

まず、第1条として、町長、副町長の次に第3号として教育長を加え、給料月額及び旅費を定める別表に、同じく教育長の規定を加えるものでございます。

右のページにいきまして、附則として、施行期日と現教育長の在職に係る経過措置を設けるものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第312号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、新しい教育委員会制度の施行に伴う所要の改正と、昨年開館いたしました児童ふれあい交流館の館長を、別表非常勤特別職の区分に加える改正でございます。

内容につきましては、次のページをごらんいただきたいと思います。

まず第4条、費用弁償でございますが、第2項、教育長の規定を削除し、第5条、重複給与禁止規定に教育長を加えるものであります。

次に、特別職の別表中、教育委員会の委員長を削り教育委員会委員とし、新たに児童ふれあい交流館長を加えるものでございます。

附則としまして、施行期日を現教育長の在職に係る経過措置を設けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第313号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましても、新しい教育委員会制度の施行に伴う所要の改正でござ

ざいまして、内容につきましては、第2条、所掌事項の規定に教育長を加えるものでございます。

附則としまして、施行期日と現教育長の在職に係る経過措置を設けるものでございます。

次のページにいきまして、最後に、議案第314号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましても、新しい教育委員会制度の施行に伴う改正でございます。まず第2条、定義の第2項中、教育長を一般職の職員から削り特別職の職員に加えるものでございまして、附則としまして、施行期日と現教育長の在職に係る経過措置を設けるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより5件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより5件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第310号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第311号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第312号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第313号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第314号 鏡石町不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例の制定についての件の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第315号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第315号 鏡石町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 28ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第315号 鏡石町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、上位法であります行政手続法の一部改正により、国民の権利利益の保護充実のための手続が、新たに整備されたことに伴う改正でございます。

内容につきましては、次のページをごらんください。

まず、目次の第4章に第34条の2を加えまして、その次に第4章の2を新たに加えるものでございます。

第2条第5号につきましては、「名あて人」及び「拒否する」の語句をそれぞれ改めるものでございまして、第3条につきましては条文追加による改正、同条第5号から第4条及び第3条につきましては、これも同様に語句を改めるものでございます。

次に、第19条第5号に新しい法定後継人制度に定められました保佐監督人、補助人または補助監督人を加えるものであります。

第33条、行政指導の方式につきましては、第2項として行政指導を行う場合の規定を追加し、順次項を繰り上げまして、第4項第2号の通知文書に加え、電磁的記録を追加するものでございます。

次に、第34条の次に第34条の2、行政指導の中止等の求めとして、次のページをお願いいたします。法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、中止を求めることができる規定と、その申し出方法を追加するものでございます。

次に、第4章の次に第4章の2、処分等の求めを追加し、第34条の3として、法令違反の事実を発見した場合に、是正のための処分等を求めることができる規定及びその申し出方法を今回追加するものでございます。

附則としまして、施行期日と鏡石町税条例の適用除外規定の読みかえをするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第315号 鏡石町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第316号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第316号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 31ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第316号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、県人事委員会によります給与制度の総合的見直し勧告を踏まえまして、職員の給料別額及び諸手当の見直しを行う所要の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

まず第5条第4項につきましては、昇給をさせる職員から55歳を超える職員を除き、第5項に55歳を超える職員の昇給について、良好な成績で勤務した職員であって、町長の定めるものに限り行うものと定めるものでございます。

第9項、再任用職員につきましては、従来どおり昇給等の基準を適用させないものとするものでございます。

第11条、通勤手当につきましては、燃料価格の変動等を踏まえ支給限度額を見直すものであり、13条、単身赴任手当については、民間の支給実態を踏まえ見直すものでございます。

第17条の2につきましては、管理職員の特別勤務手当につきまして、週休日以外の日の夜間に、災害等緊急の必要により勤務した場合の支給規定を追加し、それぞれの支給額を定める所要の改正でございます。

第25条の2につきましては、再任用職員について、扶養手当、管理職手当の規定を適用しないとするものでございます。

次に、附則第11項につきましては、当分の間の措置として実施されております55歳を超える職員に対する減額措置については、今回の新給料法見直しによる引き下げ措置を講ずることから、5年間をもって廃止するものでございます。別表第1としまして、33ページから35ページを新給料表とするものでございます。

36ページをお願いいたします。

附則第1項としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとし、再任用職員に係る改正規定は公布の日から、昇給基準の改正規定は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、切りかえ日前の異動者における調整既定でありまして、第3項からは経過措置でございますが、今回の見直しに伴い新たな給料月額は、平成27年3月31日に受けていた給料ベース額に達しない職員に対しましては、4月1日から5年間に限り経過措置として、その差額を支給するものでございます。

第6項からは、寒冷地手当の経過措置ですが、平成16年の見直しから10年が経過し、今般新たな気象データに基づきまして、当町が支給地域から外れたことによる経過措置として、平成28年3月までは引き続き支給するものでございますが、平成28年11月から平成30年3月までにつきましては、現に支給対象職員の支給は、表に記載された額を減額して支給するものとするものでございます。

最後に、第10項につきましては、町長の委任事項でございまして、以上提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま議案説明をいただいたこととありますが、この316号、これにつきましては、県の人事委員会の勧告による町の条例の改正が提案されたということとございます。

その中で、最後に説明がありましたが、手当の20条の寒冷地手当に関する経過措置、これについてでございますが、よく私も条例等、どんなふうな状況になっているのか見てみたところとありますが、そうしますと寒冷地手当という支給の対象月が11月からこの3月まで、1年の中で5カ月間にわたって寒冷地手当が必要になっているというふうに、我が町の条例

ではなっているようでございます。

以前にもお話ししたことあったんですが、地球が温暖化というふうなことで騒がれております。そのときに、企業なんかはこういうものは、どんどん今はなくなっているんですが、町のほうでは、こういうものが今をもって継続している。

そうするとお伺いすると、県の人事委員会のほうの説明があるというふうに聞きますが、県の場合には、会津というふうな豪雪地帯、あるいは本当の寒冷地の部分もあると思います。この鏡石町の中で寒冷地手当というものが、私は非常に11月から3月までの5カ月間も長期にわたって支給される部分については、何かこうちょっと住民のほうから、相当どうなんだというふうな声が寄せられているのが実態でございます。

そのときに、また改めてこのようなことで、将来の廃止に向けてはいるのかとは思いますが、これを読んでいくと、だんだんわけがわからなくなってきました、ここには一つは旧寒冷地等在勤等職員というもの、それから新寒冷地等在勤等職員、それから特定旧寒冷地等在勤等職員というふうな3つの職員があるのかと思うんですが、我が町はこの職員の人数はどうなっているのか。それから、この3在勤職員の差は何なのかというふうなことを、一つはお伺いします。

あとそれから、現在、我が町では支給対象職員の数は何名になっているのか。これも扶養家族、月額1万7,800円、それから世帯主が1万200円、その他として7,360円、これも3段階に分かれているんですが、この人数でございます、それがどんなふうになっているのか。

あとそれから、3点目は、この基準日というのがここに幾つも出ているわけですが、この基準日の根拠というのが、どうもいろいろな条文を読むと、読めば読むほどわけがわからなくなっているものですから、その辺をもう一度説明をいただきたいということです。

それで、あとそれから減額の額ですが、この表にあります、28年11月から29年3月までが6,000円、それで29年11月から30年3月までは1万2,000円という額がここに記載されているんですが、その額はどこからこれだけの額を減額するのかというふうな、ちょっと十分理解、私はできておりませんので、このようなことをこの額はどの基準額から減額になるのか。

あと、それから寒冷地手当の対象なんですが、これはこれを見ていくと、旧寒冷地……

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） 今泉議員、時間延長します。

皆様にお諮りいたします。

時間延長して議事を進行したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

○議長（渡辺定己君） 続行してください。

○9番（今泉文克君） 新任職員は、この場合には、在勤職員、旧とか新寒冷地とか特定旧寒冷地とかとなってくると、ことし平成27年4月1日から採用になる職員は、寒冷地手当の対象になるのかどうか。

もしかして、これが旧職員はなっていて新職員はならないとなると、何かちょっと不公平感を感じるというふうに思いますので、これらの4点をもう一度説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時02分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

寒冷地手当につきましては、もともと国家公務員で定められました地域ごとの勤務に係る格差是正のための措置でございまして……

〔「もうちょっと大きい声で」の声あり〕

○総務課長（柳沼英夫君） 失礼しました。

寒冷地手当と申しますのは、国家公務員で定められております勤務地ごとの格差を是正するための措置、手当でございまして……

現在支給対象地域、1級から4級までございまして、現在のところ岩瀬郡というくくりで4級地に該当してございまして、今回の改正で岩瀬郡のうち鏡石だけが支給から対象外となるというような改正になってございまして……

現在支給されておりますのは、町長から基本的に全員でございまして103名でございまして……

次に、用語の内容でございまして……旧寒冷地等在勤等職員、旧とつきますのは、今回条例の改正でございまして、以前の現在の今ある条例の地域に、要するに岩瀬郡の地域に在勤する職員は4級ということで支給対象になっていると。次に、新寒冷地等在勤等職員、新寒冷

地等と申しますのは、改正後の新条例の規定に基づく職員でございます、今回対象から外れますので、寒冷地手当が支給されなくなるという内容でございます。

次に、特定旧寒冷地等在勤職員、特定がつかますので、ここにありますように、旧であって新でないものということで、現在、今現在支給対象になっている職員ということでご理解いただきたいと思っております。

次に、基準日というのが、6項、7項、8項に出てきますが、基準日の規定につきましては、毎年11月から翌年3月までの各月初日、要するに1日ですね、1日に在勤している職員というようなことが基準となっております。

次に、寒冷地手当の額でございますが、条例の第20条の第2項に、世帯主及びその他の職員、さらに、世帯主でも扶養のいる職員とそうでない職員の区分で金額が決まっております、今回28年3月まではこれまでのとおり支給しますが、28年11月から29年3月まではそれぞれの区分にあります金額から6,000円を引くと、29年11月から30年3月まではそれぞれの支給額から1万2,000円を引いた額を支給するというような改正になってございます。

ちなみに平成27年4月1日以降の職員は、新寒冷地手当等在勤等職員になりますので、今回の手当からは支給外となるというようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

9番、今泉文克君の再質問後の発言を許します。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 大体わかってきました。あと、先ほど質問した、支給対象職員の数はこの扶養家族の職員は何名か、世帯主が何名か、その他何名かというふうな支給対象の3段階に分かれている数字が漏れていると思いますので、再度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

数についてはちょっと、失礼しました。申しわけございません。

世帯主で扶養家族のある職員は48、扶養家族がなくてただ単に世帯主は23、その他30人。その他というのは世帯主でない職員ですね。合計しますと101になるんですが、育休2名おりましたので、2名を除きまして101というような内容になってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第316号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第317号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第317号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第317号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

38ページをお開きください。

このたびの鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第6期鏡石町介護保険事業計画の策定に伴いまして、今後、3年間のサービス量の推計により、新たに保険料の基準を定めまして、基準月額を4,800円とするものでございまして、また所得水準に応じてより細分化しました保険料の設定を行う観点から、政令が改正されまして標準段階が6段階から9段階に見直されることとなったため、町でもこれに準じて多段階化を行うためでございます。

また、附則にあっては、これまでの介護予防事業に加えまして、介護予防給付に位置づけられておりました訪問介護予防サービスと通所介護予防サービスが日常生活支援総合事業と

いたしまして地域支援事業に加わり、要支援者を含む高齢者等に対しまして地域の実情に合わせた柔軟な取り組みが可能とした事業であるとの規定によりまして、事業の施行日は平成27年4月1日でありますけれども、円滑な移行をするための準備期間が必要であるということで、平成29年4月1日まで事業の実施を猶予する規定を設けるものでございます。

39ページをごらんください。

鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、第2条各号列記以外の部分中、「24」を「27」、これにつきましては、計画期間の改定でございます。前期間につきましては24年から26年度まで、今回につきましては27年度から29年度ということでございます。そのための改定でございます、「24」を「27」、同条中「26」を「29」に改めるということでございます。

次に、同条各第1号中ということでございますけれども、第1段階ということでございまして、これは全て年額でございます。2万4,000円を2万8,800円に。同条第2号中、これについても年額でございますけれども、2段階ということで2万4,000円を4万3,200円に。同じく第3号を3万6,000円を4万3,200円。4号を4万8,000円を5万1,840円。同じく5号を6万円を5万7,600円に。同じく6号を7万2,000円から6万9,120円に改めるということでございまして、次に、多段階のために3号を加えるということでございまして、7号につきましては、年間7万4,880円。8号につきましては8万6,400円。9号については9万7,920円と定めるものでございます。

附則に次の1号を加えるということでございまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する介護予防、日常生活支援総合事業に関する経過措置ということで、先ほど申し上げたとおり、経過措置の中でございまして、施行日を27年4月1日から29年3月31日まで猶予し、同年4月1日から施行するという経過措置を加えるものでございます。

附則にあっては27年4月1日を施行と。経過措置につきましては27年度以降の年度分の保険料から適用しまして、26年度以前の年度分の保険についてはなお従前の例によるというものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第317号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第318号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第318号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第318号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

40ページをお開きください。

このたびの鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今般、国の改正省令が平成27年4月1日施行予定であることから、それに伴いまして改正するものでございます。

41ページをお開きください。

鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、目次中第9章を「複合型サービスを」ということで、「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるということ、サービスの名称をどうも紛らわしいというご意見等からサービスの名称の変更に伴うものでございます。

第6条中第2項ただし書き中ということをごさいますして、これにつきましても中身につきましては、中段の「事業所」の次に「の同一の敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、併設の規定を同一敷地内と改めるものでございます。

後半の同項8号中のことをごさいますけれども、先ほど申し上げたとおり、サービスの事業所の名前の改定でございます。23条第2項中については「定期的に外部の者による評価を受けて」を削除するものでございます。第32条第2項中ただし書き中ということ、これについてもサービス事業所名を明確にするために「指定夜間対応型訪問型介護事業所又は指定訪問看護事業所」に改めるものでございまして、これにつきましても下段、「定期巡回・随時対応型訪問看護」ということで用語の整理を図ったものでございます。

第60条中「できるよう」につきましても、明確な目的といたしまして「生活機能の維持又は向上を目指し」という文言を加えるということをごさいます。

第63条中第4項中ということをごさいますして、これについては項立ての整理でございまして、同条第3項の次に次の1項を加えるということをごさいます。第4号ただし書きということをごさいますして、これも「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」がということ、これについて規定を新たに設けて、下段、当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとするという規定でございます。

次に、第65条第1項中ということをごさいますして、これにつきましても先ほど申し上げた「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居」ということでの文言を加え、後段、「福祉施設」の次に「においては施設」を加えまして、次のページをお開きください。下段かぎ括弧の「法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。」等を加えるということをごさいます。

第78条の次に次の1条を加えるということ、これにつきましても新たに事故発生時の対応についての規定でございます。

第78条の2等につきましても、指定認知症対応型通所介護事業者にあつては、ということ、事故があったものについては連絡等必要な措置を講じなければならない等の規定をこちら記載のとおりでございます。

79条第2項については、こちらも条立て上の整理でございます。

第8条につきましても、40条を削ると。

第82条第6項中についても「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかの施設等が併設されている」ということで下の表について規定してございまして、次の表を加えるということをごさいます。当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等いずれかが併設されている場合ということ、それぞれこちら記載の表のとおりでございまして、条件としまして右側、介護職員及び下段につきましてもは看護師または准看護師を置く

という規定でございます。

43ページでございます。

これについても82条第7項中でございますが、これについてもサービス名称を「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業者」に等、文言の整理と改定するものでございまして、これについては記載のとおりでございます。

第85条第1項中の「25人」を「29人」に改めるということで、規模の改定でございまして、「次に「この登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあるは」」ということでございまして、それぞれ登録定員に応じまして下記のとおり利用定員ということで、こちら改めて規定するものでございます。

第91条第2項中「行うとともに」ということで、これにつきましては「定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改めるということでございます。

106条中のものについては条立ての整理でございます。

第110条第4項中のことについてもサービスの整理、111条第1項ただし書き中についても文言の整理でございます。

第113条第1項の次にただし書きを加えるということでございまして、これにつきましては各事業所についてのこれはユニット数ということで、1事業所における共同生活住居数を3とすることができる、これは規模の拡大を目指しているということでございまして、3という数字につきましてはユニット数ということでご理解いただきたいと思っております。

44ページをお開きください。

121条中、これにつきましても文言の整理、次のものについても130条の第9項中についても文言の整理でございます。

135条を削り、148条第2項第9号、これについても条立ての整理でございます。

第151条第4項中ということでございまして、これについても中身につきましてはそれぞれのサービス名の中身についてということと、後段、同条に次の1項を加えるということで、151条の第17項ということで追加ということでございます。これについては、介護支援専門員の数につきまして、それぞれの施設により規定する文言を加えるものでございます。

第152条第1項第6条のただし書きについては、これについても「福祉施設」という文言につきましては「指定地域密着型介護老人福祉施設」をこちらのほうで規定を加えているということでございます。

次に、176条第2項の次にということで7号を加えまして、次条における準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等を記録するという規定でございます。

第180条第1項第3号ただし書き中ということで、これについても先ほど申し上げたとおりの施設を加えるということでございます。

次に、第9章の章名を次のように改めるということで、これにつきましても先ほど来お話ししているように、サービスの名前が変わりまして、「看護小規模多機能型居宅介護」ということをございまして、これについてもこちらの190条中の中身については文言の整理ということでご理解をいただきたいと思ひます。以降、こちらもずっと、45ページに記載のとおり、文言の整理でございまして。

46ページをお開きください。

これについては、194条第1項中ということでございまして、これは、サービスの名前と基準の「25人」を「29人」に改めるということでございまして。

それと、この表を加えるということで、登録定数と利用定員、先ほど前段ご説明した中身と同じでございまして。

以下、195条、196条、197条等につきましても、先ほど来申し上げたとおり、サービスの名前等についての変更に伴うものでございまして。特に後半197条につきましても、複合型サービス計画等についても、こちら、文言の整理でございまして、ごらんのとおりでございまして。

47ページにつきましても、繰り返して大変恐縮でございまして、199条見出し、200条第1項中、201条、202条につきましても条文の整理でございまして。

最後に48ページでございまして。

附則でございまして。施行期日につきましては、平成27年4月1日施行ということでございまして第2条、第3条につきましては、介護予防訪問介護に関する経過措置等、通所介護に関する経過措置をこちら規定してございまして。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第318号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第319号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第319号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第319号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

49ページをお開きください。

このたびの鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今般同じく国の改正省令が平成27年4月1日施行予定であることから、それに合わせまして改正するものでございます。

50ページをお開きください。

これにつきましては、中身といたしまして、第7条第4項中ということで、こちらにつきましては、こちら、第4項といたしまして、ただし書きの場合ということでございまして、新たに「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が」ということでございまして、これについては新たに規定を設けるものでございまして、「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る」ということで、これにつきましては、当該サービス内容を提供する開始前に町長に届け出るものと新たに規定をするものでございます。

次に、これも文言の整理でございまして、サービス事業者の名前を訂正するものでございまして、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては」ということで、共同生活介護につきましてこちら、「ごとに」ということで改めまして、先ほどの改定条例と共通しております「福祉施設」においてということですが、の次に、「においては施設」ということでこちら、加えるということでございます。

後段につきましては、中身につきましては、第16条中につきましても文言の整理ということでご理解をいただきたいと思っております。これにつきましては第16条につきましては、条例につきましてもの対応でございまして、午前中に常任委員会のほうに付託を受けました新条例の制定に伴う改定内容でございます。第37条に次の1項を加えるということございまして、先ほど申し上げました、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者はということございまして、事故が発生した場合につきましては必要な措置を講じなければならないという規定でございます。

第44条第6項中でございますけれども、これにつきましては「併設されている」の次に、次の51ページの表でございますが、これも前段、前回、前の改正に伴います条項でございまして、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に、ということ、併設されている場合につきましては、このような中身でございまして、右側、介護職員、次に、下段につきましては、看護師または准看護師を置かなければならないという規定でございます。

次に、第44条中でございますが、これについてもサービスの名前が変わったということでご理解をいただきたいと思っております。

第45条第1項ただし書き中ということございまして、先ほども申し上げた中身でございまして「若しくは同一敷地内の」を「、同一敷地内の」に改めるということでございます。これについてもサービスの名前等が変わったところのご理解をいただきたいと思っております。

第46条中につきましても、このとおりでございまして、第47条の第1項中の「25人」を「29人」に改めるということ、こちら、登録定数をこちら利用定数、定員ということに定めるものでございます。

以下、文言の整理ということございまして、52ページをお開きください。これにつきましても記載のとおりでございまして、サービスの名前等について整理するものでございます。中段、第74条第1項に次のただし書きを加えるということございまして、これについてはこの効率的な運営に必要と認められる場合はにつきましては、一事業者における共同生活住居の数、先ほどもちょっとお話ししましたが、ユニット数につきましては2から3ということに認めるということでございます。その規定でございます。

以下、条文等の整理でございます。

附則につきましては、施行日が平成27年4月1日から施行するというごさいます。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第319号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第320号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第320号 鏡石町保育所条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第320号 鏡石町保育所条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

53ページをお開きください。

このたびの鏡石町保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て

て支援新制度において、利用者負担ではございます保育料について、国が定める額を限度といたしまして、市町村が定めることとなったための規定及び、平成26年度に岡ノ内保育園が開園したために1年間保育所分園を休園しておりましたが、その経過を見ており、待機児童も現在のところ発生していないということでございますので、今回、閉園とするための改正でございます。

鏡石町保育所条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「額は、」の次に、「国の定める額を上限として町長が」ということで、町長が定めるということで規定を加えます。別表中「町立鏡石保育所分園 鏡石町中央73番地 35名」を削ります。

附則といたしまして、平成27年4月1日から施行するとなっております。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第320号 鏡石町保育所条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第321号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第321号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正す

る条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第321号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、道路法施行例の一部改正が政令でなされました。占用料について改正されました。福島県道路占用料徴収条例も改正されたところでございまして、町は県に準拠した内容で一部を改正するものでございます。

55ページになります。

鏡石町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものでございまして、別表中、法32条第1項の1号に掲げる工作物第1種電柱1本につき1年「460円」が「360円」に改定。それから以下、57ページから59ページになりますが、政令第77条第9号に掲げる応急仮設建築物まで占用料を改定するものでございます。

附則につきましては施行日につきまして27年4月1日から施行するものでございます。

2、3につきましては経過措置でございます。

以上、議案第321号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第321号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第322号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第322号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

- 参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第322号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定につきましては、上位法であります下水道法で規定されております除害施設の設置に係る下水への排除基準が現在より厳しく強化されたことから、町下水道条例の一部を同様に改正するものであります。

鏡石町下水道条例の一部を改正する条例。

鏡石町下水道条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1号中の「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例につきましては平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明をいたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第322号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採

決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第323号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第20、議案第323号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第323号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

このたびの一部改正条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年度から公立幼稚園に対する就園奨励費制度が廃止されることから、階層区分による授業料を定めるための改正であります。

改正の内容につきましては、第4条第1項中、「月額4,000円とする。」ものを「国が定める額を上限として町長が別に定める。」に改めるものでございます。

附則につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第323号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第324号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、議案第324号 鏡石町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第324号 鏡石町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

62ページでございます。

このたびの鏡石町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、子ども・子育て新支援制度施行によりまして、鏡石町保育の必要性の認定基準に関する条例が制定されたことに伴いまして、旧制度としての認定基準である同条例を廃止する必要性が生じたためでございます。

鏡石町保育の実施に関する条例を廃止する条例につきましては、廃止するという一方で、附則といたしましては、この条例は新制度施行日に合わせまして平成27年4月1日から施行するとなっております。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第324号 鏡石町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第325号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議案第325号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

[産業課長 小貫正信君 登壇]

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第325号 字の区域の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの字の区域の変更につきましては、成田地区ほ場整備事業の土地改良事業施行に伴い、新たな字界へ変更する必要があることから、地方自治法第260条第1項の規定により、表のとおり変更するものであります。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行するものであります。

具体的には、新設されました道路や河川などに新たに字界を設定し、63ページからの表に記載のとおり、左の字名は今回編入される新字となり、右の字名が今回編入される区域となるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第325号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第326号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第326号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第326号 町道路線の認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの町道認定につきましては、境土地区画整理組合の換地処分清算解散にかかわる道路引き継ぎするものでございます。

道路法第8条第2項の規定によりまして、町道路線を次のとおり認定するものでございます。

路線名につきましては、鏡田522号線、起点になりますが、前山312番地、終点が前山35番地、延長が54.51メートル、幅員は3.8メートルから8.31メートルとなります。

以上、議案第326号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第326号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第327号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第327号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） 議案書67ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第327号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、地方創生関係の補正予算並びに年度末事業費確定に伴う予算の整理及び繰越明許費に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,055万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,581万3,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費の設定、それから第3条は債務負担行為の補正であります。

議案書の70ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」といたしまして、2款総務費、1項総務管理費の地域活性化・地域住民等緊急支援事業ほか、14事業合計で6億392万7,000円を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

次に、下の表の第3表の債務負担行為の補正につきましては、追加といたしまして震災対策等資金利子補給事業に係る期間限度額を記載のとおり定めるものであります。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの補正予算について質問がございます。

1点ですが、放射能対策費、大分金額が大きいものですから2億3,427万円なんてする減額だったんですけども、これは、あれなんでしょうか、仕事が間に合わなくて使えなかったのか、それともやる場所がなくなったのか余ったのか、その辺をもう少し詳しく説明してください。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

原子力対策室長心得、菊地君。

〔原子力災害対策室長心得 菊地勝弘君 登壇〕

○原子力災害対策室長心得（菊地勝弘君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

原子力対策室の放射能対策費2億3,427万円の減額補正であります。今回の補正であります。まず、201こちらの事務費に関しては事業費確定による減額でございます。

202の仮置き場の事業費に関しましては、当初予算では仮置き場2カ所分で予算計上しておりましたが、実質1カ所の工事造成でありましたので、そちらに伴います減額でございます。

204総務課の除染対策事業に関しましては、町営住宅並びに定住促進住宅の除染費用を見ておりましたが、こちらは東京電力によります除染推進の協力によって、線量測定並びに除染作業を実施しているところでございます。

206の産業課分の除染対策費につきましては、農用地の除染並びにふれあいの森の除染費用でございます。農用地の除染に関しましては件数、戸数とも減額によります減、並びに

ふれあいの森につきましては、除染対象面積による減額でございます。

207健康福祉課、208教育課のいずれの除染対策費用でございますが、こちらも先ほどの204と同様に東京電力の除染対策のほうでご協力いただいた結果、線量を測定しまして除染をする箇所が大幅に減っております。実際やらないということでありませぬので、老人センター、公民館、図書館等の除染は実施しますが、町費からは支出しないで実施するというところでございます。

209の上下水道課の部分については、桜岡の浄水場の除染費用を見ておりましたが、こちらは職員によって線量測定をしまして、除染対象する箇所がないという結果に基づきまして減額するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 86ページ、7番の企画費、これの中で、216鏡石町地域創生総合ビジョンの策定業務委託、それと委託料の地方創生先行事業業務委託と、この中身を少しお願いしたいんですけども。

○議長（渡辺定己君） 畑議員、もう少しマイクにくっつけてしゃべると聞こえますからよろしくをお願いします。

質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ページ数でいきますと87ページの216地域活性化・地域住民等緊急支援事業の中の鏡石町地域創生総合ビジョン策定業務委託と地方創生先行事業業務委託についてご答弁申し上げます。

これにつきましては、26年度国の政府補正予算で決まりました地域活性化・地域住民等緊急支援交付金の中の地域創生総合ビジョンにつきましては、国がつくりました総合戦略に対して、地方がつくる総合戦略の委託に係る経費でございます。

次に、地方創生先行事業業務委託につきましては、26年度補正によりまして、この総合ビジョンをつくる前段階で、先に事業を取り込んで実施する事業でございまして、総合戦略策定事業と地方創生先行事業あわせてこのように地域活性化・地域住民等緊急支援事業でくくられている事業でございます。あとこれに、消費喚起プレミアム商品券発行事業が入ってくるというような中身でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉文克でございます。

83ページの16款の寄附金でございますが、これ、302万円ほど今回、指定になっておりますが、先ほど件数が12件というふうに副町長のほうから説明があったのか、その件数の確認が1点でございます。

あともう一つは、89ページの総務費のこの庁舎新築事業費積立金2,000万円ということ、ここで計上しております。きょう朝一番に監査の方のほうからの報告で、3,200万円でしたか3,600万円だかの11月の段階で庁舎基金のほうに戻してありますよね。そうすると町の条例は昨年の3月だけに3,000万円という基金条例を2,000万円に減額して改正しておりますよね。そうすると、減額してある資金を町の事業に何らかにこう、運用していこうというふうなことでやっている情状の中でありますから、そこに新たにこの1年間で5,000万円も庁舎資金のほうに戻さなくちゃならない何か理由というのはこれ、あるわけですか。その辺をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、ふるさと納税のご質問でございますが、副町長答弁12件ということで、個人が12件、団体が3件というような内容でございました。

次に、89ページ庁舎新築事業基金積立金2,000万円と申しますのは、条例で2,000万円以上と改正されましたので、2,000万円を積み立てるものでございます。なお、3,000万円につきましては、ちょっと資料が、ちょっと私持ってきてませんでしたので、後ほどご答弁させていただきますと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 副課長、聞いているかな。資料すぐ用意するように。

〔「資料はけさの月例出納検査報告だから。ここの中の11月の項目に庁舎新築事業、きょういないからしゃべっちゃまずいな。そこ記載されてるから」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 答弁するのかどうか。手挙げてちゃんと答えてくれ。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど配られました例月出納検査の11月末のところの11月収入額が3万6,232円でございます。これについては預金の利子でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問は。

今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 大変失礼しました。月例出納は3万6,000円だったですね。どうもいつも1,000円という単位が頭にあるものですから、そのまま解釈してしまいました。

指定寄附金ということでございますが、先ほど、前に以前説明もらったときは15と聞いていたものですから、今の説明が12というふうなことであって、団体が3つプラスに今になりましたからわかったんですが、これ、指定寄附金ですから主にどのようなことを寄附者は目的にされたのか、その重要な部分だけで結構でございますので、説明をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと鏡石ありがたいの寄附金をいただくときに、使途希望事項の該当がございます。今般15件ありましたが、1件が校舎改築、それ以外は指定なしというような内容でございました。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 101ページの工事請負費なんですけど、鳥見山テニスコート、これ、4,000万円のダウンなんですけれども、これは、ちょっと概略は聞いておったんですが、これだけのダウンだったらば、見積もりする必要もないのかなというふうな気がするものが一つと、あと、こういうふうにダウンしたらば入札をやり直すということは考えられないのかな。それとも業者がレベル的にどうだったのかというふうなことをご説明願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

テニスコートの工事費の減額でございますが、最初に9月の段階で復興交付金ということで申請しました。見積もりをいただきまして、自前で申請したところでございます。その後、福島県の支援機構のほうに委託設計を出しまして、その委託をする段階で事業費を事業を進めるためにスムーズに進めるためには当初予定していましたが下層分の路盤を全部撤去しまして、そして路盤をつくって芝を張るという方法だったんですが、それよりも安価でスムーズに進むということで、今の路盤を生かした中で人口芝を張りつけるというふうな設計の段階での金額の変更でございまして、事業者による工事発注からの減額ではないことをご理解いただきたいというふうに思っております。

その設計に基づきまして、12月に工事を指名競争入札で執行したところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 木原議員の再質問の発言を許します。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 再質問いたします。

業者的な選定の方法なんだけれども、工事に際してそれだけの能力というか、資格というふうなものは十分にあったということなんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 11番議員の再質問にご答弁させていただきます。

業者選定に対する業者の能力は十分であったかのご質問でございますが、工事を発注する際につきましても、審議会等で業者を選定しまして、工事を発注しておりますので、能力は十分あるかというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 6番、畑幸一です。

82ページの15款2目の財産売払収入、土地売払収入の58万4,000円、これはどんな物件とか場所とか等で、ひとつ内容教えていただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、土地、売り払いしましたのは、五斗蒔と境と深内町地内1件ずつでございまして、五斗蒔につきましては、用悪水路の払い下げ、境については町の水路、深内地内については町道を個人及び事業者払い下げたものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第327号 平成26年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第328号及び議案第329号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第328号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第26、議案第329号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第25、議案第328号及び日程第26、議案第329号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第328号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第329号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書104ページをお願い申し上げます。

まず初めに議案第328号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、一般療養給付費並びに高額療養費の実績に伴う増額補正でございます。第1条におきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,447万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億621万4,000円とするものでございます。

また、第2条におきましては、繰越明許費の計上でございます。

106ページをお願い申し上げます。

「第2表 繰越明許費」でございますが、こちらにつきましても一般会計同様、国が進めております社会保障・税番号制度の導入に当たりまして、国民健康保険事業につきましてもシステム改修の必要がございますので、国における事業着手の遅延から319万7,000円を繰り越しするものでございます。

次に、110ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 次に、124ページでございます。

議案第329号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、歳入歳出の予算の額の増減はございません。前議案同様、国が進めております社会保障・税番号制度導入に当たりまして、後期高齢者医療事業につきましてもシステム改修の必要がございますので、国における事業計画の遅延から繰越明許費を計上するものでございます。

詳細は125ページ「第1表 繰越明許費」でございますけれども、後期高齢者医療事業といたしまして112万4,000円を繰り越し計上するものでございます。

以上、一括上程されました議案第328号並びに議案第329号の2議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第328号 平成26年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第329号 平成26年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第330号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第27、議案第330号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第330号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

127ページでございます。

第1条、このたびの補正につきましては、事務費経費の確定及び介護サービス等の介護給

付費の実績によりまして増額する必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,381万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては128ページ第2表をごらんください。

このたびの繰越明許費にあつては平成26年度社会保障・税番号制度システム整備費に係るものでございまして、国において介護保険事業のシステム改修に要する計画及び設計に日数を要し、事業着手に遅延が生じたため、166万4,000円を次年度に繰り越すものでございます。

次に、補正予算の詳細につきましては、132ページからの事項別明細書についてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第330号 平成26年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第331号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第28、議案第331号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整

理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第331号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末の工事金が確定したことから、事業費を減額するものでございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,473万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,005万6,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費の計上でございます、140ページになります。

「第2表 繰越明許費事業費」でございます、1款事業費、1項事業費、事業名駅東第1土地区画整理事業4,703万7,000円の計上をするものでございまして、これらについては道路の築造工事が1件、それから宅地造成の1次造成工事ということで1件、合わせて2件の工事になります。

内容につきましては、144ページの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第331号 平成26年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第332号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第29、議案第332号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第332号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明いたします。

このたびの補正につきましては、平成26年度の貸付者の確定及び育英資金への寄附によるものであります。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ311万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を763万7,000円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、156ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（関根邦夫君） 以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第332号 平成26年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第333号及び議案第334号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第30、議案第333号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第31、議案第334号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました議案第333号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）並びに議案第334号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

162ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、議案第333号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、予算補正はございませんが、第1条、繰越明許費の設定でございます。26年度事業におきまして年度内完了が図れないことから繰り越しをお願いするものでありまして、163ページで説明させていただきますが、「第1表 繰越明許費」、2款事業費、1項事業費、公共下水道事業5,000万円を繰り越すものであります。

次に、165ページをお開きいただきたいと思います。

議案第334号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、国道4号関係第5次施設拡張事業の年度末における事業が確定したことから収益的収入及び支出並びに資本的収入、支出の予定額の補正をするもの

であります。

まず初めに第2条収益的収入及び支出でございますが、既決予定額に収入及び支出それぞれ300万円を減額し、合計2億4,484万2,000円とするものであります。

次に、第3条資本的収入及び支出でございますが、予算4条本文括弧中の過年度分損益勘定留保資金6,544万7,000円を過年度分損益勘定留保資金7,626万5,000円に改め、資本的収入におきましては既決予定額から6,683万6,000円を減額し、1億7,740万円にするものでありまして、支出では既決予定額から5,601万8,000円を減額し、2億8,691万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては168ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第333号 平成26年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第334号 平成26年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第335号～議案第345号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第32、議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算から日程第42、議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第335号から議案第345号までの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第335号 平成27年度一般会計予算ほか平成27年度特別会計予算9件及び平成27年度上水道事業会計予算の11件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の平成27年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,000万円とするものであります。

第2条の継続費につきましては、6ページ第2表といたしまして新地方公会計制度導入及び公共施設等総合管理計画策定事業に係る総額、年度、年割額を定めるものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、同じく6ページの第3表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業ほか3件につきまして、期間、限度額につきまして記載のとおり定めるものでございます。

第4条、地方債につきましては、7ページ第4表といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤事業ほか8件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第5条の一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第6条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページをお願いいたします。

こちらで「第1表 歳入歳出予算」によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

1款町税といたしまして、14億6,554万3,000円、2款地方譲与税としまして7,070万円、3款利子割交付金としまして210万円、4款配当割交付金といたしまして160万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして48万円、6款地方消費税交付金としまして1億6,400万円、7款自動車取得税交付金としまして690万円、8款地方特例交付金としまして760万円、9款地方交付金としまして13億4,996万5,000円、10款交通安全対策特別交付金としまして200万円、11款分担金及び負担金としまして4,052万2,000円、12款使用料及び手数料としまして6,506万8,000円。

3ページになります。

13款国庫支出金としまして5億9,311万7,000円、14款県支出金としまして9億9,430万4,000円、15款財産収入としまして208万1,000円、16款寄附金としまして5万1,000円、17款繰入金としまして2億5,061万5,000円、18款繰越金としまして3,000万円、19款諸収入としまして7,885万4,000円、20款町債としまして5億6,450万円、合わせまして歳入合計が56億9,000万円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

1款議会費といたしまして9,040万2,000円、2款総務費としまして6億3,323万円、3款民生費としまして13億7,086万円、4款衛生費としまして8億8,278万5,000円、5款労働費としまして529万4,000円、6款農林水産業費としまして3億8,506万円、7款商工費としまして8,890万5,000円。

5ページになります。

8款土木費としまして4億8,608万5,000円、9款消防費としまして2億8,853万6,000円、10款教育費としまして8億9,251万円、11款災害復旧費としまして3,729万6,000円、12款公債費としまして4億9,426万8,000円、14款予備費としまして3,476万9,000円、合わせまして歳出合計56億9,000万円。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお開き願います。

特別会計になります。

初めに、議案第336号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明

を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,330万円とするものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

「第1表 歳入歳出予算」、まず歳入の部であります。

1款国民健康保険税から10款諸収入まで記載のとおりであります。

主なものといたしましては、1款国民健康保険税4億2,148万6,000円、2款国庫支出金3億6,349万9,000円、4款前期高齢者交付金2億5,088万8,000円、6款共同事業交付金4億229万5,000円、合わせて歳入合計が16億7,330万円であります。

3ページになります。

歳出の部であります。

歳出につきましては、1款総務費から4ページ11款予備費まで記載のとおりであります。主な内容をご説明申し上げます。

2款保険給付費が8億8,489万8,000円、3款後期高齢者支援金が2億695万6,000円、これらを合わせまして歳出合計が4ページになりますが、16億7,330万であります。

以上、計上させていただきました。

29ページをお開き願います。

29ページが議案第337号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,676万1,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入額の最高額を4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては30ページでご説明を申し上げます。

30ページ「第1表 歳入歳出予算」。

歳入につきましては、1款の後期高齢者医療保険料から5款の諸収入まで記載のとおりであります。主な内容といたしまして、1款後期高齢者医療保険料としまして6,676万1,000円、3款の繰入金としまして2,909万7,000円、合わせまして歳入合計が9,676万1,000円あります。

31ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から4款の予備費まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、2款の後期高齢者医療広域連合納付金が9,256万5,000円であります。合わせて歳出合計が9,676万1,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお開き願います。

43ページになります。

議案第338号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,362万9,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金といたしましては、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定めるものであります。

第3条におきましては歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次、44ページの第1表によりまして概要についてご説明を申し上げます。

44ページ「第1表 歳入歳出予算」。

歳入につきましては、1款の保険料から9款の繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款の保険料が1億8,025万1,000円、3款国庫支出金1億7,105万6,000円、4款支払基金交付金が2億23万円、合わせまして7億6,362万9,000円であります。

45ページになります。

歳出につきましては、1款の総務費から9款の予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款保険給付費が7億3,076万9,000円あります。歳出合わせまして合計が7億6,362万9,000円あります。

以上、計上いたしました。

69ページをお開き願います。

69ページになります。

議案第339号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条としまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,002万8,000円と定めるものであります。

70ページからの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

「第1表 歳入歳出予算」。

まず歳入であります。

歳入につきましては、1 款の財産収入から 3 款の繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2 款繰入金が2,000万円、合わせまして歳入合計が2,002万8,000円であります。

71ページ、歳出の部であります。

歳出につきましては、1 款の総務費から 4 款予備費まで記載のとおりであります。

その主なものにつきましては、3 款諸支出金が2,000万1,000円あります。合わせて歳出合計が2,002万8,000円あります。

以上、計上させていただきました。

81ページをお開き願います。

81ページになります。

議案第340号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,700万3,000円と定めるものであります。

82ページの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

82ページ「第1表 歳入歳出予算」。

歳入の部であります。

歳入につきましては、1 款の財産収入から 5 款の使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、5 款使用料及び手数料4,699万8,000円、合わせまして歳入合計が4,700万3,000円あります。

83ページ、歳出の部であります。

歳出につきましては、1 款の総務費から 4 款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2 款事業費、4,550万4,000円、合わせまして歳出の合計4,700万3,000円あります。

以上、計上させていただきました。

93ページをお開き願います。

93ページ、議案第341号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,300万円と定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、96ページの「第2表 地方債」といたしまして、区画整理事業の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

94ページの第1表によりましてその概要についてご説明を申し上げます。

94ページ「第1表 歳入歳出予算」。

歳入の部であります。

歳入につきましては、1款の繰入金から7款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金8,944万3,000円、3款国庫支出金5,670万5,000円、5款町債4,170万円、合わせて歳入合計が2億2,300万円であります。

95ページ、歳出の部であります。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款事業費2億667万2,000円、合わせて歳出合計2億2,300万円であります。

以上、計上させていただきました。

111ページをお開き願います。

111ページ、議案第342号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,113万2,000円と定めるものであります。

112ページの第1表によりまして概要をご説明させていただきます。

112ページ「第1表 歳入歳出予算」。

歳入につきましては、1款の繰入金から5款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金476万、3款諸収入が636万、合わせて歳入合計1,113万2,000円であります。

113ページ、歳出の部であります。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款育英資金貸付金1,110万円、合わせて歳出合計1,113万2,000円であります。

以上、計上させていただきました。

123ページをお開き願います。

123ページ、議案第343号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億170万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、126ページ「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成27年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定め

るものであります。

第3条、地方債につきましては、126ページの「第3表 地方債」といたしまして、公共下水道事業債ほか3件の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入額の最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、124ページ第1表によりご説明を申し上げます。

124ページ「第1表 歳入歳出予算」。

歳入の部であります。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から8款町債まで記載のとおりであります。その内容につきましては、2款使用料及び手数料は1億3,438万2,000円、5款繰入金が1億4,592万9,000円、8款町債が1億7,460万円、合わせて歳入合計5億170万円であります。

125ページ、歳出の部であります。

歳出につきましては、1款の総務費から5款の予備費まで記載のとおりであります。その内容につきましては、2款事業費が1億2,088万3,000円、3款公債費が2億9,058万3,000円、合わせまして歳出合計5億170万円であります。

以上、計上させていただきました。

143ページをお願いいたします。

143ページ、議案第344号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,760万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、146ページ「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給金事業（平成27年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、146ページ「第3表 地方債」といたしまして、資本費平準化債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

予算の概要につきましては144ページ第1表によりご説明申し上げます。

144ページ「第1表 歳入歳出予算」、歳入の部。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から7款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料が854万1,000円、4款繰入金が4,225万6,000円、7款町債が1,680万。合わせまして歳入合計が6,760万円であります。

145ページが歳出の部であります。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が2,559万6,000円、3款公債費が4,137万4,000円、合わせて歳出合計が6,760万円であります。

以上、計上させていただきました。

161ページをお開き願います。

161ページ、議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,447戸、年間総給水量が122万9,999立方メートル、1日平均給水量が3,370立方メートルと定めるものであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、営業収益が2億2,838万4,000円、営業外収益が932万2,000円、特別利益が1,000円で合計いたしまして水道事業収益が2億3,770万7,000円であります。

支出の部であります。

営業費用が2億268万3,000円、営業外費用が2,978万7,000円、特別損失が10万円、予備費が513万7,000円、合計いたしまして水道事業費用が2億3,770万7,000円であります。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の合計を4億9,396万円、それから資本的支出の合計を、次のページになりますが6億342万6,000円と定めるものでありまして、戻りまして161ページになりますが、第4条の2行目になります。不足をする額、1億946万6,000円は過年度分損益勘定留保資金6,974万4,000円、建設改良積立金2,500万円、及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,472万2,000円で補填するものであります。

162ページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、石綿セメント管更新事業、第5次拡張事業につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を1億6,000万円とし、第7条におきましては予定支出の各項の経費の金額を流用することができる定めをしたものであります。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条におきましては、たな卸資産の購入限度額は705万6,000円と定めるものであります。

以上、平成27年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせて11会計の予算につきましてその概要をご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成27年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

平成27年度鏡石町各会計予算審査特別委員会委員に、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 3時27分

開議 午後 3時50分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成27年度鏡石町各会計予算審査特別委員会委員長に長田守弘君、同副委員長に小林政次君が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第43、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第4号及び陳情第24号、第25号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

第 2 号

平成27年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年3月11日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理者 兼 会室長	長谷川静男君	農業委員会 農事務局長	車田光男君
原子力災害 対策室長 心得	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員会 委員 会長	塩田重男君	選挙管理 委員会 委員長	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 皆さん、おはようございます。本日のトップバッターで一般質問をさせていただきます5番、小林政次でございます。

きのうの春うらの天気とは一変し、けさは雪景色となりました。三寒四温の言葉のとおり、寒さと暖かさの繰り返しであります。しかし、今後は、日一日と朝夕の冷え込みも春らしくなると思われれます。町内に見られる黄色いフクジュソウも見ごろを迎え、梅等のつぼみも大きく膨らみ、今にも咲きそうな様相を見せております。これからは、心弾む春本番の到来を待つ季節となっております。

さて、未曾有の大震災、原発事故からきょうで4年を迎えたところでありますが、本町の震災の復旧は、ほとんどが終わりに近づき、農地等の災害復旧等、残すところわずかとなっております。

しかし、原発事故の傷跡は想像を絶し、1年以上も高濃度の排水が海に流出していたと、さらには最新鋭機のALPSをもってしても、トリチウムが残ってしまう状態であり、4年が過ぎても汚染水処理のめどがつかない現状であります。さらには、汚染水を保管するタンクが林立し、保管場所の敷地の心配もなされている状態であります。ましてや、廃炉への道のりは見当もつかないほど遠い道のりであり、次世代の方へ大きな負の遺産を残す結果となっております。本町でも、除染等の後処理がまだまだ続いております。

このような中で、政府は川内原発等の稼働を容認すると、原発推進の方針をとっております。

す。廃炉の技術が確定されていない現状での稼働に対し、「喉元過ぎれば熱さ忘れる」の例えがありますが、大きな危惧を覚えるものであります。

子供のころ読んだ本に、町の中心部に底が見えないほど大きくて深い穴があり、そこへ大人たちはごみと汚いものを投げ続けていました。ある日、疑問に思った子供が「どうして投げるの。穴がいっぱいになったらどうするの」と聞いたところ、大人は「昔からこうして捨てていたの。底が見えないほど深いから大丈夫なの」と答えました。ところが、ある日、たくさん大人たちが天を仰いで騒いでいました。子供も天を見ると、無数のごみが降ってきているとの内容でありました。このように、後先を考えない、根拠のない、その場限りの、自分たちさえよければよい、また技術と後処理の手段のないシステムは、いつかは報いを受けるものであります。

福島は、先駆けて原発事故の洗礼を受けましたが、ほかの地域で二度とこのようなことが起きないように祈るものであり、改めて津波等で犠牲になった方々のご冥福をお祈りいたします。

さて、4月からデスティネーションキャンペーンを迎えることとなり、福島県並びに鏡石町の飛躍的観光の誘客に、「牧場のあーさー」とともに大いに盛り上げていただきたいと期待するものであります。

今般、新年度予算の骨格も固まり、1、2月に概要説明がなされたところであります。1月に説明がありましたが、27年度予算編成は、中学校を初めとした公共施設の大規模改修や社会保障関係費、公債費が高水準で推移することもあり、極めて厳しい現状である。そのため、町職員全員がその認識を共有し、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう一層の創意工夫を凝らし、予算編成の基本方針に沿って取り組むものとするあり、今回の一般会計56億9,000万円、特別会計を合わせた総額約99億3,500万円の予算案が示されたところであります。通常予算に戻りつつある新年度予算の執行に当たり、町長の2期目の手腕に大いに期待するところであります。

つきましては、新年度主要事業計画と主に新規事業等についてお尋ねいたします。

1、新年度予算について。

(1) 防災行政無線屋外拡声子局等更新工事(4カ所)4,200万円の工事理由と詳細。また、今後も整備計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(柳沼英夫君) おはようございます。

ただいまの5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災行政無線屋外拡声子局等の更新工事につきましては、既存の設備としまして役場にあ

ります親局及び町内31カ所の子局がございまして、平成5年に導入しております。

現在、総務省では、防災通信の高度化によりまして、使用電波をアナログ方式からデジタル方式への転換を推奨しております。

また、約22年が過ぎまして設備の老朽化が見られ、更新も困難となることから、防災通信機能の拡充と強化を図るために新設備への更新を5カ年計画で進めていくものでございます。

なお、新年度につきましては、町内全域の電波の調査と親局及び4カ所の子局の更新を考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、全国的に災害が頻発していますが、今回、避難場所等の案内看板を設置するとのこと、時宜に即した施策と思われまます。なお、津波関係では、宮城、岩手県等の誘導については、約2年前から設置が終了していると聞いておりますが、さて、今回の設置に当たっては、防災マップはもちろんのこと、耐震関係等を考慮し設置すると思われまますが、お尋ねいたします。

（2）避難所案内看板設置事業は、具体的にどのようなものを考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

避難所案内看板設置事業につきましては、昨年度、平成26年3月に地域防災計画を改定しまして、避難所と避難場所についても見直しを行いました。町内の学校や集会所、公園など23カ所の施設を指定したところでございます。この避難施設の敷地内に国内共通の避難所のマークをつけました看板を設置しまして、町民に対して避難施設であることを周知するものでございます。

また、このほか避難施設の周知につきましては、町広報紙やホームページ、現在作成中の防災マップを全世帯に配布する予定となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま23カ所の防災施設ということ、避難所ということですが、その看板の数というのはおおよそどのくらいになりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 避難所、避難場所の施設の明示をするものでございますので、現在のところ23カ所を最低でもつけたいと、それ以外につきましては今後協議、調整してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、「駅に降りてみたくなる」「通りを歩いてみたくなる」「住んでみたくなる」事業の進化する鏡石実行プロジェクトの一つ、通りを歩いてみたくなる事業としてグリーンロード整備事業が上げられていますが、お尋ねいたします。

（3）グリーンロード花壇設置事業の詳細はどのようなものか。

また、現在アヤメが植栽されている場所並びにあやめの里づくり事業との兼ね合い（整合性）はどうするのかお尋ねいたします。

例えば、笠石にもアヤメが植栽されているところがありましたけれども、その辺の兼ね合いも一緒にお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 5番議員の質問にご答弁を申し上げます。

当町は、総面積約31.25平方キロと県内では3番目に小さい町でございます。駅を中心としたコンパクトタウンとして、駅に降りてみたい、それから歩いてみたい、住んでみたい町づくりを目指しているところでございます。

その一環といたしまして、新年度になります、駅周辺の整備としてグリーンロードの花壇設置事業を考えております。

内容につきましては、現在のグリーンロードの片側にアヤメ等を植栽してございますが、花いっぱい運動などで植栽している花などを取り入れまして、両側に植栽することによりまして、年間を通じまして楽しんでいただきたいというふうに考えております。そのために、アヤメについては、植えかえに合わせましてスポット的な植栽とし、一年中花が咲き誇る魅力ある町づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、アヤメにつきましては、当町の町花でもございますので、引き続きあやめの里づくりとして取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 課長、笠石のアヤメのこと、答弁にない。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 大変失礼しました。

ちょっと抜けたみたいでございますが、笠石のアヤメにつきましては、引き続きアヤメということで一緒に考えておりました、取り組みについては引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、町税等の滞納繰り越しがかなりの額になりますが、これらの解消は不公平是正のためにも不可欠であります。昨年ですか、NHKで徴税プロジェクト、徴税Gメンの特集番組を放映しましたが、鏡石町ももう少し力を入れるべきと思われま。

そこでお尋ねいたします。

（4）徴税等納税環境整備事業として、徴収嘱託員を配置し、町税等を効果的に徴収する体制の強化とあるが、具体的にはどのような業務を行うのか。また、滞納整理まで行うのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

徴収嘱託員につきましては、町税等を効果的に徴収し、町財政運営の安定に資することを目的に滞納整理を主な業務として、平成22年度から配置してございます。

具体的な業務の内容につきましては、滞納徴税の訪問徴収を含めた納付督促、預金調査を中心とした財産調査並びに差し押さえ等の滞納処分を行ってございます。

ちなみに、平成26年度2月末現在でありますけれども、債権につきましては46件、中身については預金、給与、国税還付金、不動産賃料等の差し押さえ等を行いまして、換価金につきましては324万9,000円ほどの金額を換価してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほど46件ですか、給与等の差し押さえ等を行ったということでございますが、実際のそういう該当者ですか、それは先ほど46件でございますが、実際行ったのは。該当者というのはもう少しいると思うんです。それは、何件くらいなのか。

それと、この差し押さえの関係は、何人くらいでやっておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） まず、今の滞納の状況でございますけれども、年度末で申し上げますと、全体では1,300件を超える件数になってございます。

内訳ですと、全体では、金額的には全体で3億ちょっとになりますけれども、その中の約半分、50%が国民健康保険税の滞納になってございます。そちらを今重点的にということで行っているものでございまして、差し押さえ等については、不動産の差し押さえは今のところしてございません。この中では、預金、それから給与の差し押さえというようなことでやってございますので、件数については今手持ちございませんが、そちらについてはこの徴収嘱託員と職員とで出向きまして行っているということで、その都度になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 約1,300件のうち46件ですね、実際やっておるのは。それで、50%が国保税ということで、かなりの金額を占めております。この国保税の中には、所得が低い方ですか、その減免措置等がありますので、50%というのは本当に多いという感じがします。

それで、先ほども申しましたけれども、NHKで全国の徴税Gメン、そういう方がこういうふうには徴収してということで、個別的に差し押さえとか、徴収しているところをやりましたけれども、そういうところに職員が行って研修をすると。そういうことで、もう少し徴収の強化、それをしないとだんだんこの国保税の50%がほかにも影響して、それが波及的に繰り越しがだんだん多くなる。それで、その解消のためには、この結論で落とすというような繰り返しになると思うんですね。不納欠損となれば、入るものが入らないということになりますので、その辺の、どういうふうには今後どのような解消していくかお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 再質問にご答弁を申し上げます。

全国的には滞納の徴収率の向上ということで、ただいまお話がありましたように、徴収のGメン的な部分を委嘱しながら徴収率の向上に努めているという状況がございましてけれども、こちらについても、いわゆる民間に委託をしながらの収納率の向上というようなことも大きな施策の一つになってございます。我が町でも、滞納の削減プランということを昨年の11月に策定をいたしまして、いわゆる収納率の向上に向けて数値目標を立てた形で取り組んでいるというような状況でございまして。

ちなみにでありますけれども、25年度末の先ほど出ました不納欠損でございましてけれども、そ

らについては、全体で申し上げますと、1,351件の中身で約2,500万ほどの金額を不納欠損処分としました。こちらは、地方税法の規定に基づきまして、欠損処分させていただいた状況でございますけれども、今5番議員からありましたとおり、いわゆる例規に従った形でありますけれども、滞納がかさんできますと納税意欲もそいでくるというような状況もございますので、できる限りこちらについては滞納額を減らしていくというふうな形で、現年課税分からではございますが、そちらを主に行いながら、滞納繰り越し分も入っていくというふうな考え方で今進んでおりますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 次に、中学校校舎等が過去の診断結果、建物の補強等が必要であると判断されましたが、このことについてお尋ねいたします。

(5) 中学校耐震補強・大規模改修事業として、3億7,500万円が計上され、28年度以降も継続的に改修を行うとのことであるが、どのような工事を行い、総額的にはどのくらいか、終了予定はいつごろになるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ご答弁申し上げます。

まず、中学校の耐震補強、さらには大規模改修事業についてでありますけれども、学校校舎のいわゆる耐震補強工事によりまして、耐震の向上を図り、さらには建築、中学校については築後36年が経過しておりまして、老朽化、大変しております。そういうことで、大規模改修工事を行いまして、建物の安全性、さらには耐用年数の延長による、いわゆる長寿命化、そして環境の改善を今回図ってまいりたいというふうに考えております。

耐震補強工事につきましては、構造スリット工法ということで11カ所、さらには開口閉塞の工法で3カ所の工事を行う予定であります。

そして、大規模改修工事につきましては、防水、外壁、外部の建具の改修工事を行いまして、内部改修工事につきましては、床の張りかえ、さらにはトイレの改修、そして省エネ型の照明器具を設置するなどの改修工事を行う予定であります。

そして、総工事費でありますけれども、耐震補強工事につきましては約1,100万程度、そして大規模改修工事でありますけれども、これについては6億1,500万、工事管理費関係で約2,400万、合計、合わせまして約6億5,000万程度ということで現在試算をしているということになります。

また、工期でありますけれども、工期については2期工事で行うということでありまして、28年度に工事が完了する予定ということでありまして。なお、27年度の1期工事につきましては、耐震補強については全て仕上げたい、そして大規模改修については北側の校舎の部分の改修工事を行いまして、28年度についての第2期の中では南校舎の改修を行うと、そんな計画で現在進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今ほどの答弁で、2年で改修を終わるということで、総額が約6億5,000万円ということで、かなりの金額になりますけれども、これに対する補助等はどういうふうになっているのか。それと、財政に及ぼす影響はないのかお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まず、細かい中身については担当課長のほうからご説明しますけれども、私のほうから申し上げたいのは、まずは耐震補強、これについては国の指示でございますので、これはしっかりと国の補助が多くつくということでありましてけれども、そのほかの大規模改修、これについても高率な補助ということでの、今、国、さらには県のほうに要望をしているということでございますので、できる限り町の負担が少ないような形に持っていきたいということでは考えております。

なお、細かい補助率等については担当課長のほうから申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

○教育課長（関根邦夫君） 大規模改修における補助率でございますが、まず初めに耐震補強の工事の関係でございますが、国庫補助率が2分の1となっております。補助残につきましては、起債が100%という形で事業を推進したいというふうに考えております。大規模改修におけます国庫補助につきましては、補助基準額が2億円となっております、その3分の1が補助金という形に入ります。補助残につきましては、起債が75%を認められているというふうな状況でございます。2期目以降につきましても、その改修補助金の関係で今協議中でありまして、できるだけ補助金を対象となるよう今鋭意努力している最中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、外出や買い物をする移動手段が困難な高齢者や障害者の方を、自宅または付近の場所から町内の買い物先等の間を送迎することで、安心して外出や買い物ができるように支援するため、ゆうあいバスを運行していますが、現状についてお尋ねいたします。

2、おでかけ支援「ゆうあいバス」について。

（1）現在の利用状況・運行状況は、どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にお答え申し上げます。

鏡石町社会福祉協議会で実施しておりますおでかけ支援ゆうあいバスにつきまして、現在の利用状況・運行状況はどのようになっているかのご質問でございますけれども、おでかけ支援ゆうあいバス運行事業につきましては、鏡石町社会福祉協議会が実施主体でございます。外出や買い物をする移動手段が困難な高齢者や障害者の方を、自宅または付近の場所から町内の買い物先等の間を送迎することで、安心して外出や買い物ができるように支援するサービスとしまして、昨年4月から実施しております。

運行実施につきましては、月2回ございまして、第2、第4水曜日に午前、午後1回ずつ各回10名程度を定員といたしまして運行してございます。利用料は無料ございまして、自宅または自宅付近の場所から町内のスーパーマーケット等を巡回いたします。

利用に当たっては、事前登録が必要ございまして、町社協にご相談をいただきまして、申請することになります。申請に当たっては、町の社協職員が訪問させていただきまして、説明するとなっております。

利用状況につきましては、2月末でございますけれども、登録者が9名。中身といたしまして、内訳といたしましては、ひとり暮らしの方が4名、高齢者世帯が4名、障害者の方が1名となっております。

利用延べ人数につきましては、2月末でございますけれども、108名ございまして、毎回の平均でございますけれども、5名程度ということで聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、現在の高齢化社会では、ひとり世帯や高齢者世帯及び高齢者がいる世帯がますますふえると思われそうですが、お尋ねいたします。

先ほどの答弁とちょっとかち合いますが、（2）どのような方が、対象者かお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にお答え申し上げます。

おでかけ支援ゆうあいバス運行事業につきましては、鏡石町社会福祉協議会が実施主体で、利用対象につきましては、前提といたしまして、移動手段の確保が困難な方で次のいずれかに該当し、かつ自力で歩行が可能な方ということになってございます。

まず初めに、町内に居住する70歳以上のひとり暮らしの高齢または高齢者世帯。

2番目につきましては、付き添いを伴わないで行動することが可能な障害者で、家族の移送支援が困難な方。

最後に、その他、社協会長さんが特に必要と認める方ということになっております。

なお、対象となる住民の方、地区を設定しておりまして、久来石区、笠石区、成田区、豊郷区、仁井田区、高久田区、鏡田区の方が優先対象地域ということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁に、3番かな、社協会長が特に認める方とありましたけれども、これの実例はございますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 私のほうでその実態等については、把握は、申しわけございませんがしてございませんけれども、先ほどとちょっと重なってしまいますけれども、その地域によって限定しているものと、あとは条件といたしまして、3番の条件ですね、町内に居住する70歳以上のひとり暮らしの高齢または高齢者世帯ということで、それぞれの条件がございましてけれども、やはりそれぞれの家庭内の状況があると思われまして、その中でどうしてもその支援が必要だということになった場合については、社協のほうでの配慮があると認められた場合については、対応しているのではないかと考えられます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま、移動手段の確保が困難な方で町内に居住する70歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等との答弁がありました。

さて、近年の高齢化社会では、家族が昼間は就労している家庭がほとんどであり、70歳以上の方が1人あるいは2人でうちにいるのが大多数であります。

現状のゆうあいバスは、若い人が朝夕または休日の日に外出を手助けするのが当然との前提と思われます。しかし、運転ができる高齢者がいる家庭はまだしも、運転ができない方は徒歩の範囲に行動が限られてしまっている現状であります。人間誰しも自分の自由時間が欲しいものであります。ましてや高齢者の方は、茶飲み友達や家族に気兼ねなく買い物等ができることを非常に楽しみにしており、また生きがいにしております。

現在、それらを実現できない高齢者が数多くおります。タクシー利用では、お金が高額になり、生きがいの一つであります気晴らしの買い物にも行けないと非常に嘆いているとの話も聞いております。

そこで、お尋ねいたします。

(3) 運転ができない高齢者で、昼間、夫婦のみまたは1人になり、交通手段がない方が大勢おります。その方々が、生きがいや健康増進を求めて、金銭的支出を伴わない、買い物等の外出ができるよう、ゆうあいバス制度を拡充する考えはあるか。

また、拡充できない場合、それにかわる制度の創設は考えられないか、これに対しては高齢者対策の関係でございます、それについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

実施主体でございます町社会福祉協議会に問い合わせたところでございますけれども、利用要件につきましては、今後できる限り柔軟に対応していきたいということでございました。

なお、ご質問の最後に、町の高齢者対策と、支援策というお話がございましたので、私どもとしても町社協さんとの連携を図りながら、今後制度拡充に向けて支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今までの答弁にありますように、現在、高齢者対策として、ゆうあいバスは健康福祉課ではなく社会福祉協議会が実施しておりますが、福祉バスでは大き過ぎて狭いところに入れず不便であるとの意見も聞かれます。健康福祉課直接での高齢者対策としての事業が困難であるため、現在、社会福祉協議会に委託していると思われませんが、AKBワゴン車等を備えると、経費、人件費の面でもっと社会福祉協議会の充実を図るとともに、きめ細やかな小回りのきく運営ができないか再度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

社協さんとの今後等の事業展開についてのあり方ということでございまして、柔軟な対応についての内容について一つご答弁申し上げたいと考えております。

利用者の多くが午前中の運行を希望しているため、午前中の運行回数をふやすというような中身と、あとは通院等でも利用できるようにということで考えているということでございます。

なお、先ほどの5番議員さんのお話でございまして、実施している運行手段といたしましては福祉バスということで、その利用者の自宅前では道路の幅等で利用しづらいというご意見等もあるということでございますので、今後、社協さんとしては事業展開として、一つの考え方としましては、ワゴン車等を購入し、この事業を拡充してまいりたいという考えがあるということでございますので、その購入に当たっての支援ということで、町といたしましては今後検討してまいりたいということで現時点では考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 社協が主でございまして、今の答弁になると思うんですけども、やはり高齢者対策として、町でもう少し力を入れてやっていただきたいというのが本音でございまして、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今回、新年度の予算の中でありまして、もっと高齢化対策について積極的に町がかかわってやっていきたいということでございまして、そういう中では、福祉協議会とまさに連携を図らなければならないということもございまして、こんなことで、新年度の予算の中では、いわゆる社会福祉協議会の職員体制をもっと強化をしたいということで、1名について増加をしたいと。これについては、社協と町の予算も使いながらしていきたいということであります。

さらに、町としましては、もっと外に出て高齢者についてもっと知ることで、そして指導するというところで、新年度の中でも、外に出て家庭に入って、いわゆる栄養指導、さらには健康指導、そういったものについて新年度からそういった充実を図りたいと。そういうことに行くことによって、今お話しされた高齢者のいろんな悩み、そういったものが聞けると。そういった聞いた中で、さらに今このゆうあいバス等も含めてもっともときめ細かな対応をするにはどうしたらいいかと、そういったものが見えてくるのかなというふうに思います。

ので、これから新年度はしっかりとその分については対応していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま町長の答弁にありましたように、社協あるいは民生委員、それとともに連携を図りながら、高齢者が安心・安全、快適に生活できる環境を実現されますよう職員の皆様のますますのご努力を期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

ここで議事の都合上、10時50分まで休議といたします。

休議 午前10時42分

開議 午前10時50分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 2番目に一般質問をさせていただきます4番、長田でございます。

東日本大震災からきょうで丸4年が経過し、本町の災害復旧工事も完了を迎えるまでになりました。

しかしながら、先日の新聞では、県民世論調査によると、「原発事故の風化を感じるか」という質問では「感じる」と答えた方が60%、「感じない」と答えた方が25%、また「風評が終息する兆しを感じるか」という問いでも、60%以上の方が「感じない」というふうにご回答しております。さらに、「本県の現状が国民に正しく理解されているのか」という質問では、6%が「理解されている」という答えに対しまして、7割以上の方が「理解されていない」というふうにご回答しております。このように、原発事故による風評被害はいまだ終息はしておらず、県民が風化や風評を懸念しており、本県についての情報発信が一層求められていると思います。

このような中、先月には、県内の汚染土壌の中間貯蔵施設への搬入受け入れが表明され、25日に安全協定が結ばれました。さらには、浜通りの長年の悲願であった常磐自動車道が開通され、首都圏さらには仙台圏への時間が短縮され、物流や観光振興などにももたらす効果が期待されております。

このように、震災から4年が過ぎ、一步一步ずつではありますが、復興の兆しが見えているのも現状ではないでしょうか。

また、経済面においては、円安により輸出関連企業を中心に株価が上昇し、リーマン・ショック以来最高値の1万8,000円台をつけるなど、景気が回復しているように思われますが、先日発表されましたGDPや企業の設備投資指数に関しては下方修正されるなど、景気にも陰りが見えていると思います。

このような中、政府においては、今国会において緊急経済対策として3兆5,000億円の平成26年度補正予算が打ち出されました。政府としても、引き続き雇用、所得環境を改善させ、景気を支えていこうとしているように思われます。この中には、地方経済状況を活性化するための地方創生支援対策の交付金事業が含まれております。

そこで、これに関連して、私の一般質問を通告書に従って質問させていただきます。

まず初めに、地方創生支援策の中で、平成26年度の補正予算において緊急経済対策の一環として個人消費喚起型の地域住民生活等緊急支援交付金事業の取り組みについてであります。

多くの自治体が予定しているのですが、大体20%から30%上乘せするプレミアムつき商品券が目立っております。

また、観光振興につなげるために、20%から50%割引の宿泊券や農産物工芸品の販売、さらには子育て支援策に割り増しプレミアムをつけるなど、いろいろなアイデアが出されております。福島県においては、県内のプロスポーツチームの支援のために、入場券、さらにはグッズの購入に使えるような40%上乘せの商品券約5,000円の販売を予定していると聞いております。

3月3日の全員協議会で説明がありましたが、改めて本件においてどのような事業を予定しているのかお伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国の緊急的な経済対策ということで、ご質問については地域住民生活等緊急支援のための交付金というものが国のほうで創設されました。国は、平成26年度におきまして、一つには地域消費喚起・生活支援型ということで、今ご質問ございましたプレミアム商品券の発行等が行われると。もう2つ目は、地方創生先行型といたしまして、地方版の総合戦略の策定、そして仕事づくりなどの事業などの、その2つの事業を取り組むということになってございます。

本町におきましても、今定例会の補正予算におきまして、いわゆる27年度の繰り越し事業として、きのう議決をいただきましたけれども、一つには地域消費喚起の生活支援型として

の消費喚起プレミアム商品券の発行を計画していると。2つ目には、全く国と同じく地方創生先行型の仕事づくり事業及び地方版の総合戦略の町としての計画を1年、27年度で策定をするということで考えている。具体的な部分については、これからいろんな面で進めていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） ただいま説明がありましたおおよそ3つの事業ということで、約4,800万ほどの予算がついていると思います。その中で、約2,300万円がそのプレミアムつき商品券の発行ということでありましたが、その発行の規模及び時期について、どのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の事業の規模、時期等についてご答弁いたします。

地域消費喚起・生活支援型としましては、消費喚起プレミアム商品券発行事業として国から約2,300万円が交付される予定でございまして、その中で換金手数料とか商品券の印刷費用等の経費を除きまして、2,000万円を商品券のプレミアムとして実施したい考えでございまして。

また、実施時期につきましては、商品券の印刷等の諸準備が必要なことから、本年の6月をめどに販売する予定となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、約2,300万円のうちの約300万円がその経費ということで、2,000万円分が商品券のプレミアムの部分に使うということでありまして、プレミアムが2,000万円ということであれば、その総額の商品券の事業としての額というのはいくらになるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国から交付されますプレミアム商品券として2,000万円を予定してございますけれども、2,000万円を20%としまして、全体で1億2,000万の発行券を発行する予定になってござい

ます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） そうすると、鏡石においても20%のプレミアムをつけて、総額1億2,000万円の商品券の事業というふうに理解しております。ということになりますと、これは住民生活等緊急支援対策の交付金でありますので、当然、町民平等に行き渡るようにならなくてはならないというふうに考えますが、その場合に具体的な町民への告知の方法ですね、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

具体的な告知方法でございますけれども、お伺いの事業につきましては、消費者の確実な消費によります消費喚起が主要な目的でございます。町民の皆さんには、本事業の趣旨と販売につきまして、町広報紙を含めましてさまざまな機会と媒体を利用して、周知してまいりたいと考えております。

また、販売の方法につきましては、鏡石町商工会への事業を委託する予定でございますけれども、実施に向けましては、関係機関と十分協議、協力しながら、進めてまいりたいと考えております。

当然ながら、なるべく各世帯に行き渡るように、購入上限を設けるなどの措置を考えながら、やっていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 当然、町民に行き渡るような配慮をしていただきたいというふうに思います。

金額的に、多額の金額になりますので、委託をするということでございますが、できれば予約をとって販売をしたほうが、トラブルがないかというふうに思いますが、その辺の予約ということについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

販売につきましては、皆さんに行き渡るように当然考えていきます。それで、ただいまあ

りましたような予約販売というような方法も、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと思います。

なお、以前の地域振興券のように、全世帯に配布というようなことではなくて、今回は商品に確実につなげるというような意味で販売をすることとなりますので、その辺のところについても十分協議しながら、よりよい交付方法を考えていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 金額的に1億2,000万ということになりますので、確かにその金額が多いし、もし商品券ということになると、1億2,000万円分の量といいますか、これは相当な枚数であって、場所も大変だと思います。販売を6月から実施するというものでありましたが、今からですと、ある程度の時間はあるし、販売が始まって終わるまで大体どのぐらいの期間を必要なのか、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の事業につきましては、以前実施しておりました地域振興券、また商工会で発行しております商品券等のようなことを参考にしながら進めていくわけなんですけど、当然ながら商品券も大量になります。換金方法も考えなくてはならないということで、十分注意しながら行わなければならないと思ひまして、まだこれ以外にもいろんな問題が生じております。例えば、上限を設けないと、当然ながら、大量に買って特定の人が消費するというようなことにもなりかねないこともありますものですから、そのような問題もくまなく検討してまいりたいと。

あと、期間についてでございますが、26年度の繰り越しでございますから、当然ながら27年度中には精算しなくちゃならない。当然、発行してから精算するまで期間はありますけれども、あと精算まで済ませるためには、やはり発行して6カ月程度で消費していただくようなことも考えなければなりませんので、あとその6カ月につきましても、資金決済法というような法律もございますから、そのようなことも検討しながら、そのような6カ月という期間で消費できるような仕組みで考えてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 6カ月ということで、6月を販売の予定をしているということであり

ます。今言ったように、上限を設けるとか、いろいろな配慮が必要だと思います。低所得者への配慮、当然これ1億2,000万円ですと上限を決めるということになれば、3万円ぐらいの上限であれば4,000という数字になるんですね。そうすると、鏡石の世帯数である3,800世帯には大体行き渡るのかなというふうに思います。

しかし、その3万円ですら大変な方もいますので、そういったことで配慮をしていただきたいということと、6月はちょうど年金の時期なんですね、そうすると6月15日まで待ってくれということで6月15日まで待たないと、それ以前に売り切れてしまえば、年金の方は買えないということになってしまいますので、そういったことの配慮もぜひしていただきたいというふうに思います。

さらには、問題点が幾つかあります。先ほど言いました、量の問題もあります。その管理をどうするのかということもあります。経費として、300万円計上されているわけなんですけど、この300万円の経費はどういった経費を考えているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

300万円の内容でございます。

あくまでも概算でございますけれども、印刷代に100万円、換金手数料、要するにプレミアム商品券を現金にかえるというようなことで120万円、あと事務の諸経費として80万円を予定してございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 300万円のうち大体印刷で100万、事務手数料が80万、さらに換金手数料ですか、そういったもので120万ということでございます。

この換金手数料ということになると、使った商品券が店に入ります。そうすると、そのお店がどこかに持って行って換金をするということになると思うんですが、その換金先がどういったふうに考えているのかお答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まだはっきり予定は決まっておられませんけれども、金融機関等にお願ひできればと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 当然、お金を扱うところというと、金融機関かなというふうに思います。ちょっとそれなりに金融機関の方に聞いてみましましたらば、大体そういった取り扱いを近隣市町村でも大体考えているということです。それ以上の、これ先ほども言った販売面についてもどうなのかなということで聞いたらば、その辺はまだ具体的にはなっていないようですけれども、できれば1カ所で販売をするということになると、これ商工会の内部事情ですが、多分、相当全国で商工会において扱うということになるとと思います。

これが、確かに印刷された紙なんですけれども、実際現金と同じなんです。ということは、相当、商工会に対していろんな防犯上の問題があると思いますので、できれば金融機関等に保管をしていただいてそちらで販売していただいたほうが、そういったトラブルが少ないのかなと思いますが、その辺どうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

以前のように、商工会の商品券ですと、その日のうちに売り切れるというようなことも聞いておりますが、今回は1億2,000万というような多額な金額になります。当然ながら上限を設けたり、1世帯1枚というようなことも設けますと、その1世帯というような個人情報になりますので、そのような手法も考えなければなりません。要するに、ダブらないように販売するというようなことも考えなければなりません。

今おっしゃられたように、商工会だけで1億2,000万売るのもなかなか厳しいというのも現実的にございますものですから、今お話がありました金融機関も一つの考えで検討はしてございますけれども、まだ決まっているような状況でございませんので、今後、金融機関等もお話ししながら、なるべく負担にならないように考えてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 6月まで残すところ約2カ月半という期間ですので、早急に対策を打っていただきたいなというふうに思います。いろいろな問題がございますが、そういったできるだけ全ての町民の方に行き渡るように、ぜひご配慮をいただきたいというふうに思います。

新聞などで報じられているエコノミストなどのコメントによりますと、その商品券は家計の負担軽減にはなるんですね。しかし、別に消費に上乗せして回るのかということ、経済全体

の押し上げ効果というものは、そんなには期待できるものではないかなというふうに思いますが、1億円が1億2,000万円分使えるわけですから、ないよりはあったほうが良いというふうに思いますので、消費喚起が起こるように、慎重かつ大胆に実施していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町民プールの指定管理についてでございますが、昨年4月にリスク負担ということで、4月の全員協議会に平成25年度において町民プールの燃料、原油高騰によりまして相当な燃料油の負担がふえたということで、多分400万円ぐらいのリスク負担ということで補正が計上され、支払ったというふうな経緯がございました。ことしにおいてでは、12月からこれまで大分原油が下がって、販売されている灯油の値段も下がっているというふうに見受けられますので、この辺のことを考えると、ことしの契約単価、これは年度当初大体幾らほどになっていたのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

協定による燃料費の協定単価についてのご質問でございます。

今回の指定管理者との協定単価は95円でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今、95円ということでご答弁いただきました。これ、消費税は抜きの価格ですかね。お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

95円は消費税込みの単価でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 95円ですから、8%引くと税抜きでは幾らの単価になりますでしょうか、電卓あればわかるんですけども。

○議長（渡辺定己君） 教育長。

○教育長（高原孝一郎君） すみません、遅くなりました。87円40銭です。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 87円40銭、これは契約はほとんど税込みの単価で契約されると思われます。87円40銭ということであると、今現在は大分その値段は下がっております。そうすると、95円はちょっと高いかなというふうな気はしますので、その辺の契約をしたときと今の現状では、どのようになされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

支払いにつきましては、年平均の単価で計算するようになるかと思いますが、年平均で申しますと、86円50銭になる見込みでございます。さらに、ちょっと詳しく申し上げますと、協定による燃料費の額につきましては、先ほど申しましたように、協定単価が95円、そして計画数量を20万リッターと見込んでおります。そして、金額的には1,900万、これが最初の計画でございます。

今年度の見込みなんですが、年間平均単価が86円50銭になるかなというふうに見てございます。ただ、購入数量が今年度は22万5,000リッターになってございます。ということで計算いたしますと、購入金額が1,946万2,500円ということになりますので、この金額から申しますと、町側にも、それから指定管理者側にも、リスク負担は発生しないということになります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） リスク負担ということでは、今年度は起きないだろうということでありました。さらには、年間20万リッター、ことは22万リッターということでもあります。契約する単価も、年平均をとって86.5円ということではありますが、ちょっとこれ、使用数量よく考えていただいたほうがいいのか。例えば、4月から11月までの5カ月間、この使用量と12月から3月までの使用量の比較をちょっとしてみたいと思いますが、11月までの使用量、さらに12月から3月までの使用量、これをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

今年度の使用量についてなんですが、入れた量で月順に申し上げますと、4月が2万、5

月、6月、7月が1万、そして8月が5,000、9月が9,000、10月が1万6,000、そして11月
が2万1,000となっています。冬場になりますと、12月が3万5,100、1月が3万、2月が
3万、そして3月はまだですが、見込みとして3万というふうに考えてございます。ですの
で、使用量のトータルでいきますと、4月から12月の1回目分で約11万1,000、そして12月
の2回目から3月末までで11万4,000ぐらい、3月の場合にはぐらいという言葉使わせても
らいますが、そのような使用量となってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 燃料は、当然、寒くなれば使うようになるんですね。多分、去年はそ
の使う時期に非常に値段が上がってリスク負担が生じたということであります。

ことしの場合は、使用量が、当然暖かいうちは、先ほど言いました8月なんか5,000リッ
ターということになるのかな。あと、4月2万、5月が1万リッターということで、月にす
れば大体1万平均で、冬場になると3万を超えるような使用量になるということ、ことし
の場合は、高いときにそんなに量を使わないで、安くなってから量がふえたんじゃないかな
という気がします。そうすると、安くなってからの量がふえているので、当然これ負担が町
としては大きいんじゃないかなというふうな気がします、その辺は試算をしているのでし
ょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

その灯油の使用量の増加の理由ということで、2点について答弁させていただきたいん
ですが、震災前の平成21年度の冬期間の利用者と現在のその比較をしてみたいというふう
に思うんですが、冬場に利用者がふえますと、当然使用量が多くなりますし、ボイラーの稼働率
が多くなるということで灯油の使用量もふえてまいります。実際、冬場の12月から3月
までの震災前の人数と現在比べてみますと、冬場でその4カ月で約3,500人ほど人数がふえて
きています。これは、昨年度と比較いたしましても、昨年度よりも今年度でその12月
から3月までの中で、約1,300人ほど冬場の利用がふえているという現状がござい
ます。そうしますと、シャワーを使う人数も多くなりますし、しっかりと水も回
転させなければならぬ、きれいにしなければならぬということで、その使用量も
ふえてくるのかなというふうに私どもは今捉えているところです。

もう1点が、ボイラー及びろ過器の老朽化という問題がそこに一つ隠されているの
かなというふうに思います。ご承知のように、町民プールは平成11年度にスタート
いたしまして、

現在に至っているわけです。ということで、機能が低下という部分で、これは詳しくは証明できていないんですが、そういったことも十分考えられるかなということ、それらの要因が重なって、今年度は燃料費は安くなっているんですが、お互いのリスク負担はないという、そんなふうになっているのかなというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 確かに、設備の老朽化というのはもう、先ほども言いましたように、大分年数がたっておりますので、その辺はやっぱりあるのかなというふうに思います。

ただ、やはりこういう価格の変動の起きやすい商品においては、トータルで契約をするのではなくて、その都度その都度、やはり周辺の状況あるいは周辺等の市町村の情報を共有しながら対応していくほうがいいのではないかなというふうに考えております。これは、プールばかりではなくて、町のほかの公共施設にも同様のことが言えますので、その辺は周辺市町村との情報を共有しながら価格を設定していただきたいなというふうに考えております。

次に、指定管理者の利用増の取り組みということでご質問させていただきます。

昨年、町内の利用者の年間券あるいは半年券の補助を、町が半分補助をするということで行いました。金額の負担も町はしておりました。その半額の負担は、これ町が全部負担したんでしたっけか。管理者との折半であったのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

半額が利用者、残りの4分の1、半分为町、そして残りの半分为指定管理者ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 利用券の利用代金の半分为個人負担で、町と指定管理者のほうで折半ということで、指定管理者は4分の1負担をしているということでもあります。

しかし、ふえているんですね。当然、着実に60万だかの金額で町は多分その負担をしておりますので、その分の人数がふえております。当然、その売り上げもその分はふえているんですね。指定管理者のほうにそのお金は入っていると思います。そういったことで、町もかなり負担をして利用者をふやそうとしているわけですね。その中で、当然利用者がふえれば、

収入がふえるわけです。管理者の収入もふえたということでもあります。

ですから、それを町が負担しながらそういったことをやっているんですが、指定管理者側が、当然それ企業努力として自分が管理しているプールの利用者をふやそうという、そういう努力というのは、去年はちょっと見られていなかったんですが、今年度においてはそういった利用者増の努力というか、そういったことをしているのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

指定管理者による利用者増加の取り組みにつきましては、水泳技術の向上のみならず、水に親しんでもらうことで、水泳の楽しさを知ってもらうという基本的な考え方から、現在のところ、水中運動としてのアクアビクス教室や子供たちや一般利用者等の年齢階層別の水泳教室、またはレベルに合わせた水泳教室等を実施しているところでございます。

今後も、町民プールすいすいでの指定管理者による実施事業は、施設の貸し出し業務等の妨げにならない範囲で企画立案することを指定管理者に求めながら、よりよい施設運営を図るとともに、指定管理者とともに利用者の増につながる施策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 今年度においては、あらゆるいろんな事業をしているということで理解はしましたが、大分このプールに対して町の負担も大きくなっておりますので、そういった当然企業としては入場者をふやして、そういった売り上げをふやせば当然自分のところに全部入ってくるんですから、今のその指定管理者の契約では、当然、それはどんどん企業努力すれば、利益が上がるというふうに考えております。ですから、そういったことを考えると、今後その指定管理者との契約においては、そういった今後どういったふうに指定管理者と町と契約をされていくのがいいのかなというのを、ちょっと考えればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

今後の指定管理のあり方についてのご質問であろうと思います。

町民プールの管理運営につきましては、民間のノウハウ等の導入で、住民サービス向上と

管理運営の合理化による経費節減を図ることを目的に、平成19年度から指定管理者制度を導入したところでございます。

現在の指定管理者は、指定管理期間は平成26年度から28年度の3年間となっております。平成29年度からの指定管理者選考は28年度となります。

ご質問の今後の指定管理のあり方についてですが、現在までの指定管理者制度導入による検証を行うとともに、町の財政負担の軽減やそれから町民の皆様の健康増進につながるような施設運営を目指していくため、指定管理者制度も含めながら、よりよい運営方法を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君。

〔4番 長田守弘君 登壇〕

○4番（長田守弘君） 先ほどから、指定管理者が努力をして売り上げをふやせば、管理料は下がっていてもその分で補填できるというふうに考えますので、できればそういったことで燃料のリスク負担もありますが、町の負担をできるだけ少なくしていただきたいというふうに考えております。当然、プールは年間およそ5,000万円くらいの予算がそこに計上され、町民の健康維持のためにやっているわけですが、なかなか5,000万、そして今これまでにそこに行ったお金というのは、10億を超えるようなお金が当然そこに経費として年間行っているわけですので、できればその負担が町でも少なくなればいいのかなというふうに考えておりますので、今後の指定管理制度についてよろしくご検討いただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 4番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。9番、今泉文克でございます。

2011年3月11日、誰もが忘れられない100年に一度と言われる東日本大震災、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生により、鏡石町も含む福島県は大被害を受けたところでございます。それから丸4年を経た今日ですが、町の多くの復旧も大部分完了が進み、しかし、まだまだ多くの町民の皆様には、安心できる環境あるいは生活ということになっていない部分も見られます。

先日、議案書が配付され、内容について、るる記載されておるところでございますが、27

年度予算も計上されて、新しい町づくりに向けて歩もうとしているこの3月議会であります。

高齢者の方々からは、住んでよかった、また若者からは、住みたくなる鏡石町だというような町づくりにしなくてはと改めて強く感じております。

時同じくして、地方創生を起爆剤とすべき国の大きな事業が出されようとしております。それらを審議し、なおかつ町民の生活に結びつけるためのこの重要な3月議会で一般質問を通告し、町当局の考えを伺うものであります。

まず、第1点は、ふれあいの森についてお尋ねします。

ふれあいの森は、10ヘクタールの面積を有して、昭和63年に計画され、平成6年3月に完了して、以降20年にわたって現在に至っております。

建設事業費は、いろいろ調べてみますと、平成4年に2億2,000万、5年に1億3,700万、平成6年に1億1,500万近くの合計4億6,500万という多大な町費を費やして完成し、立派なふれあいの森公園ができました。

その後、平成11年から15年までは毎年、年間維持管理費として約700万ほど、また平成16年からは若干減額になりまして、維持管理費が毎年500万以上の事業費を費やしてきておるところでございます。

このように運営した中でございましたが、東日本大震災と9月の集中豪雨によりまして大被害を受け、平成24年には大改修ということで5,900万ほど費やしております。

このように、今日まで建設費のほかに維持費として1億6,000万の多額の消費を費やしてきて、近隣に類を見ない立派な森林公園が今、鏡石町にあります。

しかし、ふれあいの森というものを考えてみますと、ここに参集の方々も、それを年何回利用しているか、非常に数が少ないあるいは利用していない方々が多くおいでになるかと思っております。

このように、施設を利活用する施策というものがもっともあってしかるべきだろうというふうに思います。特に、これを設置した町が、この施策あるいはこの活用事業が、町には管理費だけの計上をされていることであって、事業として町民をそこに参加させるような事業が今日まで何も表に見えてきておりません。ないに等しいと思っております。

建設費に4億6,500万、そして管理費にも1億6,000万ほどの多くを要しており、今後もこのふれあいの森は、多くの管理費、それを費やさざるを得ないと思っております。このままでは、宝の持ち腐れの感を否めないのが現状でございます。

この集中豪雨から立派に、そして東日本大震災から4年たった今日、整備された今を、これを機にして、町は何らかの活用運営方法を策定して事業を行い、町民の健康推進もさることながら、知名度のアップ、有効の活用を図るべきと私は考えますが、町はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ふれあいの森公園につきましては、平成7年度のオープン以来ということでありまして、その中ではキャンプ場、さらにはアスレチック遊具、人工芝のそり等を初め、自然に親しむ公園として運営をされてきました。

ご承知のように、震災以前は年間6,000から7,000人の利用がありましたけれども、23年の集中豪雨によりまして管理棟が全壊となりました。そんな中で、昨年6月まで閉鎖をされていたということでもあります。管理棟につきましては、保険で対応しまして全額保険で直したと、そしてさらには遊具もかなり傷んでいたということで、古くなっておりまして、これについては、子ども元気復活交付金を活用しまして、これまた全額で整備をしまいいりました。

昨年7月の再オープンということでもありますけれども、そのオープン後、町内の保育所、幼稚園等を招待しまして、遊び方の講習会などを実施するなどしまして、PR活動をしてまいりました。このPRについても、子ども元気復活交付金を活用しながら、このPRに努めたということでもあります。その結果、利用者については8,000人を超えたということでもあります。昨年7月オープンですから、4月、6月については閉鎖されていたわけでもあります。このことを加味すれば、震災前よりも利用者数については大幅に増加しているというふうに考えているところであります。

今後につきましても、保育所、あるいは幼稚園、小・中学校を初めとする町内各団体の利用促進やPRに努めまして、子供たちの体力の向上や町民の健康維持と憩いの場としての活用を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常に立派になりまして、町が誇れる施設として今、今日。昨年、幼稚園児、保育所なんかもこのようにして8,000人を超える子供たちあるいは関係者が来られたということですが、今後もそれは重要なことだなと思います。

しかし、10町歩のあれほどすばらしい森林公園があるわけですから、これは鏡石には自然は山ほどあるといえはそのままですが、しかしある意味では、家族がそこで集い、子供たちが歓声を上げて遊べる、そして安全な施設ということで、私は自慢の公園だなというふうに思っております。

今、町長の答弁の中にも、小学校、幼稚園児とかというふうなことがありましたが、やっ

ぱりそれは具体的に、ふれあいの森管理のことしの予算書を見てみると、管理費とか維持管理とか、それらについての警備とか、そういうものしか計上されておられません。その中にもう何行か、やっぱり幼稚園あるいは保育所、それから小学校とか、そういうふうな子供たちが何かやるイベント、あるいは小学校の子供たちがやるイベント、それから町内の家族が集えるイベントというものが、担当課のほうで、もうちょっとそこにあつて、そんなにお金はかからないと思いますが、そういうふうな事業をやっぱりそこに羅列して、町民が年1回はあそこに行って、歓声を上げて、ゆっくり家族が楽しめるんだというふうな事業を町が誘導しないと、案外となかなか町民にも知らしめることが難しいんじゃないかなと思うんです。

一つは、幾つか考えてはみたんですが、森林の中に常葉町からカブトムシ500匹くらい買ってきて、おっ放して、そして夏休みの子供たちのカブトムシ昆虫採集だとか、そうなりますと当然ながら毎年買ってくることもしなくてもいいように、今度は落ち葉を集めて腐葉土を置いておいて、その腐葉土の中に幼虫が産卵させてふ化させる、自然的なそこではリサイクルされて、カブトムシとかそういう昆虫が繁殖するんだというふうな、子供たちを対象にした事業をやるとか。

それから、公園内の樹木とか山野草というのが相当いろいろあると思います。これらを、ボランティアの高齢者の方々に博識な方もおいでになりますから、その方々があそこに年何回か行って、町民の方々に子供たちを集めて山野草の案内とか、名前を知らしめしたりとか、自然観察の教育とか、そういうこともやるとか。

あるいは、公園内での宝探しみたいに、幾つかポイントをつくっておいて、何ていうんですか、あれは、やるのは。そんなふうなことをやって、家族がそこで楽しめるような事業をやるとか。

あと、それから、バーベキューとか、やっぱりあそこでおいしいもの食ったとか、そういうふうなゆっくりしたというふうなのがすごく心に残りますから、そのようなこと。

それから、以前にはやっていましたが、宿泊をやっておりましたですね、あそこ。これらは、今後どんなふうな考え、宿泊については考えるか。といいますのは、今幾つかのサークルとかグループから、前は泊まれたですよねというふうな意見が相当聞かれます。そうすると、そういう方々があそこでゆっくりと食べたり飲んだりして宿泊をして帰れるというようなことがあってもしかるべきじゃないかなというふうにも思いますので、その辺の宿泊とかそういうのはどんなふうにも今後考えておられるのか。

立派なああいうハードをつくったわけですから、あとはソフトで、政策でそれは行政が行うべきものであるというふうに思うし、町民や住民をあそこに誘導する施策を町当局としては考えるべきだろうと思うし、あるいはものによっては利用料の徴収も考えて、維持管理の幾らかの糧にするのもこれ大事なことであろうというふうにも思いますので、その辺のこと

を改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、ふれあいの森、10ヘクタールということであります。我が町の町全体の面積の山林というのは13%と非常に少ない。そういうことからすると、町のいわゆる森林としては、大変貴重な森林であるなというふうに思っております。そういうことを含めまして、こういった貴重な森林について、みんなに触れ合ってもらおうということは大事ななというふうに思っております。

そういう中で、以前アスレチック、さらには人工の芝生、これについても大変傷んでおりまして、これについてはそういうことなので、利用者も減ってきたというようなことでありましたけれども、幸い今回いわゆる子ども元気復活交付金を活用しまして、全てリニューアルをしたということについては、このふれあいの森の価値がまた高まったのかなというふうに思っております。

そういう中で、このふれあいの森については、今後どうするかということも含めまして、しっかりと考えていきたいというふうに考えております。

また、宿泊等いろいろございますけれども、徐々にありますけれども、そういった計画はいろいろしてございます。そういう中身については、担当のほうから、課長のほうから、現在までの、さらには今考えている部分について説明をさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

ふれあいの森公園につきましては、10ヘクタールということで、森林の管理についても非常に経費がかかるということでございます。これまで遊具や管理棟の管理をしておりますが、今後につきましても、森林の管理もさらに実施しまして、議員さんがおっしゃるような自慢の公園にしていきたいと考えております。

今回の遊具の整備につきましても、0歳から5歳ぐらいまでの小さな子を対象とした新たな遊具も設置しまして、幅広く使えるような公園にしたいというコンセプトを持って改良をしております。

議員さんがおっしゃるように、そこにカブトムシの事業だったり、樹木を観察するソフト事業だったり、そういうソフト事業をかみ合わせることで、さらに幅広い皆様方にご利用していただけるのかなというふうに考えておりますので、その点については今後も検討してまいりたいと考えております。

また、宿泊の関係でございますが、管理棟につきましては、シャワー等の設備を備えて宿

泊できる施設となっております。本年度、26年度におきましても、研修室の利用がありまして、宿泊は各団体に宿泊していただいておりますので、今後も引き続き利用していただけるようにPRしてまいりたいと考えております。

なお、炊飯等などのバーベキューとか、そういった施設については、土日の予約が非常に活発であるというふうなことでございます。今後も、そのようなファミリーで使える公園ということにつきましてPR活動しながら、対応してまいりたいと思います。

また、利用料についてでございますが、利用料についてはふれあいの森公園の条例によりまして、利用料が現在決まっております。その利用料につきましては、今後の利用の状況を踏まえながら検討してまいりたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） ふれあいの森の森林整備するとなると、お金大変かかりますよね。

ただ、今、今度27年度の事業で、国のほうで森林整備の事業、国が100%伐採とか、あるいは枝落としとか、あるいは危険木の処理とか、そういうことを国が新しい事業として今表に出てきております。ですから、産業課のほうでも、森林関係の整備ということでは、当初予算も今決まっていますけれども、この後の中ではそれは大変我が町のふれあいの森公園の整備にはいい事業であるというふうに私は情報を得ておりますので、それらも検討されて進むようなことを強く望むところでございます。

それでは、2番目の通告の質問に入らせていただきます。

首都圏一極集中……入っていいのかな、時間が時間だから。

○議長（渡辺定己君） ここで。

○9番（今泉文克君） では、2番目については、議長のほうから何かあるかと思っておりますので、その後またお話しさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ここで議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 9番、今泉でございます。午前にも続きまして、質問を続けさせていただきます。

首都圏一極集中から地方創生を目指しまして、国の今年度の補正予算で4,200億円の交付

を決定しまして、多くの先行事業が計画され、我が町でも3月6日に国のほうに締め切りで内容を申請したとこだと思います。それらにつきまして、どのようなことが計画されているのかと、3月2日に一般質問の通告をさせていただきました。翌日の3月3日に議員全員協議会でまち・ひと・しごと創生総合戦略についてということでパンフレットがあり、かつ内容について説明があったところでございます。また、先ほど4番の長田議員もこの部分に触れまして質問されておりますので、一部重複するところではありますが、お伺いさせていただきます。この事業の中で説明をいただいた部分についても重ねてお伺いします。

消費喚起プレミアム商品券発行事業委託、2,300万、そして、これについては長田議員のほうから質問がありましたので割愛するようなことになるかもしれませんが、2つ目の町・地域創生総合ビジョン策定業務委託1,000万、そして、3つ目の地方創生先行事業業務委託1,500万、合計4,800万の補正が今回あらわれてきました。

また、新聞報道等によりますと町の幹部によるところの創生総合戦略推進本部設置としてこれらについてどんなふうな町づくりをするかということで、いろいろ会議を開催しているということでございます。

ここの3つの事業ができた中で、ここの中でいずれも1,000万の委託、1,500万の委託ということではありますが、委託というふうな部分について、どのようなことを委託するようなことを考えておられるのか、その内容。そして、予算の、これおおまかじゃなくてももう少し細部についてもお尋ねして、それであるいはこれは国の事業ですから10分の10かもしれないんですが、この額あるいは補助率というものはどのようなふうになっているのかをお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国におきまして本年2月3日の補正予算で、ただいまありました地方創生、まち・ひと・しごと創生の単年度予算を確保しまして、緊急的な経済対策として地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されたところでございます。この交付金につきましてはプレミアム商品券の発行などの地域消費喚起・生活支援型と、地方版総合戦略の策定と仕事づくり事業などの地方創生先行型の2つの事業を取り組むこととなっております。

町では今定例会の補正予算におきまして地域消費喚起型・生活支援型として消費喚起プレミアム商品券発行事業におきましては2,300万円の事業費、地方創生先行型としましては地方創生総合ビジョンの策定として1,000万円の事業費と地方創生先行事業の事業費として1,500万円を計上しまして、総額でただいまありました4,847万円でございます。交付金の有効活用を図るためにも一部町負担も計上しておりますけれども、補助率については10分の

10でございます。

次に、ただいまありました先行型事業の細部でございますけれども、地域ビジョン策定に1,000万、先行事業に1,500万、それ以外の47万につきましては総合戦略策定に伴います委員さん等の謝礼、消耗品等でございます。

なお、先行事業として町では現在5つの事業を協議中でございます。正式には来週にはなると思うんですけれども、27年度末で成果が見られるようなものとして5事業を挙げさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） そうしますと、この町・地域創生総合ビジョン策定業務委託、それから地方創生先行事業委託ってやつの内容というんですか、細かい中身についてはまだ出てこないということでございますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 総合戦略の策定につきましては、各種人口等の調査等も含めまして委託業者さんのほうにお願いしていきたいと。

次に、その先行事業の委託事業につきましては、とりあえず委託料と挙げさせていただいたところでございまして、今後その事業によりましては予算の振り分けを検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、まだ細かく見えていないということでございますので、わからないのを質問しても答弁しようがないですから、次、2番目、2つ目に入らせていただきます。

この首都圏一極集中と少子化による人口減少、これが大きな国の今問題になり、鏡石町も当然抱えている大問題であるというふうに思われます。このような中で消滅可能性都市の発生という言葉まで今日出てくるようになりました。そうしますと、今後我が町が平成27年度以降はこの19年度までの5カ年の計画でもって、このまち・ひと・しごと創生関連というふうなことになってくるかと思うんですが、町としてはそうしますと関連予算あるいは事業というものはまだまだ全然考えておられないというふうに思っております。よろしいわけですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国におきまして本年度の補正予算を活用して、実際には27年度に実施する。町におきましても今議会におきまして上程しました補正予算を平成27年度に繰り越して、事業を実施していく計画でございます。

総合戦略につきましては、特に地域の人口動向や将来人口推計分析など中長期の将来展望を見据えました地域人口ビジョンと地域の人口動向や産業実態を踏まえた平成31年度までの関連の政策目標でありますので、実際には地方創生の事業としては28年度からというような内容になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） そういたしますと、ここで私が聞いたかったのは確かに来年度からの事業開始でありますけれども、31年度までずっといくわけですよね。そうした場合にこれから何をやりたいかということ議論するという部分について触れていきたくったんです。町が本事業を活用してやりたいビジョンというものが、町の中には持っていなかったのかというふうなことなんです。

やはり幾つものこの事業があると思うんですが、それらがもう全部町の中にはこういう事業をやりたい、しかし予算がない、時期が難しいとかというふうなことがあって、そしてそれらがこのようなぼんと突発的な事業が来たときにそれに当てはまるような事業を、これとこれをこれでやっっていこうというふうなのが各課のほうからぼんと2つ3つくらい上がって、それは新たにここに先ほども言いましたが、創生総合戦略推進本部設置なんてことやらなくても、それは名前をつくらなくちゃならないのかもしれないんだけど、すぐやるもの、それからここ5年くらいでやるもの、あるいはそれから10年、20年後にやるべきものという事業が一応羅列されてあって、それらにやはりすぐこうこのような予算がついたときには充てていくんだというふうなビジョン設定というのは、今日まで持っていないというふうな今答弁なんです、そのようなことはどんなふうになっておったのか、改めてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

地方創生ということで、これは昨年の後半からできた国の方針ということで、そういう中で今回、国の中では26年度の事業でありますけれども、実際は27年度に繰り越しをして地

方でしっかりとその計画づくりをやってくださいという、そういった国の中身であります。

町としましては当然第5次の総合計画がございます。そういう中でもいわゆる復興と進化する町づくり、そして、駅に降りてみたい、そして、歩いてみたい、そして、住んでみたい町づくりという、そういった町づくりを掲げているという、そういうことで、この地方創生についてもしっかりと町の第5次、さらにはそういった部分についてリンクできるようなそういったものについてしっかりとこの27年度で計画をしていきたい。

この地方創生の、いわゆる地方版の計画でありますけれども、これにつきましては産・官・学、いわゆる金融機関、労働者こういった、そういった5つの関係からなるそういった方々にお集まりをいただいてしっかりとそういった部分について議論をしながらこの第5次の、いわゆる町の計画との整合性を取りながらこの地方創生について計画をしていきたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 国の制約があったり、使い勝手の悪い事業もたくさんあるかと思うんですが、何か今までの話を聞いてみるとこの、何というんですか、事業についてはかなり町で柔軟に使える部分もあるような雰囲気だし、それから、情報を見てもみると、3番目に入らせていただきますが、特に鏡石らしさというんですか、それから、鏡石独自の地域づくりあるいは町内はもとよりほかに発信する事業というふうなことができるような内容が、随分羅列されておるのが目についたところでございます。

交付金については4,200億円のこの内容だったんですが、また来年以降もいろいろあると思うんですが、創業支援というのがここの中で出てきているんです。それから、私はそれを使えば鏡石の産品開発、この地域資源を生かした産業育成あるいは農林水産業の再生というふうな部分で我が町の独自性というものを出せる部分があるんだろうというふうに考えられます。そうしますと、そういうふうなものを一つ目玉にもしていいだろうと。

それから、あと、2つ目は創生コンシェルジュ、これは2月17日に、2月ですか、2月に17府庁省の871名が任命されて、この地方出身者あるいは赴任経験者というふうなことでなりましたが、この方々の意見もすごく参考になるかと思うんですが、余り我が町のこの今回の事業は企画会社に委託をしないで、やはりできるだけ住民みずからやること、あるいは町の職員の方々の声がどんどん上がるような、町と住民らが共有して参加型の事業を取り上げることができないかなというふうにすごく感じるわけです。

特に郡山なんかでは、若い職員の方々がやはり自分らで勉強会を開いて、市のほうに提案していたりしていますから、どうもこう見ると過去には町の職員の意見を吸い上げたことがあって、たくさん町の職員から町づくりに対する意見が上がったと思えます。でも、

近年それは全然聞いておりません。ということは町の職員の意見というのは業務上ではやっ
てはいるけれども自分の思いを、こういう町づくりにしたいんだというものがやはり町とし
ては文章化して何をやりたいんだか吸い上げて把握する必要性が一つは、若い方々のこれか
らの町づくりの意見を把握しておくことが私は必要ではないかなと第1点は思います。

あと、もう一つは町政懇談会とって住民との意見交換が一度だけ開催してあとは全然開
催されていないんです、遠藤町長。だから、やはりこういうときにこそ町の、人数は少なく
ても、参加する方々は町づくりに思いのある方々が出るわけですから、批判の町政懇談会じ
ゃなくて意見を聞く懇談会、あるいは町づくりの立案を問う懇談会とかというようなもので
開催していく必要性が、私はあるんじゃないかなというふうに思います。

あと、それらの事業を形にするためにはやはり雇用の場づくりだと思います、私は。若い
方々が東京に行かれて、うちに帰って仕事つこうと思ったってここに働く場がないというの
はやはり命取りですから、駅東開発も含めて、オーダーメイドによる工場誘致なんていうこ
とも長い話を言っていないで、トップセールスをやって、そして、我が町に雇用の場あるい
は町になれば須賀川、郡山にある企業との勤務できるような、若い方々が帰ってきて、雇
用の場があるということが最大重要課題じゃないかと思うんです。そうしなければ人口増に
はならないし、やはり新しい発想も出てこないと思いますから、そういうふうなことも私は
この地方創生事業で鏡石らしさを求めていきたいなど。

それから、地場、地元にある企業の育成、これがここの企業を離れてよその町に行かれち
ゃってはもともともありませんから、地元到现在ある企業を税制なりあるいは何かいろん
な施策の中で優遇できるようなことをやはり、企業育成を、3つ目はやっていく必要性があ
るだろうなというふうに思います。

あと、それからもう一つは高齢化社会が今23.5%、我が町はなっているんですが、これ
から10年たったら30%超えますから、これは見えているわけですが、そうしたときに高齢
者社会の政策展開、それから、特老も含めて安心してこの町に住めるような環境づくりのた
めにこういうふうなこともこの創生、地域創生では考えなくちゃならないかと思うんですが、
そのような考えについて執行はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員の鏡石らしさ、独自の地域づくりという点についてご答
弁申し上げます。

先ほど協議中ということでしたが、地方創生先行型の事業としましては現在年々観覧者が
増加している町のシンボル事業でもあります田んぼアートの事業におきます、田んぼアート
おもてなし事業、町の特産物を活用しました6次化商品の開発支援として地域ブランド化支

援事業、町の観光資源をより広く町外へ発信するための地域観光資源イメージアップ事業等を今回の先行事業として組み入れて現在協議しているところでございます。当然ながら町にしかない、町独自のということでこのような事業を立ち上げていますが、このような事業を支援しながら町の独自性が発揮できるような計画を図ってまいりたいと考えております。

次に、お話のありましたコンシェルジュにつきましては、今のところ具体的に決まっておりませんので、今後活用方法については検討してまいりたいと考えております。

総合戦略におきまず戦略づくりにつきましては、今ご意見のありましたように今回は当然若い職員の、官というところで、産官学金労言というような広く一般の町民も交えましたご意見をいただきながら計画する予定でおりますので、今後とも皆様のご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） これから新しくこの事業はどんどん出てくる、そして、31年まで継続していくわけですから、その中にはすごいいろいろな発想がありますから、そういうのをどんどんこの町の中で見えるような地域創生をやはり期待するところが大きいです。

先日、実は産業課のほうで観光関係について多くの方々参集してワークショップというのをやっておられました。そこに参画されている方々のお話を聞くと、こういう町であってほしいな、こういう観光がいいな、こういう地域づくりがいいなということがたくさん意見が出ておりました。それは産業課のほうで集約しておりますので、後で皆さんのほうにも報告になるかと思うんですが、そういう声を生かせる地域づくり、あるいはそういうふうな若い方々が、こういう町づくりをしたいんだという思いを持っている方がこの鏡石町にはたくさんいますから、その方々の活用、活用という言い方悪いんですが、参画をいろんなところで求めてそうやってその方々が地域づくりに汗を流してくれるようなシステムづくり、そういうふうなことをこれからやっていけば、住民とともにつくるまちづくりができるんじゃないかなというふうにもすごく強く感じたところでございますので、この地域創生に向けてうまくタイアップしてやれるようなことがあればいいなと今痛切に感じているところでございます。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

通告の3番目は今話題となっております脱エネルギーあるいは再生エネルギーとかといういろいろ言われておりますが、太陽光発電の設置状況についてお尋ねします。

最近車で町内を走っておりますと、この脱原発エネルギーの目玉として太陽光発電がすごく、各住宅はもとより空き地あるいは山林とか農地でも大規模なメガソーラーが町内には見

られます。鏡田の特老のところにも40年以上ですか、40年以上にはならないか、30年以上山としてただ荒れておった山がきれいにこう伐採されて、メガソーラーの太陽光発電が設置されております。

また、4号国道沿いでは久来石の東側のほうには山だったところが大きなメガソーラーができております。

そういうことで、今我が町にはそういうふうな住宅も含めてメガソーラーも含めるとかなりあるんじゃないかなというふうに思います。環境の変化が今ありますので、町内各地には相当これが設置されていると思います。この設置内容についてどんなふうな状況になっているのか、全体像のことをお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

再生可能エネルギーの導入の促進につきましては、東日本大震災以降国による取り組みが加速しておりまして、町内各地においても太陽光発電の設置が進んでいるという状況でございます。

まず、公共施設における太陽光発電の設置数でございますが、今年度末の役場庁舎、町公民館への設置工事の竣工によりまして公共施設では8カ所になります。

また、一般住宅への太陽光発電の設置については、今年度29件が町の補助制度を活用し設置されておりまして、平成21年度の補助制度創設以降これまでに補助金を受けて設置した件数は179件ということになっております。

さらに、民間業者による太陽光発電の設置につきましては税務関係の固定資産の償却資産として申告をいただいている件数が平成26年度で25件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 一般住宅が179件と、かなり多くの方々の要望が出てきているなどというふうに今改めて感じております。まだまだこれらは売電価格そのものが当初40円くらいだったものが今30円の前半に落ち込んでおりますけれども、まだまだ希望が出てくるんじゃないかなというふうに期待もしますし、またそういうふうなことがあってもいいだろうというふうに私も思っております。

ただいまの中ではそのほか民間で申請があって大きく設置したのが26年度で25件というふうに今あったんですが、この面積はどのくらいになっておりますか。

それから、これ地目がいろいろあるかと思うんですが、それら地目とかそういうところは

把握してはいないですか。もし把握しておりましたらそれも確認させてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま産業課長からご答弁申し上げた25カ所の設置の件数でありますけれども、こちらについては償却資産としての申告をいただいた件数でございます。そちらにつきましてはそれぞれの業者さんが集約をいたしましてそれぞれの箇所というふうなことでありますが、そちら地番はありますけれども面積等についてはいわゆる施設での課税になりますので、そちらについては把握してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 実はこれ国が進める太陽光発電、脱エネルギーなんです。我が町もこの大変遊休地に対してこのような整備がされて、4号線沿いも、私のほうから4号線出たところの空き地もこれが設置されたりして非常に整然と整備され、あるいは昔からあります清水食品の跡地、あそこなんかもメガソーラーが入ったりというふうなことで、大変前のぼうぼうと草木が生い茂るあるいは荒らされている土地というものが、きれいに整備されて大変環境がよくなったなというふうなことを感じております。

しかし、今時代、農業関係が非常に農業悪くなって田畑が荒れてきております。その田畑にも、畑とか田んぼにもソーラーをやりたいというふうなことで希望が出ているかと思えます。ある場所ではいわきのトマトランドなんかは移動性の太陽光発電を設置したりしております。

実は鏡田にも農地にソーラー施設が設置されました。しかし、それらのソーラー施設がなぜか解体して撤去しなくちゃならないというふうな今話が出ております。かなり業者の方に見ると設備費があって、勝手にやったのではなくて前もってそれなりの手続なり許可をもらって、得てやったのだらうと私は思うんですが、それがなぜか今その農地につくったというふうなことでちょっと問題が発生しておるようでございますが、町当局はこれを把握しておるのかあるいはその辺をどんなふうにするのか。

私は遊休農地がかなり出て、今我が町は福島県、全国でも名立たる遊休農地のあるところですから、そういうところの活用には、ましてや農業が今こんな状態で米が1俵8,000円くらいでやっている状況ですから、そういうふうなことを踏まえればやはり町内の土地の活用ということでは今後大変大事なことであろうと。いろんな規制や制約があるのであればそれを町が独自が太陽光発電の設置の基準みたいのを設置して、そういう法的な部分をクリアで

きるようなことを、先ほどの地域創生のと絡めながらやれる要素ができるのであれば必要であろうというふうにも思うところではありますが、その辺の状況についてもお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（車田光男君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

農地への太陽光発電の設置ということでのお尋ねかと思しますので、その辺につきましてご答弁させていただきたいと思えます。

太陽光発電を農地に設置する場合、こちらにつきましては農地転用許可が必要となっております。そのことから農地転用が可能、農地転用許可が可能なものとしたしましては市内各域内の農地、いわゆる第3種農地には設置が可能になっております。また、農業用ハウスで使用する範囲内での再生エネルギー施設を設置することも可能になっております。

また、新たな制度といたしまして、農地で営農を継続しながらその上部空間を利用いたしまして太陽光発電を設置する営農型発電設備につきましては、その支柱の部分、そこを一時転用してその一時転用を繰り返すことによって太陽光設備を設置することが可能になっております。こちらにつきましては1種、2種、3種農地どこでも可能になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 町づくりとか土地利用とかあるいは環境整備とかというふうな、言葉で言うと格好はいいんですが、しかし、太陽光発電を設置した、ちょっと条件が合わなかったからだめだというふうなことではこれは設置者にも多大な負担をかけますし、あるいはその跡地のまた利用も何も全然政策的に出さないでだめだということでもまずいことかなと思えます。これは何らかの方法は、今後こういうことが、鏡石だけじゃなくて全国でたしか起きていると思うんです。

それらの情報をいち早く集めて、先ほどの地域創生では特区も認められる部分もありますので、そういうふうなことを早急に町としてやはり推進すべきでないかというふうに思いますが、そういう情報を今後とも集めながら地域づくりに、農業委員会も先頭になってやっていただくようにこう強く感じるところでございます。

それでは、2番目に入ります。

設置場所は土地造成により旧前とは形状が、特に山林ですね、異なっております。それらの課税評価額は変わってくるのかどうか。また、どのようになっているのかというふうなことをお伺いさせていただきます。

前は山林でただ荒れていたり手つかずのような状態でありましたから非常に、何というんですか、評価額も低かったかもしれないんですが、今回は大部分は立派に造成され、そして、車の出入りができるような場所であったり、あるいは発電がなくなればその地がすごくこう、すぐにでも何かでもできるような整備された、我が町は全町都市計画がありますからできはしないかもしれないんですが、非常にこれは変わってきておまして、そういう部分については町はどんなふうにご考慮されるのかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

太陽光発電の設置場所につきましては、ご質問のとおり農地、山林、原野等の遊休地を活用して設置されることが多いようでございます。ご質問の太陽光発電設備の設置以前の土地の形状と造成後の形状が異なっている場合の課税評価額についてであります。課税地目及び評価内容を見直してございます。具体的には農地や山林を造成して設置した場合、雑種地として評価してございます。

ちなみに固定資産税につきましては、固定資産評価基準によりまして毎年1月1日の賦課期日をもって現況地目によって課税するとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） こんな問題も東日本大震災が起これなければそんなには騒がれなかったんですが、こういうふうな歴史的なことがあったからこれが一気にこの4年間で環境が変わってきております。これはまだまだ変わる要素が、売電というふうな一つの事業として成り立つちは拡大されるだろうと思っておりますから、そういうふうな部分についても国あるいは県、それから町としての対応をどうしていったらいいのか情報を集めて、町、鏡石町の単独の、何というんですか、こういうことに対する対応ができるのであればそれはやはり設置して、設置した新しい太陽光発電の設置事業者に対しても安心して、永続的にできるような鏡石町の太陽光発電に対する考え方あるいは規制あるいはその許認可ですね、そういうことをきちんとかやっていく基準づくりというんですか、そういうことがあってもしかるべきだろうというふうにも思いますので、今後それらについてやる気があるのかどうか改めて確認させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

町としてこの太陽光について方針と、そういったものをつくるのかということでもありますけれども、これについては農商法もございまして、いろいろな角度から検討していきたいと。いずれにしても太陽光について、いわゆる自然エネルギーについては町ももちろんですし、もちろん国もそうなんだろうけれどもしっかりと考えていく問題なのかなというふうに私も思っております。

そういう中で、いずれにしても農地の問題もございまして、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） これは、町の基準はただ単に農業委員会だけじゃなくて設置の場所とかあるいは地域づくりとか町の各課に関連する部分が大変大きいかと思っておりますので、やはり鏡石町が、問題起きてからでは遅いですから、早目にそういうふうなことを進める対応が私は強く必要だろうと思っております。

それで、3番目に入りますが、太陽光発電というのはこれ設置して大体20年以上にわたってこの、これが行われるというふうな予定でおります。そうしますと、今土地の上に建っているのは太陽光の発電パネルでございまして、それがコンクリートで下をきちんと固めたり、いろいろ永年耐え得ることができるような、自然に耐え得ることができるような設置になっております。そうした場合にはこれは構築物というふうな捉え方もされてくるのかなというふうに思います。そうなりますと、構築物になりますと町の固定資産というんですか、行ってそこにありますから、そういうふうなことになってくるのかなと思っておりますが、これらに対する課税とかあるいは管理責任とかというものは町当局はどんなふうを考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

太陽光発電設備の固定資産税としての考え方でも、建物の屋根に設置されたものにつきましては家屋評価の際に屋根構造が太陽光パネルのもの、いわゆる建材型ソーラーパネルにつきましては建築評価基準に基づきまして評価をしております。単に屋根の上に設置いたしました据え置き型につきましては、評価の対象とはなっておりません。また、屋根以外に単独で設置されている、売電を目的とした発電設備につきましては償却資産として申告いただきまして固定資産税が賦課されることとなります。なお、償却資産につきましては申告課税となりますので、該当する太陽光発電設備につきましては法規定に基づきまして申告いただくこととなります。

なお、申告の基準につきましては10キロワット以上と未満に分かれているようでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） これ27年度の新しい、何というんですか、地方創生の人づくり、ものづくり、仕事づくり、町づくり、これらが出てきましたから、こういうふうな新しい事業というものを我が町の活用されて、住民が求める地域づくり、そして、太陽光パネルがさん然と輝いて明るい町なんだというふうな地域づくりになることを心から願いながら一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 6番、畑幸一です。

第15回定例会において質問をさせていただきます。

初めに、4年目、3.11大震災で犠牲者になられた方々へ哀悼の意をささげ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

かつて経験のない未曾有の大震災から4年目が回ってきました。当町としても復旧から復興へと進展し、震災前の地域を取り戻しつつあります。町として全力で取り組んだ復旧、復興事業は厳しく、はかり知れない苦労と努力があったことと思います。大震災の傷跡を乗り越えてきた町出向職員の皆様に対して町民の一人として感謝申し上げます。

町長はことしの抱負として第5次総合計画の基本理念に基づいた、復興から進化へと実感ができる町づくりを目指す方針を示されました。町長の強い決意と受けとめます。活性化に向け、地域産業を結集し、活力と躍動を生み出すバランスのとれる独自の幅広い町づくりは、復興から進化へと位置づける再スタートの大事な年になると思われま。認識ある対応と体制を求めたいと思います。

1番、地方創生と町活性化の取り組みについて伺います。

地方創生についてはさまざまな角度から議論がなされていますが、地方創生の関心度を示す経済産業省の業種別アンケート調査によると6割以上が関心度がある。特に金融業、土木建設業においては7割から8割の高い回答を示しています。

県も地方創生戦略を後押しするための県サポート事業として市町村に対し、単独分けて一律500万円の補助金を配分。提案に応じては変える意向をした新しい制度の取り組みを設定。各市町村に対して自主的な施策を促す施策と考えます。町として責任のある質の高い町づくりの創生戦略の課題として質問させていただきます。

(1) 都市と地方の格差の是正、少子化、高齢化、人口減少問題、人材育成、子育て支援など地方自治体に対して地域社会の活性化を図る推進事業と受けとめます。町創生戦略にかかわる課題として町づくりの創意工夫が強く求められ期待されるが、町民参加による提言、意見など要望を受け入れる対応策の考えはあるか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民参加による提言、意見等の要望を受け入れる対応策の答弁でございますが、昨年11月28日にまち・ひと・しごと創生法が公布されまして、国におきましては内閣総理大臣を本部長として、まち・ひと・しごと創生本部が設置されまして、総合戦略が閣議決定されたところでございます。都道府県及び市町村では国の総合戦略を勘案しました地方版の総合戦略の策定が求められておりまして、当町におきましても平成27年度中の策定を目指して本年2月に鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を設置したところでございます。

総合戦略策定に当たりましては、第5次総合計画策定を参考に議員の皆様を初め、広く住民や産業、学官金労言の関係者等のご意見をいただきながら進めてくださいというような規定がございますものですから、その意見を踏まえまして要望を取り入れた総合戦略を策定していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 地方戦略を町としてどう捉えるのか、地方町村の知恵比べ、対抗戦、取り組みの展開によっては格差が生じ、勝ち組、負け組というのができることも懸念されます。このような状態を踏まえると町民本位の創生ビジョンの取り組みは不可欠であると考えます。町民の声をぜひ反映させる、ユニークな発想があるかもしれませんから、ぜひ対応を求めたいと思います。

(2)に入ります。町政の運営は町民に夢を見させることが欠かせない、極めて大事な課題と思われまます。創生、町創生戦略の策定において新しい事業計画と思いついたかじ取りの施策をどのように考えているのか、町づくりの活性化を、向上を進化させる、バージョンアップの取り組みについて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回策定する総合戦略につきましては、人口動向分析、将来人口推計を行いまして、人口減少社会を見据えた総合的な戦略が求められております。その中では東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育て支援、地域の特性に即した地域問題の解決を図り、自立的な、持続的な地方創生を進めていく必要があると考えております。そのために地方への新たな人の流れをつくり、暮らしの環境整備としての人の創生、雇用の拡大としての仕事の創生、コンパクトな町づくりと活性化を進める町の創生に視点を置いた計画とするため、さまざまな観点から第5次総合計画と整合を図りながら施策の実効性が図られる計画とする考えでございます。

当然ながら新しい事業計画につきましても、総合戦略に皆さんのご意見を受けながら取り組んでいき、よりよい鏡石町の進化と発展につなげていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 私の考えとしては、身近な事業としての6次化産業の商品開発、1、2、3次産業、1足す2足す3は6になりますから6次化産業と言うんでしょうけれども、生産、加工、販売、三位一体の地域産業の有効活用の推進の取り組み、他市町村との違いの体制づくり、助成制度、相談体制、情報体制などの充実した施策、取り組み、町創生政策に欠かせないグルメマップの存在感のある転換、継続事業でありますポスターをつくる、大きくしていただきたい。またはこれ、せっかく商工会さんと飲食店さんの新しい企画でつくったものですが、若干こう見づらいというかちょっと小さ過ぎるとそういうものを感じます。大きくつくっていただきたい。

これがどうしても、何というんですか、例としてキャッチフレーズを入れたものをつくっていただいて、結局は何というんですか、町民に訴えるようなポスター、または町を訪れた観光客に対してアピールができるようなキャッチフレーズを入れてほしい。例えば、寄り道をしていきませんかとか、メニューの半額セールを土日には限定しますとか、実際にこの半額セールというのは東京の浅草で行っているんです。これはスタンプラリーで3件を回ってまたプレミアムをつけるというような形で、本当にアナゴの1,500円くらいのやつが半額750円で食べさせてくれる、これが本当に満員なんです。そういったものをぜひポスターに取り入れていていただきたいと思います。

また、田んぼアートの拡張、どうしても今回、去年は1万7,000円から、ことしは多分に2万以上になると思うんですが、田んぼアートの拡張の企画をぜひ考えてほしい。今の状態よりも東側のほうにもう1枚大きく、町長はもう考えていると思うんですが、そういった企画の取り組みをぜひお願いしたいと思っております。それが創生戦略のかなめと私は考えます。

それと、地産グルメと町のブランド化、鏡石と言えど何々、そういうふうな形で鏡石と言えどキュウリ、ちょっとこうキュウリはちょっとすばらしい食べ物ですけどもなかなかイメージに合わないと思うんですが、そういった町のグルメ、地産グルメですね、それとブランド化を徹底的につくっていただきたいというのが一つの要望でもあります。

今回ウィリアム王子が福島を訪れましたが、ウィリアム王子が食べたデザート、これは鏡石産のイチゴ、ミックスベリーというんですか、これが出されて、福島鏡石産としてウィリアム王子は食べました。そういったものをホームページで紹介でもしながら、食の、グルメをぜひ取り組んでいただきたいと私は思います。

作成に当たっては、今をどう変えるのか、現実はどう変わります。迅速な効果を期待して、町創生戦略の策を求めていきたいと思っております。

(3)に入ります。

企業誘致活動の現状をどう対処していくのか。状況判断は高いハードルと思われるが、見直しを図る方策について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

企業誘致の関係でありますけれども、企業誘致につきましてはご承知のように現在町が所有する造成済みの用地というものはございません。そういう中で駅東第1土地区画整理事業地内での準工業地域、さらには既存の工業団地内の民間の未利用地のPR、さらには国・県の補助金の制度の既存企業への情報提供ということに努めているところであります。

特に福島産業復興企業立地補助金を活用しましたいわゆる既存の企業における増設につきましてはこれまで3社、4件の補助申請が採択されまして、100名を超える新たな雇用が創出をされております。

現在も2社が申請中でありまして、さらなる新たな雇用が創出されるということで期待をしております。

今後も既存の企業に対する補助金制度等の情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 2月10日、東京で行われた県企業セミナーの開会についての誘致活動の展開の概況はどうだったのか。出席したのかしないのか。企業160社が集まったということなんですが、それについて一つお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

県が企画しました企業立地セミナー、東京で開催されております。県知事がトップセールスを行うということで多くの企業が参加されております。それにつきましては産業課から私と振興グループ2名の職員が参加して企業と情報交換をしてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） まち・ひと・しごと、これは基本構想だと思われます。雇用創出には不可欠であります。境企業用地とか駅東地区、26ヘクタール、準工業地帯のみなしはどんなふうを考えているのか。どういうふうな形で我が町に問い合わせが来ているのか。ぜひその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 駅東の準工業地帯についてのご質問でございます。オーダーメイド方式ということで、情報提供をしております。問い合わせは多くはありませんが、例としましては大型の小売業の出店の、出店といいますか問い合わせがあるというようなことで、製造業などの企業についてはないというふうな状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 原発事故の収束は状況は全く先が見えない。風評被害は払拭されていない。地域産業の創出は相当な課題であるというようなことに、この状況の中、この企業誘致活動というのは大変難しい問題ではあると思いますが、いつまでも土地を放置していくわけにはいかないので、今全く将来のことを考えるとあのときこうでなければよかったとかというようなこと必ず出てくると思うんです。例えばこの駅東地区の26ヘクタールの準工業地帯についてはリースで提供するとか、いろいろな考えがあると思うんですが、そういったものは一切考えていないのか、考えているのかご答弁お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

駅東についてはご承知のように今56ヘクタールの中で10ヘクタール、いわゆる1工区分のみ動いていると。これについては27年度、新年度でほぼ完了に近くなるというそういう状況であります。ということで、2工区以降についてでありますけれども、その中には当然準工が入っているということでもあります。そういう中については、この27年度の中でしっかりとどうするかということについて議論を進めていきたいなど、その中ではもちろん議員の皆さんにもお諮りしながら対応していきたいということで申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） リスクは避けて通れない課題と思います。誘致実現のために何とか苦勞していただきたいと思います。

2番、ふくしまデスティネーションキャンペーンの推進について伺います。

（1）の町として観光情報をどのように把握、提供しているのかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

4月1日から6月30日までの3カ月の期間で実施されます、ふくしまデスティネーションキャンペーンにおいては花が主要なテーマの一つであります。町では桜やアヤメなどの観光素材を福島県の担当のほうに提供しまして、県の総合ガイドブックや県中エリアのガイドブックにその情報が掲載され、作成されたというような状況でございます。その中には空間的価値と歴史的価値をあわせ持つ岩瀬牧場や農業型体験型観光となる田んぼアート事業なども掲載しており、県全体で合計で120万部が全国各地に配布されることとなります。これらのPR効果が非常に高いものというふうに考えております。

また、町単独ではこれまで町が作成しておりました観光パンフレットにつきまして、これをリニューアルをしております。こういったことなどによりまして、このふくしまDCを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 県の事業においても宿泊料金の一部補助、1万円を超える場合利用できる5,000円分の割引クーポン券の発行、誘客拡大を図る観光客の回復につなげる事業の取り組みを始まりましたが、こういった取り組みについては町としてはどのような考えをしているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

県のほうでも風評被害対策としまして、この観光事業につきましては非常に大きな予算と経費を費やして事業展開をしております。

ご質問の中にありました宿泊等の支援のための経費につきましては当町にも宿泊施設がありますので、その効果は享受できるものと考えております。

また、そのほかの県の事業部においても全県にわたってその事業が企画されておりますので、県の事業を活用しながらDCを推進してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） （2）の町の観光プランの主要テーマの取り組みはあるか。例としては県は花の王国、キビタンフラワースタンプラリー、花・グルメ・温泉周遊お得ツアーとかということで企画をしておりますけれども、須賀川の、隣の須賀川市の場合は花をテーマとしたスタンプラリー、ウルトラマンとかという形で主要テーマの取り組みをしているんですが、スタンプラリーの中にも、須賀川スタンプラリーの中でも我が町の誇る岩瀬牧場も入っているんです。こういった企画を先取りされるような形になっているんですが、町としてのこの主要テーマの取り組みはどういうものがあるかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ご質問の中にありましたスタンプラリーの関係であります。これにつきましては須賀川市、天栄、鏡石ということで岩瀬地方タイアップ事業として過去から継続しながら推進してきた事業であります。今回のデスティネーションキャンペーンにおいてさらなるステップアップの企画として一つのテーマになったというところであります。

町では4月の桜、5月から始まります田んぼアート、6月のアヤメを主要テーマと位置づけております。それらの観光素材に岩瀬牧場や鳥見山公園などの既存資源を組み合わせながら事業を進めてまいります。

昨年と同様にJR東日本の駅からハイキングとのタイアップ事業として、4月のさくらウ

オーク、5月の田植えイベント、6月のあやめウォークを予定しております。また、新たな取り組みといたしまして熱気球を上げ、空から桜を眺めるという、桜シーズンに合わせたさくらフライト事業を計画しております。このような事業を通じまして、春の鏡石を楽しんでいただく企画を進めたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） （3）に入ります。

リピーターに、町の魅力をどう発信しPR活動を行っているのかについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

福島DCに向けました観光イベントでは先ほどもご答弁いたしましたが、JR東日本との駅からハイキング事業のタイアップ事業によりまして、ウォーキング事業を昨年引き続き実施したいと考えております。これらの企画につきましては昨年からのリピーターが望めるものと考えております。

また、田んぼアート事業につきましても新たなデザインを楽しみにしているというお客様も非常に多く耳にしております。これらのお客様をまた翌年度も来たいというように思っただけのようなおもてなしをして、翌年度のリピートにつなげたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 日本への外国からの観光客、1,356万人。台湾は283万人、韓国は273万人、中国は240万人、もう日本に来る6割を占めているというようなデータも出ていますが、町としてはどのくらいの人数の予想をしているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

外国人の旅行者の関係だと思えます。おっしゃるとおり国の政策でも外国人を取り込んで経済効果を発生させるというような企画が非常に多くあります。各地方におきましても、外国人が相当数旅行に出かけるというような状況になっております。

ただ、当町におきましてはこれまでも外国人という実績は多くはありませんので、今のところ外国人に向けた、に絞った取り組みは現在のところ考えていないというような状況でございます。

なお、田んぼアート事業などにつきましては町外からのリピーターが非常に多いというような状況になっておりますので、今回は大きなポスターを作成しまして、東京方面、町外にその張り出しをして、町外へのPRを行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） （4）に入ります。

若い世代を対象にした、ニーズに合ったアピール、イベントなど参加に向けた誘客の実態はどうかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

若い世代を対象にしたイベントということでございます。当町で若い世代に絞ったイベントという、テーマを絞ったイベント、特に企画はされておりましたが、今回新たに企画します熱気球から桜並木を眺める新しいイベント、さくらフライトや田植えイベントでは多くの親子での参加が見込まれます。こうしたイベントとしまして親子、若い世代の観光PRを展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君。

〔6番 畑 幸一君 登壇〕

○6番（畑 幸一君） 若い世代はクオリティが高く、ペアになっていると、そういうような感じを受けております。JR九州ではケーキ、スイーツ列車というのを走らせるそうです。ソムリエを据えた、女性に向けたスイーツ列車、確かにこれは受けるかと思われそうですが、いろいろ企画を練って、我が町も活性化になるような形で努力していただきたいと思えます。

これで、一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

ここで議事の都合上、2時半まで休議といたします。

休議 午後 2時18分

開議 午後 2時30分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円谷 寛君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） あの東日本大震災からちょうど、丸4年目の3.11という記念すべき日に、最後の一般質問をさせていただきます1番議員の円谷寛でございます。

4年前の3月11日は私どもは、午前中は中学校の卒業式でございました。

そして、午後1時から予算審査特別委員会が始まり、総務課の説明を受けているところに、あの震度6強の地震に見舞われたわけでございます。

当初、書棚の本が崩れそうだと押さえていたのですが、いつまでも強い揺れが続くので、表に出ようとなり、外へ出てしばらくして部屋に戻ると、書棚の本は北側の窓際まで床一面に散乱し、この国会室の前方南側の教育長さんなどの上にあるつり天井は落下をしておりました。

本会議のときでなくてよかったなあとみんなで話し合ったものです。

とにかく、地元のことも自宅のことも心配で会議は中断し、ひとまず帰宅しようとなったわけですが、私の自宅へ向かう県道は、JRの上にかかっている跨線橋は地震で橋桁がずれてしまい、通行不能のため、笠石から堀米に通じる道路へ回り、そこから農協予冷庫の前を通って帰宅しようとしてしました。

途中、予冷庫の手前に高齢でひとり住まいの姉が住んでいるわけですがけれども、この姉の住宅が45度くらい傾いて今にも潰れそうでございまして、あれ、大丈夫だったのかと大きい声で呼んだら、中から出てまいりました。よかったなと思っていたんですけれども、その奥の作業所兼納屋が、2階が吹っ飛んでおりまして、さらに作業所の下屋のコンクリートの基礎は、裏にある駅の相当内側まで崩れ落ちておりました。まず大変な地震だったなと思います。

自分のうちも心配になって、じゃ、行ってみようかと思つたらば、その駅の堤を兼ねた道路が1メートルくらい落下をしておりまして、これでは自動車が来たらば落ちてしまうんじゃないかと思つていろいろ姉の家からプランターとか発泡スチロールの土の入ったやつなどいろいろ並べて、そして、別な道路を通つてうちに帰りましたが、住宅も壁などが大量に落ちまして、うちの中は土ぼこりで中に入っていられないほどひどい状態でした。玄関にあった金魚鉢なんかも2つほど思い切りずれ落ちて、金魚がぴちぴちとはねていた状態

でございました。うちは風が入って寒いので、その晩は隣の人たちと西原の生活改善センターに避難をさせていただいたわけでございます。

その後、あの東京電力福島第一原発が事故に遭って、我々福島はいわゆる漢字の福島でなくて片仮名のフクシマとして、世界的に有名な地名になってしまったわけでございます。現在もその福島第一原発のその汚染水は大量に吐き出されて、地下水、汚染水が海にだだ漏れをしているというのが日夜報道されているところでございます。この廃炉には四十数年かかると言われております。4年たってもまだまだ事故の収束は暗中模索という状況にあるというのに、政府はまだ川内原発を初め、先ほどの小林議員の話にもあったように原発再稼働にまっしぐらでございますが、これはまさに無責任きわまることをやろうとしている。高濃度廃棄物の最終処分なども全くめどが立っていない中で、原発を再稼働していくというこの無責任な政府の姿勢に対しては、やはり福島ははっきりと批判をしていかなくちやならないのではないかというふうに思います。

今日などもまだ風評被害の中で農家などは特に苦しんでおるわけでございますから、そういう苦しみを全く無視をして原発を推進しようとする政府に対しては厳しい批判が必要なんじゃないかと思えます。

2日前の瀬戸内寂聴さんの日めくり暦というものを毎年買っているんですけども、その中に3月9日付で、瀬戸内寂聴さんは日めくりカレンダーの中でこのように言っています。東日本大震災から間もなく4年、被災地の復興は進んでいるでしょうか。被災地の声にふたをして、何がオリンピックですか。優先順位を間違えないでほしいと切に思います。瀬戸内寂聴さんもこのように言っておりますが、まさにこれは福島の声であろうと思えます。

さらに、もう一つ、3.11と並んできのうの3.10というのも大変記念すべき日でございます。きのうは東京大空襲70周年ということになっております。1945年の3月10日、この東京にアメリカ軍の三百数十機と言われるB-29が、東京の下町を集中的に空爆をいたしまして、一夜で10万人以上の一般民衆が殺りくをされるという空襲があったわけでございます。

以後敗戦まで日本のほとんどの主要都市が空襲をされ、たくさんの一般民衆が殺され、焼け出されたわけでございますが、広島、長崎の原爆はもちろんですけれども、このような一般民衆の大量虐殺を行ったアメリカ軍の戦争犯罪というものは、ほとんど糾弾されずに今日まで来ているということに大変私は疑問に思っております。占領下だったから何も言えなかったのか、それとも、A級戦犯の容疑をかけられていた今の安倍首相の祖父、岸信介などの支配者たちが自分の保身とすりかえにそのような批判を封じ込めてきたのかわかりませんが、大変なこれは人道上の問題で、これは戦争犯罪であることは間違いないというふうに思うんです。

それを追求できなかったのはなぜなのか。日本軍はそれ以上悪いことをやってきたとでも

言うのかということですが、これほどひどい、原爆を含めて空襲は日本はやっていないというふうに私は思うのでございます。

これからもこの問題は歴史の顧みを進めなければならない問題だというふうに思うのであります。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、第1点は歴史民俗資料館の設置及び運営についてでございます。

私は今回町が成田幼稚園の跡の施設を活用して、歴史民俗資料館を設置するということに対しては大いに賛成であり評価をするものでございます。

地域では長沼町が大変、合併前の長沼町が立派な歴史民俗資料館を設置をしていたわけですが、我が町もこのような事業を行うということになったことは大変評価をしたいというふうに思うのであります。

せっかくなのでございますから、町の将来を担う若い人々にやはり郷土に誇りを持ってもらえるような、意義のあるものにしていただきたいというふうに思います。

まず、第1点は施設の内容について、まだ一部の説明が行われていないというふうに思うので、それから、その辺についてちょっともっと詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

歴史民俗資料館は旧成田幼稚園の園舎を再利用し、郷土の歴史を保存し、継承するため歴史検証により収集された資料を初め、町民の皆様から寄せられた農耕器具及び民具等を展示することで町民が歴史を体感できる施設として、平成25年度から施設の改修工事等の施設整備を進めてまいりました。

資料館の内容としましては、資料の展示のための部屋が2部屋となっております。農耕器具や民具を中心に展示する部屋と、そして、歴史年表や昭和の時代の写真などを展示する部屋となっております。また、事務室を施設管理のための部屋としており、これにつきましては地元老人クラブ等の地域住民の皆様の憩いの場としても開放する予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 概要はわかりました。

2番目の展示の関係ですが、農具の展示ということをおっしゃられました。現在どのような、その展示物が町の中には保存をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 具体的にこの品物ということではなくて、歴史民俗資料館はこのような方向で今進めたいということをお話させていただきたいというふうに思います。

鏡石町の歴史を学び、探求し、継承できるようにするためにこれから5点のことを申し上げたいというふうに思うんですが、一つは収集と保存でございます。町の郷土に関連する史料を収集して保存していきます。また、町史編さん事業で収集した史料の整理、保存、史料の分類等により施設の充実を図っていききたいというふうに考えてございます。

2点目として展示でございます。町の歴史を迫体験できるよう配慮しながら、農耕器具、生活用品についてはできるだけ復元展示を目指していききたいというふうに考えてございます。

3点目は調査、研究でございます。郷土ゆかりの史料を調査、研究し、その成果が展示や学習支援活動に反映できるように目指していききたいというふうに考えてございます。

4点目といたしまして、学習支援でございます。学習意欲のある町民の皆様のニーズに応えられるように、また、子供たちの郷土愛を育むことができるような学習支援を目指していききたいというふうに思っております。

そして、最後の5つ目なんですが、交流サービスでございます。住民が気軽に施設を訪れ、歴史、文化等を通じた交流が図られる資料館になるように目指していききたいなというふうに思います。

現在、陳列、整理等もまだ十分ではなく、今答弁させていただいたことがすぐに実現するものではございませんが、目指す方向に、町民の皆様や文化財の保護審議委員の皆様のお力をおかりしながらしっかり進めていききたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ここで、暫時休議いたします。

休議 午後 2時45分

開議 午後 2時47分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今、教育長から説明がございましたが、やはり、今の5項目大変立派なものだと思いますので、その内容の充実をぜひお願いをしたいわけですが、3つ目のほうにいきますけれども、この幼稚園の教室の隣に旧二小の体育館があるわけです。これは幼稚園の行事にも使われて、幼稚園の運動場にもなってきた施設でございます。何か今

物置みたいな感じでございますが、やはり民俗資料館と名乗るについては、今の幼稚園の教室の跡だけでは非常に不十分ではないか、狭過ぎるのではないかというふうに思うんですが、この旧二小体育館も民俗資料館の一部として活用すべきではないかというふうに思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

旧二小体育館は昭和41年12月に建設された施設であります。現在は今議員さんがおっしゃったように町や成田地区の備品などの保管庫として利用されているところでございます。施設自体は老朽化による施設の劣化が著しい状況であり、今後別な用途で利用する場合は耐震性や安全性の問題から多額の改修費用負担等が見込まれることから歴史民俗資料館としての利用は難しいのかなというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 耐震補強という方法もあるような気はするんですけども、年数がたって危ないというのだったらこれは町としてもそのままは置けないわけです。いろいろ道具が入っていれば、それは人の出入りもあるわけですから。その辺はもう少し補強するなり何なりあるいは解体をするしかなくなるわけですけども、これはどうですか、町長の話に何か老朽化して危ないと、じゃ、これは施設は使わない、しかし、いつまでこのまま危ない施設をそのままにしておくということもちょっとおかしいのではなんて思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

教育長のほうから今報告があったとおりでありますが、いずれにしても今あの体育館を利用、人が入って常に利用するという状態ではないと、町のもの、さらには地域のを置いてあるという、そういう状況でありますので、これを今直すということ、解体ということでいろいろあるわけでしょうけれども、今まで震災もございました。いろんな面で解体ともなればそれなりのお金もかかってしまうということで、やりたいわけでありましてけれども、今までできなかったということでございますので、いずれにしても常々この、どうするかについて、解体するか、どうするかについては常々検討を今しているわけでありましてけれどもなかなか今のところは結論が出ていない状況だということでありまして。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 危ないというならちゃんと片づけてもらわないと、我々地域に住む者として年中出入りして、人は出入りして使っているわけですから、それははっきりして、補強するとか壊すとかこれは話はちょっとずれてしまったかもしれないけれどもはっきりしてもらいたいというふうに思います。

4つ目の展示については先ほど教育長、立派な5点の目的を掲げられましたので、余りも言いたくはないんですけども、さっきの5つの中にも入っていましたようにこれからの人たちにいろいろ教育的な役割もあるだろうというふうに思うんです。ですから、我々の先祖がこういうふうにして生活と生産を行ってきたと、そういうものを系統立った、例えば農機具だったら発展の段階とかあるいは例えば養蚕というの、私は大変町の歴史の中で忘れてはならない産業であったと思うんです、養蚕というのは。

非常に鏡石の産業、牧場があるものですからすぐ牛と言うんですけども、それだけじゃなくして、養蚕の歴史というのは私はかなりあると思うんです。農家的に言っても大変立派な業績があるわけです。養蚕農家も何軒かありまして、福島県の農業10傑に選ばれた農家もありましたし、農林大臣の表彰なんか、この間、何年か前に受けた人におりますし、成田には全養連の会長までやられた人までおられるわけです。だから、この養蚕の歴史、衣食住の大事な一要素である衣というものを、どういう形で我々の祖先はつくってきたのか。最近では中国の生糸などに押されて養蚕は衰退の一途をたどってきたわけですけども、しかし、重要な我々の生産様式の一角を担ってこの養蚕というものはありましたので、子供たちに我々先祖がどういうふうにして、我々の衣類をつくってきたのかと、そういうものを展示をするようなものもぜひ系統立ったものとして考えていただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

歴史的史料を展示する上では、他市町村等の同類の施設の例を見ましても、歴史をたどった形での展示は必要だろうというふうに考えてございます。

現在ではできるだけ歴史に沿った展示を考えておりますが、養蚕を含めそれらを行うための歴史的史料が保管されていたわけではないため今後も史料の収集には努力していきたいというふうに思います。

そして、歴史民俗資料館としてふさわしい施設になるように事業を進めてまいりたいとこのように思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひその衣食住の大事な要件の衣というものを、やはり我々の先祖がどういうふうにして働きながらそういうものを維持してきたのかということ、やはりぜひお願いをしたいものだというふうに思います。

2つ目の大きな項目は、図書館を利用しやすいものとするための管理・運営についてお尋ねをいたします。

まず、図書館が、私の知り合いが利用をしていて感じたということで、先日話をさせていただいたんですけれども、やはり図書館に入るときに靴を脱いで入るんですけれども、これはちょっと、管理する側では汚れなくて大変便利だと思うんですけれども、いいことだと思うんですけれども、しかし、利用する立場に立ってもう少し施設の運営は考えてもらわないと、ちょっとお役所主義過ぎるような気がするんです。皆さんが気楽に入れるような、そして、1人でも多くの人が利用できるように、利用しやすい状態をつくり出すということがもう少し我々の側にやはりなければならないのかなと思うんです。今一々靴を脱いで入る施設というのは余り公共施設でないんです。特殊なものについてはありますけれども、一般の大概出入りする図書館などについてはこれはやはり靴のまま、汚れるような、そういう汚れのついた履物何かは入り口でやはり脱いでもらおうとしても、やはり時代の流れとして靴のまま入れるようなそういう施設にすべきではないのかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

じゅうたんが敷かれている図書館において履物を脱ぐことは清潔な環境や足音をなくし、静かな空間が保てる等の効果がございます。また、本を探す際やその場で読みたい場合は膝をついたり、座ったりすることができ、高齢者や子供たちがくつろぎながら本を親しむことができます。実際に図書館内でそのような風景も目にしております。

そのほか土足の場合と違い、じゅうたん敷きにより清掃が簡単にできることも利点となっております。

他の図書館の例はさまざまであると捉えておりますが、今後もこの件も含め利用者が快適に利用できる施設運営に努めてまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 教育長、もう少し考えてもらいたいのはじゅうたんが敷いてあるから土足はだめというのは当たらないと思うんです。どうもあのじゅうたんは土足用にできているじゅうたんらしいんです。長い間使っている人に言わせると、あそこを歩くと靴下が大変傷むというんです。あれは普通の上履きを脱ぐカーペットと違うんです。大分靴下がほころびると、あそこを歩いていると、かたいんです。だから、それはちょっと違うんじゃないかと。

そして、汚れる、今はどこも舗装になっているしそんなに汚れないんです。汚れる場合はだから履きかえればいいんですけれども、あの玄関の靴脱ぎ場、ちょっと利用していればわかると思うんですけれども、外と中の二重になっていますけれども、非常に間が、距離が短いんです。だから、風が、次の人が入ってくるとストレートにこう風が入ってくるということで、あそこで時間をかけて脱いでしまっているとそういう面での部屋の中に風が吹き込むということもありますから、やはりこれはもう少し前向きに検討していただいて、いかに利用者が利用しやすいかということで、このやはり時代に合ったようなそういう状況をつくってもらいたいというふうに思いますが、もう一回聞きたいんですけれども、それは、カーペットについてはそれはどうですか、靴を脱ぐようなカーペットだと思っていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 図書館ですが、図書館は平成10年にオープンしてございますので、ことしで17年目ということになるんでしょうか。現在の図書館を見ていただきましても大きな傷みとかそれから汚れもなく落ちついた中で利用できる環境になっているのかなというふうに私自身は捉えてございます。

議員さんのおっしゃるいわゆるご指摘の、履物を脱がないで利用した場合というふうに考えていきますと、毎日の汚れ落としのための清掃時間の確保というのはこれはとても大事になってくるのかなというふうに思います。特に雨上がり、いわゆる天気がよくなかった後のその時間的なものは随分しっかりと確保していかなければならないのかなというふうに思っております。

また、現在の書棚なんですけど、いわゆる本を入れておく本箱ですけども、床から低いもので10センチくらいの、程度で本が1段目が今置かれている状況でございまして。かがんで本を探すというのは高齢者にとっても容易でないのかなという感じは受けてございます。ということでそのためになりますと、今度は図書の入替えといいますか、1段目は全部あかせるとかあるいは書棚をふやすとかという手だても考えなければならぬし、広さもそこで少しは問題になってくるのかなというふうなことを考えられます。

そのようなことから現在の履きかえ方式でも私自身はいいのかなというふうに思いますが、またさらに利用者に気持ちよく利用していただけるような検討は進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ここで利用者に聞いてみるというようなアンケート調査でもやっても良かったらいいんじゃないですか、どっちがいいか。汚れる心配しているんですけども、今ここだってこれ皆土足で入っているんですけども、カーペットも敷いてあります。そんなに汚れないと思うんです。汚れている土のついたような場合は脱ぎかえてもらうということ、当然それはやるべきであって、そんなに今はどこの施設だって靴履いたままどこだって上がってますよ。だから、それはちょっと考え過ぎなんじゃないかと。利用者に聞いてみるということではどうでしょうか、アンケートなんか。その辺考えていただけないでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

アンケートをとるかとらないかということも一つの利用の方向性を決める大事な部分だというふうに思います。

もう1点、図書館においては来館者に快適さを提供するために1階の開架スペースと児童室等には床暖を設置してございます。そういった意味からも現在のシステムが適しているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） とにかく利用する側に立った視点でもうちょっと根本的に考えてもらいたいと思うんです。利用させるほうとしては確かに靴を脱げばそれは汚れなくていいと思うかもしれないんですけども、やはり利用しやすいということをもっと管理に当たって考えていただきたいものだというふうに思っております。

(2)はその館内、あらゆる施設、私は今は子供が大変大事にされるせいか注意をしないで子供のやりたい放題という親がかなり多いんですけども、館内で大分マナーの悪い、子供というんで子供を親がしつけていくわけですから、親が、保護者がきちっとしなくちゃならないんですけども、やはり館内を管理している職員もきちっと指導して注意をしていく、そういうことが必要ではないかというような町民からの声があるものですから、この辺につ

いていかがでしょう。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

図書館はいつでも誰でも何でも学べる施設を目指して地域住民の学習や情報収集の場として活用していただくことを基本としており、利用者が気持ちよく利用いただける施設運営を心がけております。

ご指摘のあった、他の利用者に迷惑をかけるような行為があった場合は職員が指導を、注意をするようにしております。ただ、そういう声があるということはまだ指導の仕方が、いわゆる注意の仕方で少し遠慮している部分もあるのかなというふうに思いますので、これらについては私どもも職員の皆さんに指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひその辺も職員の仕事であるということで指導していただきたいものだというふうに思っております。

この3点目の図書の備え方というもの、私はこれは前から言ってきたんですけども、単なる貸し本屋ではないと思うんです、図書館というのは。やはりもう少し自分たちでなかなか買うことのできないような本も図書館に行けばあつていろいろ勉強できる、いろいろ資料を調べることができるというふうなそういう機能が私はより重要ではないかと思うんです。ですから、単に、私極端な話読むに値する本は買うに値するというふうに思っているんです。だから、単なる貸し本屋みたいな図書館の運営ではなくて、もう少し重みのある難しいこと、何か調べたいことがあれば図書館に行けば何でもわかるというふうなそういう本の捉え方を、備え方をすべきではないかと。今、正直言って資料に私は物足りなさを感じているわけです。だから、図書館、例えば図書館協議会ですか、そういうものは機能されているんでしょうか。その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在図書館の蔵書につきましては、鏡石町図書館資料等収集方針に基づいて、図書館として参考業務、調査資料としての利用が見込まれる基本的図書資料のほか、最新の情報が掲載されている実用書、そして、国内外で評価されたベストセラーなど多種多様な分類の図書を選定してございます。そのほか利用者からのリクエスト、カウンターでの対応による利用者

のニーズの把握など購入すべき図書については予算の範囲で購入してございます。

しかし、全てのリクエストに対応することは難しいのが現状でございますが、現在図書館間で相互貸借が活発に行われており、自館蔵書を補完する役割を相互が担うことによって、より利用者の立場に立った情報提供が行えるようになってきております。この制度を利用することにより、多様な利用者ニーズに応えることができると捉えているところでございます。相互貸借における物流についても、県立図書館の巡回車が機能し、貸し出し館、借り受け館の送料負担をなくす工夫もされてございます。

以上のことによりまして鏡石町図書館では収集方針に沿った蔵書収集のほかにも他館との横の連携、つながり、そして、県立図書館との縦のつながりなど相互貸借を利用することで幅広い利用者ニーズによりの確かつ正確な情報提供に努めているところでございます。

それから、もう1点なんです、図書館協議会、年1回の開催ではあります、ご意見を頂戴しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひせっきある図書館協議会という、そういう機能を活用していただいて、もう少し、なるべく多くの人の意見を取り入れて図書の整備に当たっていただきたいというふうに思います。

3番目に入ります。3番目、多面的機能支払交付金事業の推進方法についてということでございますが、これは非常に多額のお金がこれからおりのわけです。それを今までは水・環境とかそういう形で、地域によっては組織があるところとないところがございまして、私ども成田なんかないです。なぜこれはつくらなかったんだと私聞いたことがあるんですけども、そういう事務をこなす人がいないと、だからやらなかったという話を聞きました。だから、これを大変たくさんのお金が入るわけです。それを事務能力がない、役員、会計とか事務処理ができないからそういう組織をつくらないということでそれがその地域にそっくり入ってこなくなってしまうということは非常に残念な話なんです。

ですから、こういう、聞いてみれば役場の職員がやっている例が多いなんて、役場の職員で、皆一般の人からは暇だと思われているのか、大変皆さん忙しいようにやっている気がするんですけども、そういう形でないとこの事業が進まないとなればちょっと問題なんじゃないかと思うんです。せっき金のお金の来る事業があるわけですから、地域にお金が入る、しかしそれがそういう人というのがない中で受け取れないということはやはり問題ではないかと。そして、まだ役場の職員に何でもそういうの任せればいいというの、そういう考え方もちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども、その辺、町長、どうですか、こう言

っているのに、人を雇ってもその事務作業をカバーしてやるような考えは、いかがなものでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

多面的機能支払交付金につきましては、その活動内容や交付単価で地域にとって非常に有効な制度でありまして、町としても積極的に推進してまいりたいと考えております。

平成26年度につきましては新たに仁井田地区の活動組織が設立されまして、活動を新たに進めております。3月までに久来石西地区の設立総会が終了しまして、平成27年度からその活動が始まる予定であります。また、成田地区、豊郷地区においても27年度中の設立に向けた話し合いなどが始まっております。

活動組織設立に向けた準備作業や活動の事務作業につきましては、町としましても積極的に支援を行っているところでございます。多面的機能維持活動の推進には事務作業はもちろんでありますが、この活動を推進していくために地域のリーダーを育てていかなければこの活動の継続が困難になるというふうに考えております。町といたしましても、臨時職員等も含めました事務的な支援も検討はしております。それと同時に地域の人材育成を一緒に進めていくということは、この活動を地域に根差すという意味で非常に重要でありますので、そういう検討もしながら支援していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 課長の言うように地域のリーダーが必要だということはわかるんですけども、事務作業が大変だからと言ってその事業を取り組まないということでは全く人材育たないわけですから、そうではなくて、事務はある程度町がやってくれるけれどもそのほかのいろんな取り組みはやってもらうということやれば、その中で人材も、リーダーも育てくるのではないかと思いますので、ぜひ農家の方々がやはり事務作業余り得手でないという人多いと思うんです。

だから、ぜひ、それはまた町の職員がそういうのをやればいいんだという考えも地域の中にあって、総務課長何かも大分ほねおってきているみたいなんですけれども、そういう考え方は本来の業務がいっぱいあるのに、皆地域でそういうものを担わせていくというやり方はちょっと、これはよろしくないんじゃないかと思います。これからぜひ検討していただいて、やはりこの事務作業を町で積極的に臨時職員のような配置をして手伝っていくんだと、そういう構えをすべきではないかと思います。町長、どうですか、この辺は。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、この多面的機能、要は水・環境ということでありましてけれども、いずれにしても職員でいろいろやっているんですが、職員という立場じゃなくていわゆる地域の一、いわゆる農家の組織として今各地域の中でたまたま職員がなされていると。私のほうから職員に命令的に事務をやってくれということは一度もございません。ですから、その地域地域でたまたま職員がおった場合には事務といういろんな観点からそれぞれの立場でやられているというふうに私は思っております。

ただ、今いろんな面で町職員がいない地域等も含めて産業課長が言われたように、町のほうでもなるべくカバーをしっかりとしていきたいなど、その辺についてはやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 町長、ちょっと認識が違うんです。職員としてやってもらっているのではないんです、それは当然です。それはそこまで町長が指揮命令の権利はないんですから。

ただ、多くの地域で役場職員がその仕事を担っているとなれば、やはりそのほかの地域でも、ほかの地域で皆役場職員がやっているからと、お前は何でできないんだという話になってしまうんです。

だから、やはりそれをやるにしても事務作業本当に役場の職員は皆忙しいと思うので、そういう職務を地域の中で皆職員に担わせていくというのが一般化していくのは非常に危険ではないかと。労務管理上もうそれこそ過重労働になってしまうのではないかとと思うので、それを、例えばやらせるにしても事務的な問題は単純的な作業のような事務作業はやはり町でやってやるんだというふうなことにしないと、役場職員がいないからうちのほうはできないみたいな話になっていってしまう心配があるんです。

だから、ぜひ町長、ここはやはりその事務をある程度町でやってやるんだというふうなことをやった上で、職員が自発的に地域の中でやっていくのがいいんでしょうけれども、役場に来て事務しっかりやらなくちゃならない、地域に帰ってまたそういう仕事を担わせるというのでは本当大変な労働過重になってしまうんです。だから、もう少しここはやはり各地域にせっかく来るお金を落としていくには事務作業が必要だということで、そのちょっと役場としてそこは考えるべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

担当課長が言われたように、臨時職員等も含めた事務的な支援も検討するという答弁をしたとおりでありますので、そういった観点から、いずれにしても地域でこういった、いわゆる多面的な機能が発揮されるような、そういったシステムについてはしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひそういう面で特段の配慮をしていただいて、やはり職員は本来の業務があるわけですから、地域に帰っても役場職員はそういうことを、皆ほかでもやっているんだからやれなんて一般化していくのは非常に危険だと思いますので、そこはぜひ特段の町長の配慮をお願いしたいと思います。

4番目、大きい4番目に入ります。

第5次上水道拡張事業の手法について、これは私は前から上下水道課長には言っておるんですけども、やはりこの巨大な投資がこれからなされるわけです。それを全部独立採算制ということに建前になっているわけですから、やはりこの工事あるいは浄水への手法でお金がかかるという手法をとっていってしまうと水道料が上がっていくということで、やはり特に低所得者の負担が多くなっていくということになりますので、生活費の中で相当比重があるわけですから、やはりこれを極力安い浄水の方法とかについて考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

第5次の拡張事業につきましては、旭町浄水場の老朽化に伴う新たな浄水場を新設する計画でありますけれども、水道事業の使命であります安全で安心な水の安定供給と、良質な水資源の保全、確保と独立採算を念頭に料金改定を行うというようなことになってございます。そういう中で水道料金は給水サービスの対価でありますので、事業全般にわたる費用の原価を精査するとともに、省エネ、さらには低コスト、安定処理が可能な施設の検討を行ってまいります。可能な限り経費削減と効率的な、効果的な財政運営ができるよう料金改定も、そういったその調査も研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 水道の浄水の手法にもいろんな方法があつて、例えば東京都の水道なんていうのは何千億じゃない、兆なんです。そういうお金をかけて東京は浄水施設をつくってきたんです。だから、何というか、ペットボトルで売れるなんていうことを自慢しているんですけども、ただそれにはコストが大変かかりまして、東京は皆財政が豊かで所得が高い人がいっぱい住んでいるところだからそれでもいいかと思うんですけども、田舎の場合はやはりまだまだ農家が特に生活が容易でない。米も安いし農産物価格も不安定だということの中で大変厳しい生活を強いられているわけです。ですから、大幅な水道料金の値上げというのは生活を圧迫するということになるわけですから、ぜひその辺で水道課長、今検討していると思うんですけども、浄水のコストについての意識をどのように考えているのかちょっとお尋ねをします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 1番議員の質問にご答弁申し上げます。

第5次拡張に関連しまして、コストが上がってくるということで水道料金の値上げというふうに書いておりますが、このコスト低減という部分に関しては本町の水道事業、今3浄水場で運営しておりますが、このたびは第5次で拡張で、旭町の浄水場が老朽化に伴うという部分で、新浄水場もしくは同配水管の布設ということで事業を、21年度に事業認可をとっております。

コストを下げるという部分で、鏡石の水道の場合は水源が地下水ということで、他の浄水場、本町の浄水場である桜岡浄水場では除鉄、除マンガンを用いての急速ろ過で対応しております。これにつきましては、水源の性質が鉄、マンガン等が多いということでその除去にそういった方法で、急速ろ過、効率的な浄水をつくるということで急速ろ過方式を採用して、除鉄、除マンガンのろ過を通してやっているということでございますので、当然それらには薬品等も注入するということではありますが、浄水場、施設のコスト低減という部分に関しては管理等含め配水池等してございますので、そういった工事の部分、構造的な部分で従来よりかなり安価な内容等も出てきているということもございますので、27年度におきましては基本計画等を予定しておりますので、そういった中身で、そういった施設、コスト的な部分も考慮しながら全体計画の中で組み入れて、コスト低減化を検討していきたいという考えをしております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ町民の負担が余り大きくふえないように、配慮をこれからの計画の中でお願いをしておきたいと思えます。

それで、2つ目はやはりこの水道事業もあれだけの遠くから水を送ったりあるいは各家庭に給水をしたり、電力を使ってやるわけです。ですから、やはり敷地、これから鳥見山の近くにも確保するようでございますが、その敷地の空き地などを利用して大量に電力を消費するんだから、みずからも電力を生み出そうと、そういう姿勢も大事なんではないかと思うんですけれども、ソーラー発電など施設の空き地などを利用してやっていく考えはないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におきましても、太陽光発電につきましては再生可能エネルギー推進として公共施設等において導入設置をしているところでございますが、この浄水場関係につきまして全国的には数多くの浄水場に太陽光発電が設置されている実績があります。設置コストが高い課題もあることから、新たな浄水場においては各施設の、及び配置計画を含め低炭素社会、地球温暖化対策への貢献期待されておりますので、先進事例等踏まえながら、参考にしながら、その可能性について検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ前向きのご検討をお願いをして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月12日から3月19日までの8日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月19日までの8日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

第 3 号

平成27年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成27年3月20日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第309号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
産業厚生委員長報告
- 日程第 3 平成27年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 4 請願・陳情について
産業厚生委員長報告
- 日程第 5 発議第 3号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第 7 意見書案第23号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書(案)
意見書案第24号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
意見書案第25号 商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り(素案)の撤回を求める意見書(案)

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	健康福祉課長	小貫秀明君
産業課長	小貫正信君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	教育課長	関根邦夫君
会計管理 兼室長	長谷川静男君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原子女力 対策室長	菊地勝弘君	農業委員会 会長	菊地榮助君
教育委員 兼会長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事は、日程第3号により運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第308号及び議案第309号）及び
報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第1、議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、日程第2、議案第309号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第308号及び議案第309号の2件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） おはようございます。

平成27年3月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

議案審査結果報告書。

本委員会は平成27年3月10日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年3月12日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時38分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。健康福祉課、小貫課長、橋本主幹兼副課長。

付託件名。議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。議案第309号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

審査結果。議案第308号は、可決すべきものと決した。議案第309号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第308号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第309号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより、産業厚生委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第308号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案どおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第309号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める

条例の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第309号 鏡石町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（平成27年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、平成27年度鏡石町各会計予算審査について、議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算から議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第335号から議案第345号までの11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

[予算審査特別委員長 長田守弘君 登壇]

○4番（予算審査特別委員長 長田守弘君） おはようございます。

報告します。

平成27年3月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成27年度各会計予算審査特別委員会委員長、長田守弘。

平成27年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成27年3月10日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で申し上げます。

平成27年3月13日。午後1時。午後4時42分。委員全員、議長。議会会議室。

平成27年3月16日。午前10時。午後3時46分。午前、委員全員、議長。午後、委員全員。議会会議室。

平成27年3月17日。午前9時57分開議。午後3時27分閉会。午前、委員10名、議長。午後、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算、議案第336号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第337号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第338号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第339号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第340号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第341号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第342号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第343号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第344号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第336号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第337号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第338号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第339号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第340号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第341号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第342号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第343号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第344号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課担当課長、各課担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

結果。議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第336号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第337号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は異議なく可

決すべきものと決した。議案第338号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第339号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第340号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第341号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第342号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第343号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第344号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算は異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりであります。

意見なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより、予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成の討論発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第335号 平成27年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第336号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第336号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第337号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第337号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についての本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第338号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第338号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第339号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第339号 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第340号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第340号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員

長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第341号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第341号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第342号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第342号 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第343号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第343号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第344号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第344号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論はなしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第345号 平成27年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成27年3月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

請願審査報告書。

本委員会は、平成27年3月10日付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年3月12日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時38分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。産業課、小貫課長、緑川副課長、小林副課長。

付託件名。請願第4号 「JAグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出を求める請願」。

審査結果。請願第4号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、請願第4号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

続きまして、陳情の報告をいたします。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成27年3月10日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成27年3月12日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時38分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。産業課、小貫課長、緑川副課長、小林副課長。

付託件名。陳情第24号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出を求める陳情」。陳情第25号 「商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出の陳情」。

審査結果。陳情第24号は、採択すべきものと決した。陳情第25号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第24号については、全会一致で採択すべきものと決した。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第25号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより、産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、請願第4号 「JAグループの自己改革の実現に向けた意見書提出の請願」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第24号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出を求める陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第25号 「商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書提出の陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、発議第3号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番（菊地 洋君） おはようございます。

発議第3号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例及び提出理由の説明を申し上げます。

平成27年3月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。同じく賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。

鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定議案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

発議第3号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例。

鏡石町議会委員会条例（昭和45年鏡石町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。

(施行期日) 1、この条例は、平成27年4月1日より施行する。

(経過措置) 2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定に適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、その効力を有する。

本発議案につきましては、鏡石町議会委員会条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、出席説明者の要求に関する条例の一部を改めるものであります。

主な改正内容は、委員会の説明者を教育委員会の委員長から教育委員会の教育長に改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第3号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時36分

開議 午前10時37分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、日程第7として議題とすることに決しました。

◎意見書案第23号～意見書案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、意見書案第23号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）、意見書案第24号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）及び意見書案第25号 商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書（案）の3件を議題といたします。

意見書案第23号、第24号及び第25号について、提案理由の説明を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 平成27年3月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第23号 J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）。

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、今通常国会で農協法の改正が予定されています。

J Aグループの自己改革の基本方向で、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現を目指して、総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に貢献していくことがJ Aの重要な役割としており、J Aグループ福島も……

[「朗読省略」の声あり]

○8番（大河原正雄君） はい。省略の声がありますので、省略をさせていただきます。

記。

1、准組合員は、農業・地域経済の発展をともに支える農業者のパートナーとして「地方創生」にとっても重要であり、今後とも利用制限は行わないこと。

2、新たな中央会は、引き続きJ Aの自己責任経営の確立を支援することが重要な任務であり、代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能が十分に発揮できるよう農協法上に措置すること。また、J Aが監査法人による会計監査をうけるにあたっては負担増とならないよう担保すること。

3、J A・連合会の事業方式やガバナンス制度、法人形態は、組合員・会員の意思に基づき決定されるべきものであり、これを尊重すること。

4、J Aの総合事業は、農業・地域社会全体を守るために最も効果的な事業方式であることから、信用事業・共済事業の分離は強制しないこと。

5、農協法の目的や組合の事業目的に、農業振興に加えて地域振興や地域の多面的機能発揮に果たす農協の役割を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日。鏡石町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、規制改革担当大臣。

平成27年3月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正

雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第24号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ……

〔「朗読省略」の声あり〕

○8番（大河原正雄君） 省略の声がありますので、省略をさせていただきます。

（1）福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げをはかる。

（2）福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ上積みの改正をはかる。

（3）中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

（4）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島県労働局長。

平成27年3月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第25号 商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書（案）。

経済産業省資源エネルギー庁と東京電力は、昨年12月25日、福島県商工会連合会に対する説明会において、商工業者に対する原発事故営業損害賠償を事故から5年となる2016年2月で終了とする方針（素案）を示した。

しかしながら……

〔「朗読省略」の声あり〕

○8番（大河原正雄君） 省略の声がありますので、省略をさせていただきます。

さらには、原発事故現場は、現在も高濃度放射線のために核燃料がどのような状態にあるかさえもつかめず、事故の終息には程遠い状況にあることから、廃炉に向けた作業は、長期間困難が伴うものとなることが十分に想定され、福島県内の各産業に一定期間、風評被害が継続することは明らかである。

そうした状況にもあるにもかかわらず、今回示された「素案」では、事業環境の回復が確認できる業種・業態があることを理由に農林漁業者を除く商工業者等への賠償を打ち切る考えが示された。1年以内に風評被害が皆無になる見通しが全く立たないにもかかわらず、損害賠償を打ち切ることは到底納得のいくものではない。

よって、政府においては、2016年2月分をもって、損害賠償を終了するという方針を示した「素案」を撤回し、個々の事業者の実態に見合った営業損害賠償を引き続き継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに、意見書案第23号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第24号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第25号 商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り（素案）の撤回を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は去る10日から本日までの11日間にわたり開催され、平成27年度各会計予算等の重要案件を初め、全38議案につきまして、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重に御審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成27年度各会計予算等により、東日本大震災からの復興、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。

また、会期中にお寄せいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬を過ぎ、日増しに暖かくなり、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第15回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年3月20日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 古 川 文 雄

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 長 田 守 弘